大治町都市計画マスタープラン

令和３年３月

大　治　町

―目　次―

第 1 章 基本的事項 1
1-1 計画策定の背景・目的 1
1-2 都市計画マスタープランの位置付け 2
1-3 計画の目標年次と対象区域 3
1-4 計画の構成 4
1-5 上位・関連計画 5
第 2 章 都市の現況と課題 10
2-1 都市の現況 10
2-2 都市づくりの課題 39
第 3 章 全体構想 49
3-1 都市づくりの理念 49
3-2 都市づくりの目標 50
3-3 将来都市構造 53
3-4 都市整備の方針 56
第 4 章 地域別構想 64
4-1 地域区分 64
4-2 地域別まちづくり構想 65
第 5 章 実現化方針 83
5-1 町民協働の推進・民間活力の活用 83
参考資料 85

第1章　基本的事項

1-1 計画策定の背景・目的

近年、我が国は本格的な少子高齢化社会に突入し、大治町（以下「本町」という。）を取り巻く社会情勢にも大きく影響を与えています。本町の人口推計においても、老年人口は今後も増加するとなっており、高齢化の進行が見込まれます。

一方で、令和9（2027）年にはリニア中央新幹線の東京－名古屋間の開業が予定されています。リニア中央新幹線の開業によって、名古屋市に隣接する本町は東京から60分圏内に位置することとなります。リニア・インパクト等による様々な効果を積極的に取込み、都市の発展へと活かすことが求められています。

また、本町は風水害の発生する危険性が高い地域特性を有しており、愛知県においては南海トラフ地震等の発生が懸念されています。東日本大震災をはじめ、近年の熊本地震や平成12（2000）年9月の東海豪雨、令和2（2020）年7月豪雨等大規模自然災害の教訓を踏まえ、高齢になっても地域で安心して暮らせるよう、安全・安心の都市づくりが強く求められています。

以上のことから、国においては都市再生特別措置法の改正により立地適正化計画が、まち・ひと・しごと創生法により総合戦略が策定され、社会情勢の変化に合った法改正が行われてきました。さらに、愛知県では新たな都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）が平成31（2019）年3月に策定されました。

こうした社会情勢の変化を受け、本町における都市の現況と課題を把握したうえで、都市づくりの理念や目標、将来都市構造等を検討し、今後の都市計画に関する基本的な方針を定める「大治町都市計画マスタープラン」（以下「本計画」という。）を策定します。

1-2 都市計画マスタープランの位置付け

本計画は、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。

また、これは、愛知県が定める「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（名古屋都市計画区域マスタープラン）」（以下「区域マスタープラン」という。）に即し、関連計画との整合・連携を図り、都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものです。

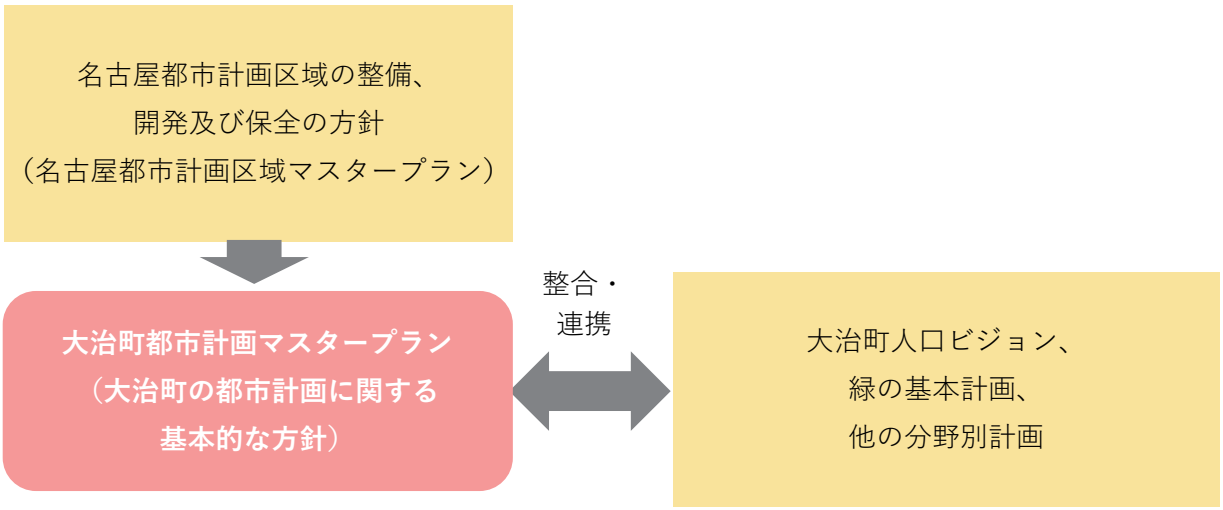

図－大治町都市計画マスタープランの位置付け

「都市計画」とは？

都市計画法第４条「都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画」です。

①土地利用　　：土地をどのように使うか（区域区分、用途地域、地区計画　等）
②都市施設の整備　：道路、公園、供給処理施設等の位置や規模
③市街地開発事業　：土地区画整理事業、市街地再開発事業　等

1-3 計画の目標年次と対象区域

区域マスタープランは、一体の都市として整備、開発、及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、一市町村を超える広域的観点から、区域区分を初めとした都市計画の基本的な方針を定めるものであり、おおむね20年後の都市の姿を展望したうえで都市計画の基本的方向が定められることが望ましいとされています。また、都市施設、市街地開発事業については、優先的におおむね10年以内に整備するものを整備の目標として示すことが望ましいとされています。（都市計画運用指針（第11版）より）

そこで、本計画の目標年次は、10年後の令和12（2030）年度、対象区域は町全域とします。なお、今後の社会情勢の変化により都市計画の基本的な方針の見直しが必要な場合においては、本計画を見直します。

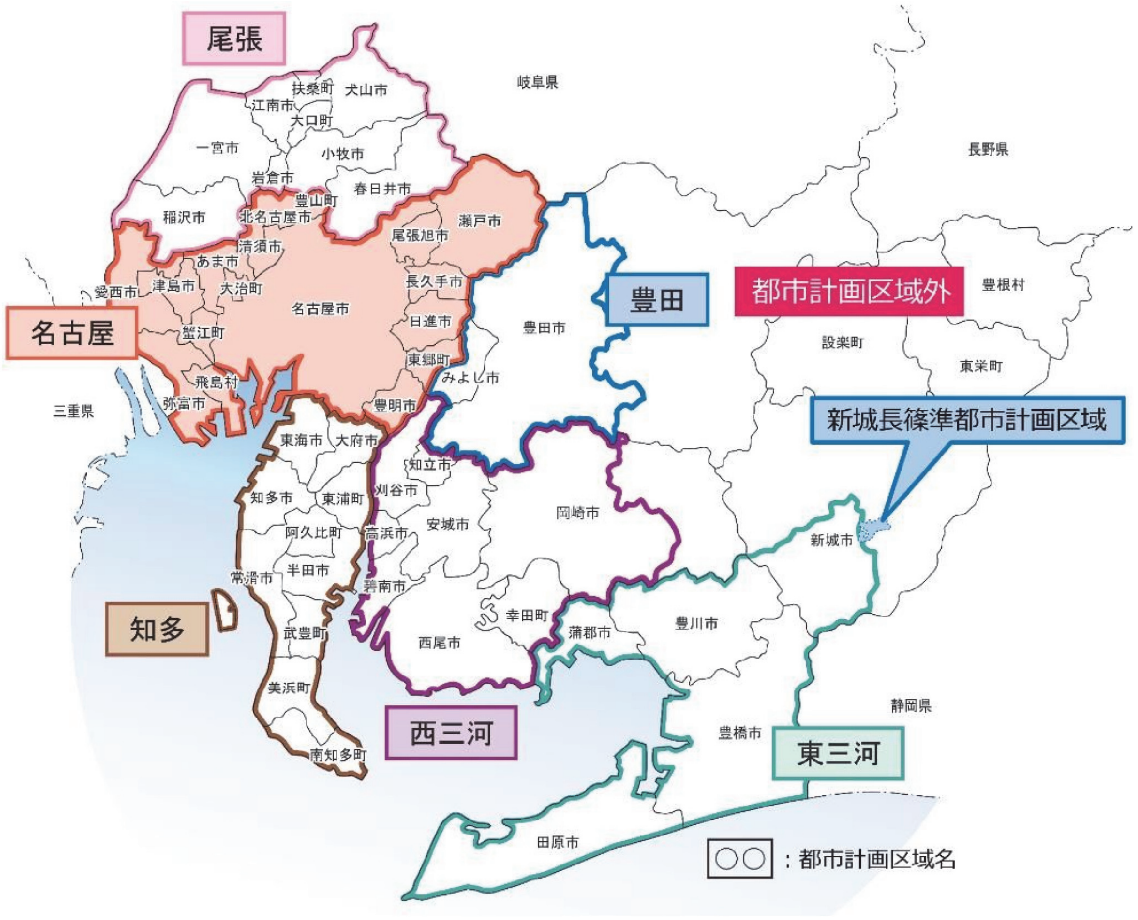

図－名古屋都市計画区域の対象範囲

資料：名古屋都市計画区域マスタープラン

1-4 計画の構成

本計画は、都市の現状や特性をまとめ、都市づくりの課題を整理する「基礎資料編」及び「町民意向調査」の結果を踏まえて策定します。

また、本計画は、「第1章 基本的事項」「第2章 都市の現況と課題」「第3章 全体構想」「第4章 地域別構想」及び「第5章 実現化方針」の全5章で構成します。

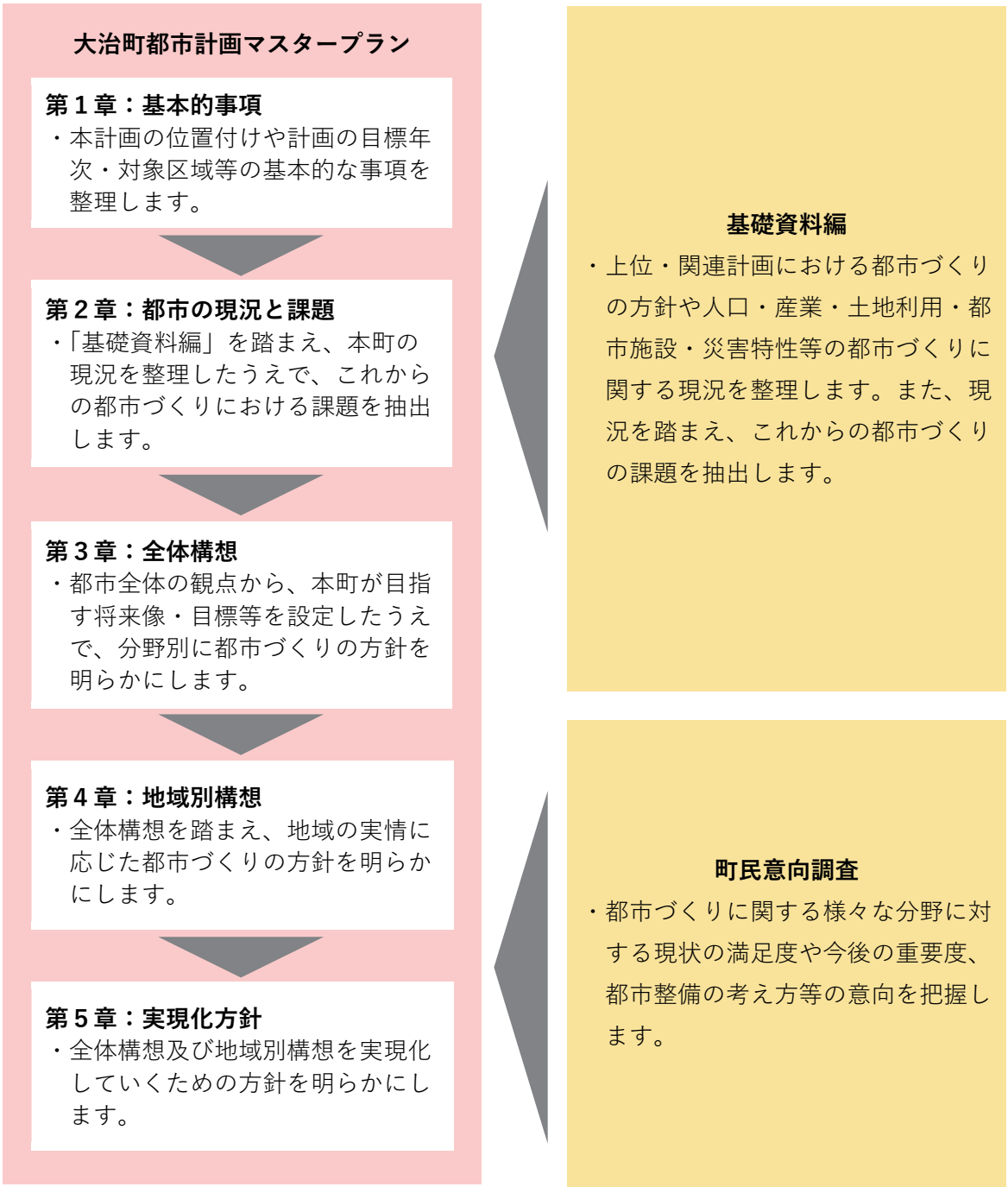

図－計画の構成

1-5 上位・関連計画

1-5-1　名古屋都市計画区域マスタープラン　平成 31（2019）年 3 月

以下について名古屋都市計画区域マスタープランより抜粋します。

■目標年次　　：令和12（2030）年

■基本理念

●愛知の都市づくりビジョン（平成29年3月）の都市づくりの理念である「時代の波を乗りこなし、元気と暮らしやすさを育みつづける未来へ」の考え方を受け、「元気」と「暮らしやすさ」に対応した本区域の基本理念を定めます。

リニア開業によるインパクトを活かし、多様な産業と
高次の都市機能が集積した世界へ飛躍する都市づくり

「元気」	リニア中央新幹線開業に伴うヒト、モノなどの動きの広域化、県営名古屋空港・名古屋港といった交流拠点とその周辺における産業の集積など、充実した国際的・広域的基盤を活かした都市づくりを進めます。
「暮らしやすさ」	商業・業務施設などの高次都市機能が集積し、都市住民がこれらのサービスを享受できる便利で豊かな都市づくりを進めます。

■将来都市構造図　　：

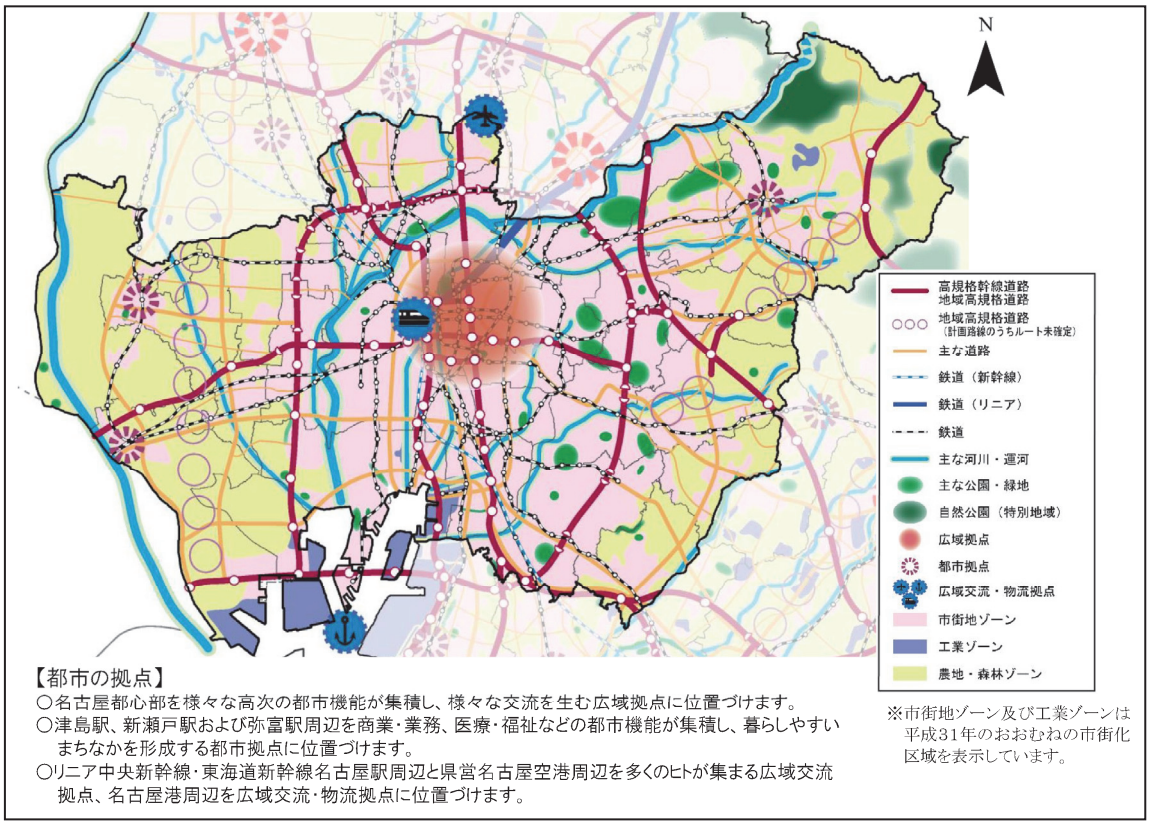

図－将来都市構造図

■都市づくりの目標

区分	都市づくりの目標
①暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換に係る将来都市像	●主要な鉄道(軌道)駅周辺などの中心市街地や生活拠点となる地区を拠点として都市機能の集積やまちなか居住を誘導し、活力あるまちなかの形成を目指します。 ●都市機能が集積した拠点およびその周辺や公共交通沿線の市街地には多様な世代の居住を誘導し、地域のコミュニティが維持された市街地の形成を目指します。 ●人口密度の低い集落地などでは、生活利便性や地域のコミュニティを維持していくため、日常生活に必要な機能の立地や地域住民の交流・地域活動などを促進する場の形成を目指します。
②リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進に係る将来都市像	●リニア開業により一層高まる広域的な集客ポテンシャルを活かした名古屋駅から栄を中心とする都心部への多様な高次都市機能の集積を進めるとともに、多様な交通機関の乗換利便性の向上など名古屋駅のスーパーターミナル化を目指します。 ●名古屋城をはじめとする歴史・文化資源や行祭事・イベントなどの地域資源を活かした地域づくりを進め、様々な対流を促進し、にぎわいの創出を目指します。 ●リニア開業による首都圏との時間短縮効果を全県的に波及させるため、名古屋駅へのアクセス性の強化、県内都市間、都市内における交通基盤の整備を進め、質の高い交通環境の形成を目指します。 ●リニア名古屋駅と中部国際空港とのアクセス利便性の向上や、アクセス道路となる広域幹線道路の整備を促進するなど、広域交通体系による中部国際空港との連携強化を目指します。
③力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進に係る将来都市像	●既存産業の高度化や航空宇宙産業などの次世代産業の創出、新たな産業立地の推進を図るため、既存工業地周辺や広域交通の利便性が高い地域、物流の効率化が図られる地域に新たな産業用地の確保を目指します。 ●経済活動の効率性の向上や生産力の拡大を図るため、広域幹線道路網の充実や空港、港湾、高速道路インターチェンジ、産業集積地などへのアクセス道路の整備を推進します。
④大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保に係る将来都市像	●災害危険性が高い地区では、災害リスクや警戒避難体制の状況、災害を防止・軽減する施設の整備状況などを総合的に勘案しながら、土地利用の適正な規制と誘導を図るとともに、道路、橋梁、河川などの都市基盤施設の整備や耐震化を推進し、市街地の災害の防止または軽減を目指します。 ●都市計画道路の整備や交通安全対策を推進し、また生活関連施設を結ぶ経路を中心に歩行経路のバリアフリー化や自転車利用空間のネットワーク化を進め、安全安心に移動できる都市空間の形成を目指します。
⑤自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進に係る将来都市像	●西部の農地、東部の樹林地などの緑地では無秩序な開発を抑制するなど、適正な土地利用の規制・誘導を図り、豊かな自然環境を保全します。 ●公共交通の利用促進により自動車に過度に頼らない集約型都市構造への転換、建築物の低炭素化、緑地の保全や緑化の推進を実施し、都市部における低炭素化を目指します。

■主要な都市計画の決定等の方針

1　土地利用

●住宅地については、公共交通を利用しやすい鉄道（軌道）駅やバス停の徒歩圏、市役所などの徒歩圏を中心に住宅地を配置し、自動車に過度に頼らない歩いて暮らせる生活圏の構築を進め、集約型都市構造への転換を図ります。

●商業地については、主要な鉄道（軌道）駅周辺などの中心市街地や生活拠点となる地区に商業・業務、医療・福祉などの都市機能の集約を進め、機能の充実を図るとともに、集約型都市構造への転換を図ります。

●工業地については、東名高速道路、東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道、東海環状自動車道などのインターチェンジ周辺や主要な幹線道路の周辺、名古屋港の臨海部など、交通の利便性が高く物流の効率化が図られる地域、既に工場が集積している工業地や知の拠点の周辺に配置を促進します。

●市街化区域における農地は、市民の農とのふれあいの場、防災空間、良好な景観や都市環境を形成するオープンスペースとしての多面的な機能を発揮することが期待されることから、宅地

化を前提とせず、地域特性に応じて生産緑地制度の活用などにより都市農地として保全および活用を図ります。

●災害の発生の恐れのある土地の区域、優良な集団農用地など農用地として保全すべき一団の区域、優れた自然環境などのために保全すべき土地の区域については、原則として市街化を抑制します。

●地域環境の保全や改善または地域活力の向上に貢献すると認められる地区や地域コミュニティの維持・創出に資する地区では、必要に応じ地区計画などを活用することにより地域の実情にあった適正な土地利用を図ります。

●計画的に市街地整備を行う地区は、農林漁業などとの調整を行い、その整備の見通しが明らかになった段階で、住居系市街地については尾張広域都市計画圏で想定した人口の範囲内で、また産業系市街地については尾張広域都市計画圏で想定した産業規模の範囲内で、随時、市街化区域に編入します。

2　都市施設

2 - 1 交通施設

●東名高速道路・伊勢湾岸自動車道など広域交通ネットワークを最大限活用しつつ、区域内の円滑な交通の確保や各拠点へのアクセス性の強化に向けて、質の高い交通環境の形成・充実を図ります。

●拠点間の連携・補完や拠点へのアクセス性の充実を図るため、都市機能の立地誘導と一体となって公共交通の利用を促進します。

●公共交通と自動車交通の適切な役割分担を図るとともに、駅前広場の整備や駐車施設の適切な配置など公共交通結節点の機能強化・充実や地域住民の生活に必要なバス路線の維持・活性化、バス路線網の再構築を促進します。

●県営名古屋空港は、コミューター航空、ビジネス機の拠点化を推進するとともに、空港と鉄道駅を結ぶ公共交通の充実など、利用者の利便性の向上を図ります。

●名古屋港は、「国際産業戦略港湾」として機能を強化するため、船舶の大型化への対応、コンテナターミナルの運営効率化、アクセス性の強化を促進します。

●南海トラフ地震などの大規模地震の発生に備えるため、交通施設の耐震化にあわせて、災害に強い交通体系の構築に向けた道路網の形成を図ります。

2 - 2 下水道および河川等

●下水道については、合併処理浄化槽や農業集落排水などとの連携を図りつつ、下水道の整備を積極的に促進するとともに、下水処理の高度化や合流式下水道の改善を促進し、快適な水環境の形成を図ります。

●台風や局地的な集中豪雨などによる浸水被害を防止するため、河川の整備、河川管理施設の機能強化を推進するとともに、新たな市街地の開発にあたっては、調整池を設置するなどの対策を図ります。

●新川流域・境川流域では、確実な総合治水対策を推進するため特定都市河川浸水被害対策法に基づく流域水害対策計画に従って、下水道と連携し、効率的な浸水被害対策を実施します。

●沿岸部の高潮による浸水被害を防止するため、低地地域での河川施設や海岸保全施設の耐震化を推進します。

●東部の丘陵地を中心に、土石流、がけ崩れ、地すべりなどによる土砂災害を防止するため、土砂災害対策を推進します。

3　市街地開発事業

●土地区画整理事業については、自然環境との調和に配慮した都市的な土地利用の増進と良質な住宅地や工業地の供給を促進します。

●市街地再開発事業については、集約型都市構造の構築を図るため、中心市街地や鉄道（軌道）駅周辺を中心に土地の有効活用や高度利用が可能となるよう、民間活力を最大限に活用して都市機能の更新を促進します。

●これらの事業の実施にあたっては、中心市街地の活性化、密集市街地の防災性の向上、魅力ある拠点の形成、まちなか居住の促進に重点をおきます。

4　自然的環境の整備または保全

●都市公園をはじめ、丘陵地や社寺境内の樹林地、市街地周辺の農地、河川の水辺など、住民にとって身近な自然的環境の整備や保全を促進します。

●ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、災害時の避難経路の確保といった観点から、広域的なつながりが確保できるよう、都市公園や河川、道路空間など公共施設の活用も図りつつ、自然的環境インフラネットワークの形成を図ります。

1-5-2　大治町人口ビジョン（平成 28 年 3 月）

以下について大治町人口ビジョンより抜粋します。

■対象期間：
　平成72（2060）年まで
■めざすべき方向：
　①若い世代の結婚・出産・子育ての環境を充実する
　②まちの魅力を高め、継続的に人を呼び込む
■人口の将来展望：
　平成72（2060）年に約33,000人の人口を維持する
■ケース別の本町の総人口の長期的な見通し

＜推計の前提条件＞

■出生率の仮定

ケース①：合計特殊出生率が現状程度で推移する場合

ケース②：合計特殊出生率が上昇する場合

	平成27年 2015年	平成32年 2020年	平成37年 2025年	平成42年 2030年	平成47年 2035年	平成52年 2040年
ケース①	1.87	1.83	1.80	1.80	1.80	1.80
ケース②	1.87	1.91	1.95	1.99	2.03	2.07

■純移動率の仮定

平成22年及び平成27年国勢調査結果※に基づいて算出された平成22年～27年の純移動率が、平成27（2015）～32（2020）年までに定率で0.5倍に縮小し、その後はその値を平成47（2035）～72（2060）年まで一定と仮定。

※平成27年国勢調査結果とは、平成28年2月15日に愛知県が公表した速報値であり、後日、総務省統計局から公表される数値とは異なる場合があります。

＜ケース別の本町の総人口の長期的な見通し＞

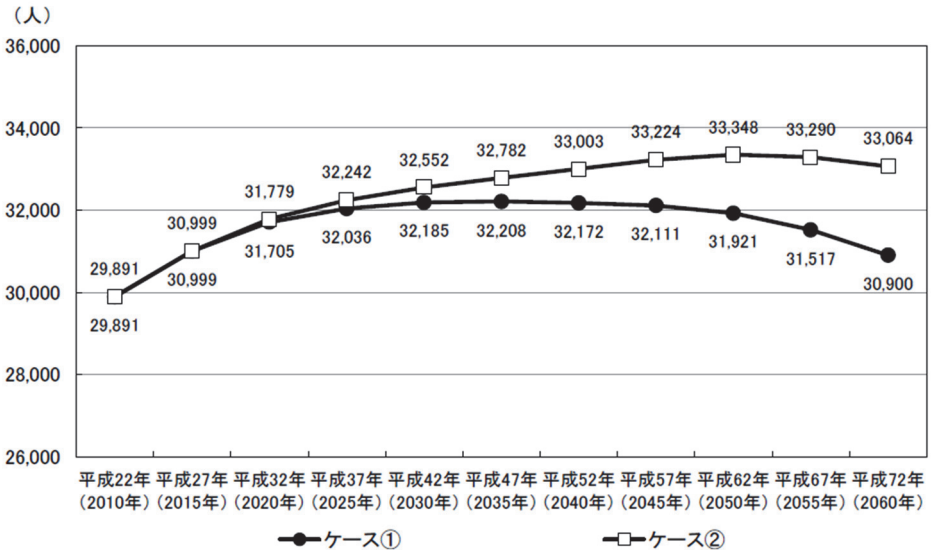

資料：大治町人口ビジョン

1-5-3　大治町緑の基本計画（令和３年３月）

以下について大治町緑の基本計画より抜粋します。

■計画の目標年次：
令和12（2030）年度
■緑の将来像：
緑と共に 安らぎのある 豊かなまち おおはる
■実現のための具体的な取り組み：

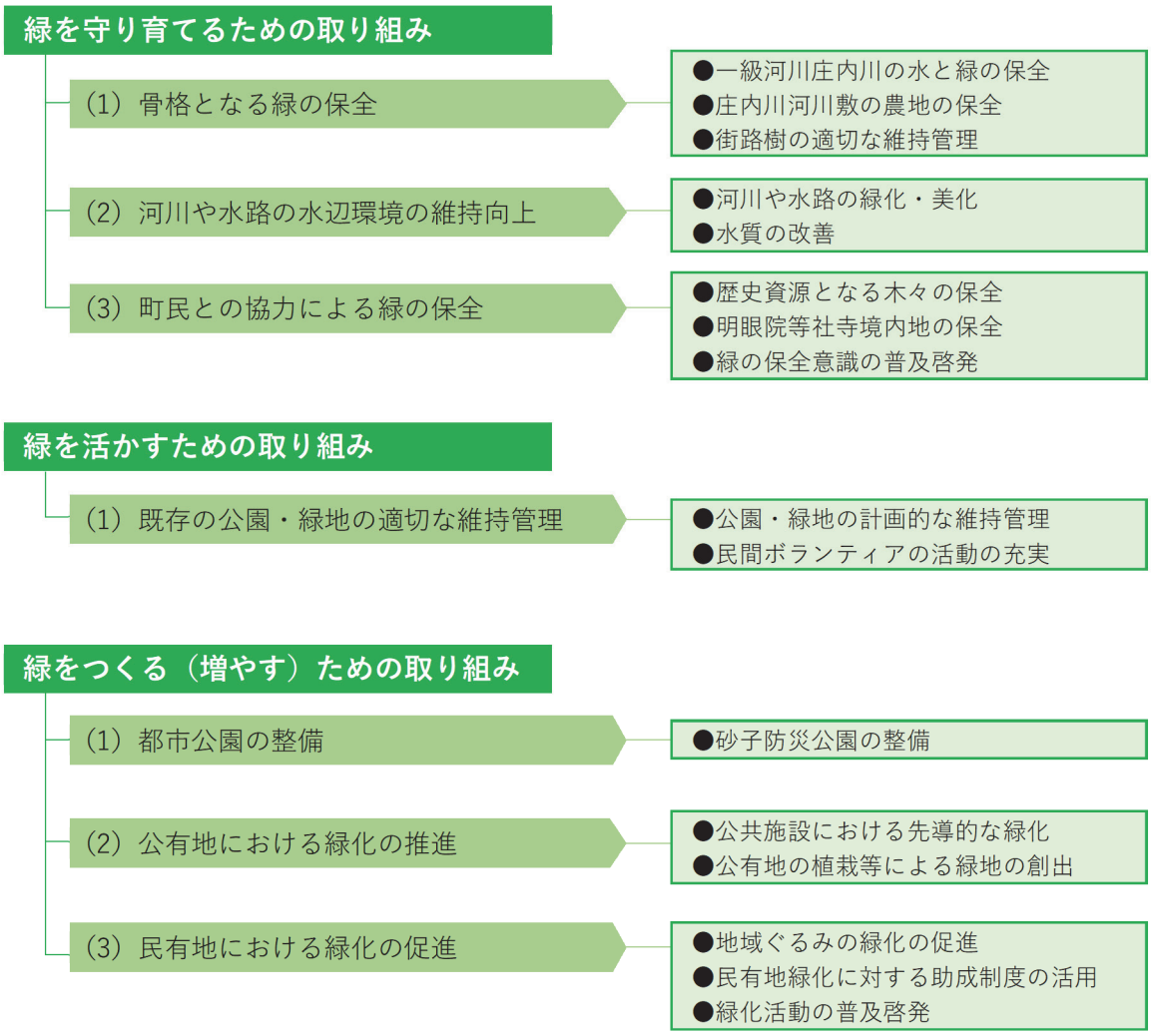

資料：大治町緑の基本計画

第2章　都市の現況と課題

2-1 都市の現況

2-1-1　概況

(1) 位置

本町は、愛知県の西部、濃尾平野の南西部に位置し、東西2.4㎞、南北3㎞、面積6.59㎢を有しています。周辺は名古屋市中村区・中川区、あま市に囲まれ、名古屋駅まで約5kmという立地条件にあり、名古屋市のベッドタウンとなっています。

町の東側には一級河川庄内川、一級河川新川、西側には二級河川福田川が南北に流れており、町域全体が土地の起伏がほとんどない平坦地となっています。

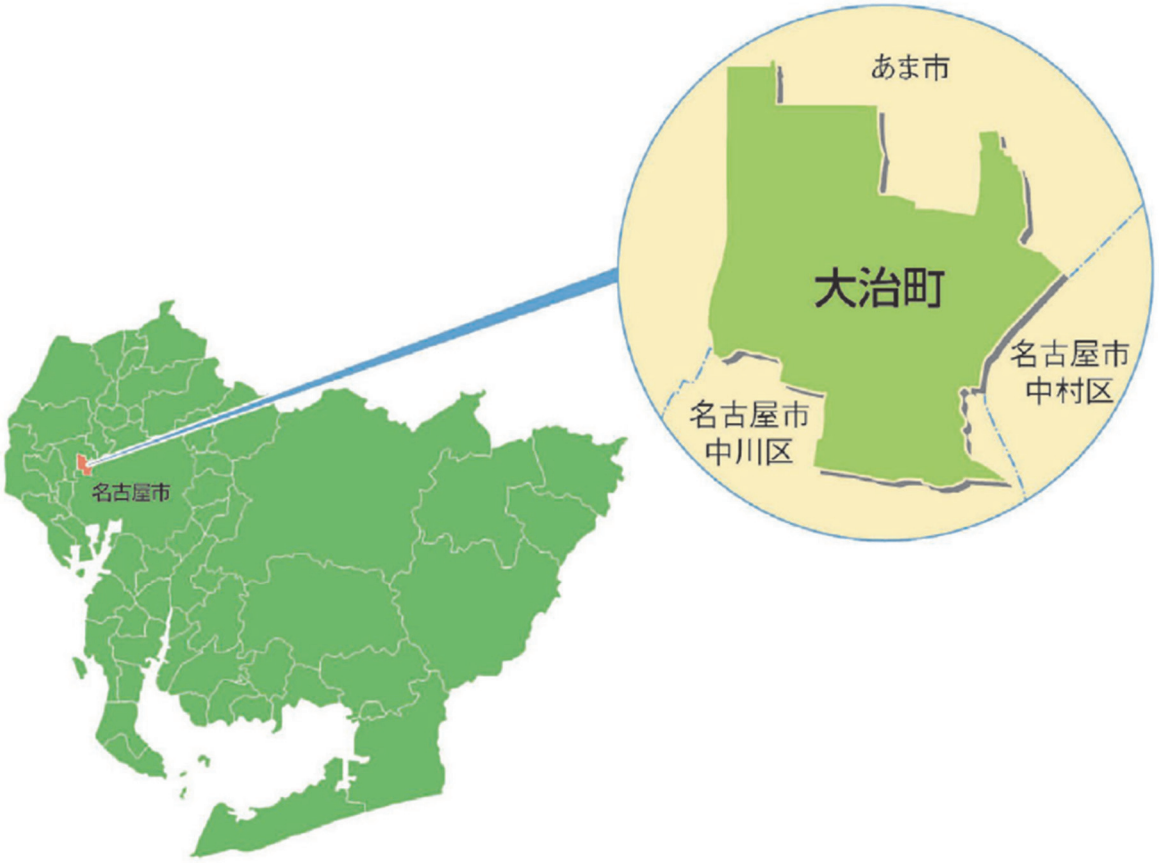

図－大治町の位置

資料：第4次大治町総合計画

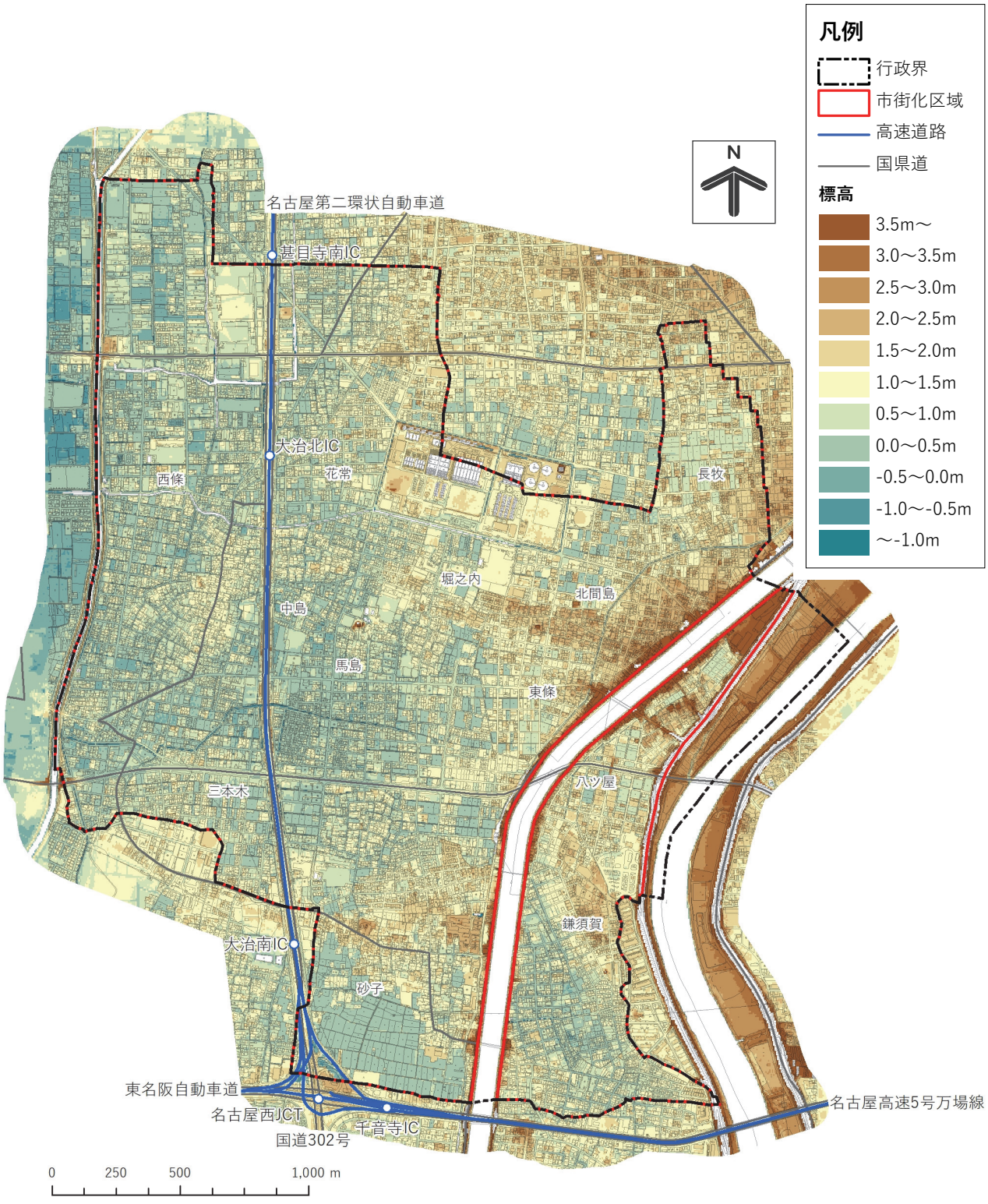

図－地形図

資料：基盤地図情報数値標高モデル

(2) 歴史

本町の歴史は古く、律令制の成立頃には中島郷（大字中島）に属し、平安時代以降には富田荘・松葉荘（大字西條）に属していました。江戸時代になると、清洲代官の配下（9大字）と名古屋の大代官（3大字）に属していました。明治に入ると大区・小区時代や数か村戸長役場時代は、すべて二行政区に分かれていましたが、明治22年10月1日に12の村（現在の大字）が合併して、大治村が誕生しました。当時の大治村の人口は4,649人、戸数は877戸で海部地方屈指の大村でしたが、それ以降一度の合併も行われず、変化の少ない純農村時代が続きました。昭和50年4月1日に町制を施行し、近年では隣接する市からの流入による人口や住宅の増加が続き、まちの姿が変わってきています。

2-1-2　人口・世帯数

(1) 総人口、年齢別人口

本町の人口は増加傾向にあり、平成27（2015）年時点で30,990人（平成2（1990）年の約1.4倍）となっています。

年齢別にみると、年少人口（15歳未満）は平成22（2010）年にかけて増加傾向にありましたが、平成27(2015)年には減少に転じています。生産年齢人口(15～64歳)は平成17(2005)年にかけて増加していましたが、以降は減少が続いています。一方、老年人口（65歳以上）は一貫して増加しており、平成27（2015）年に年少人口を上回る等、少子高齢化が進行しつつあります。

令和2（2020）年以降の将来推計値については、各種施策に取り組むことで目指すべき将来展望として、大治町人口ビジョンよりケース②（合計特殊出生率が上昇する場合）について整理しています。

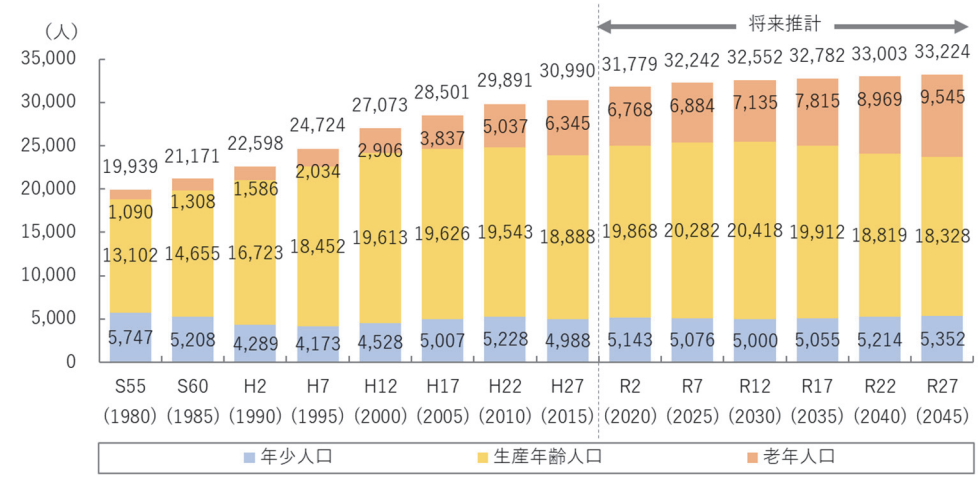

図－人口の推移

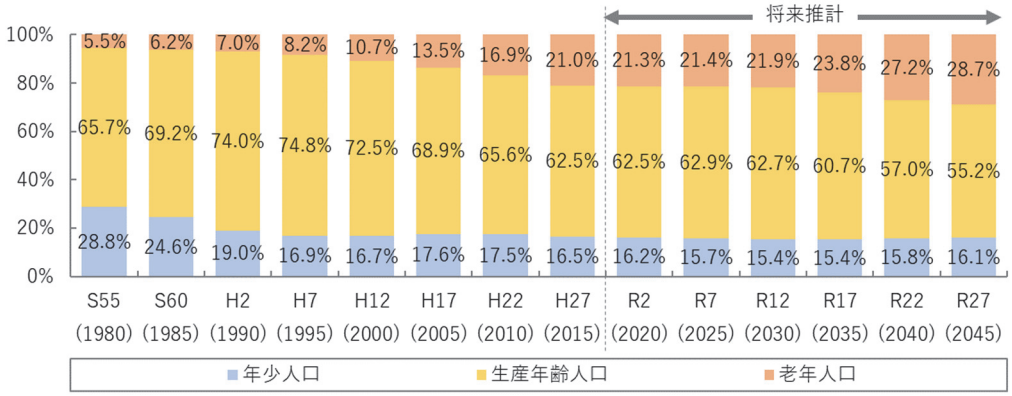

図－年齢別人口構成比の推移

資料：国勢調査、大治町人口ビジョン

※総人口は年齢不詳を含むため年齢別人口の合計と一致しない場合がある、また年齢別人口構成比については年齢不詳を除く人口に対する割合を示す

人口の推移を周辺地域並びに愛知県全体と比較すると、本町の人口は周辺地域に比べ急速に増加しており、平成2（1990）年の人口を100としたときの指数では、平成27（2015）年は137と平成2（1990）年に対して37%の増加となっています。

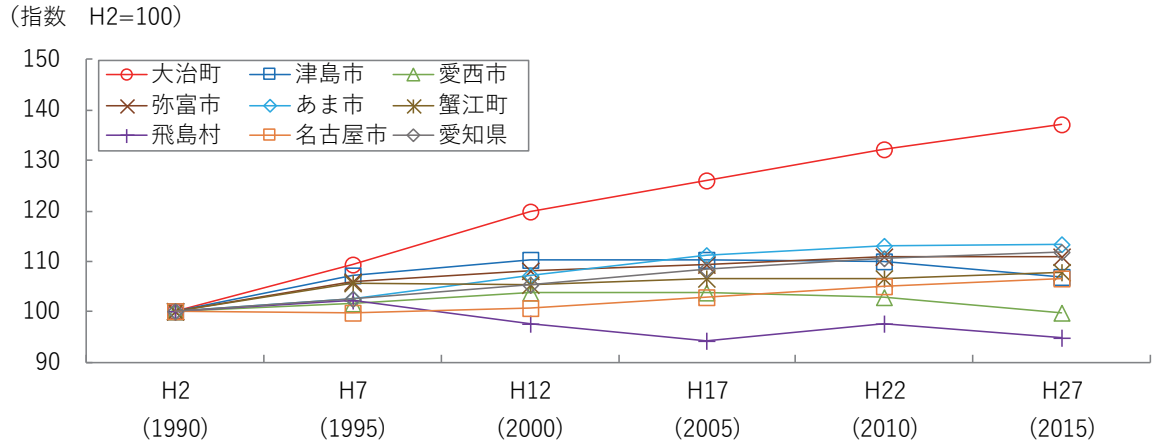

			H2 (1990)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)
海部地域	大治町	人口（人）	22,598	24,724	27,073	28,501	29,891	30,990
		指数（H2=100）	100	109	120	126	132	137
	津島市	人口（人）	59,343	63,723	65,422	65,547	65,258	63,431
		指数（H2=100）	100	107	110	110	110	107
	愛西市	人口（人）	63,143	64,216	65,597	65,556	64,978	63,088
		指数（H2=100）	100	102	104	104	103	100
	弥富市	人口（人）	38,971	41,309	42,179	42,575	43,272	43,269
		指数（H2=100）	100	106	108	109	111	111
	あま市	人口（人）	76,659	78,678	82,321	85,307	86,714	86,898
		指数（H2=100）	100	103	107	111	113	113
	蟹江町	人口（人）	34,428	36,366	36,240	36,750	36,688	37,085
		指数（H2=100）	100	106	105	107	107	108
	飛島村	人口（人）	4,630	4,732	4,525	4,369	4,525	4,397
		指数（H2=100）	100	102	98	94	98	95
名古屋市		人口（人）	2,154,793	2,152,184	2,171,557	2,215,062	2,263,894	2,295,638
		指数（H2=100）	100	100	101	103	105	107
愛知県		人口（人）	6,690,603	6,868,336	7,043,300	7,254,704	7,410,719	7,483,128
		指数（H2=100）	100	103	105	108	111	112

※H12（2000）年までの愛西市、H17（2005）年までの弥富市・あま市は、旧町村の合計値

図－人口の推移（周辺地域、愛知県との比較）

資料：各年国勢調査

(2) 高齢化率

本町の高齢化率は上昇し続けており、平成27（2015）年時点で21.0%と平成2（1990）年の3倍となっています。

高齢化率の推移を周辺地域並びに愛知県全体と比較すると、いずれの地域も増加していますが、本町の高齢化率は周辺地域より低い水準で進行しています。

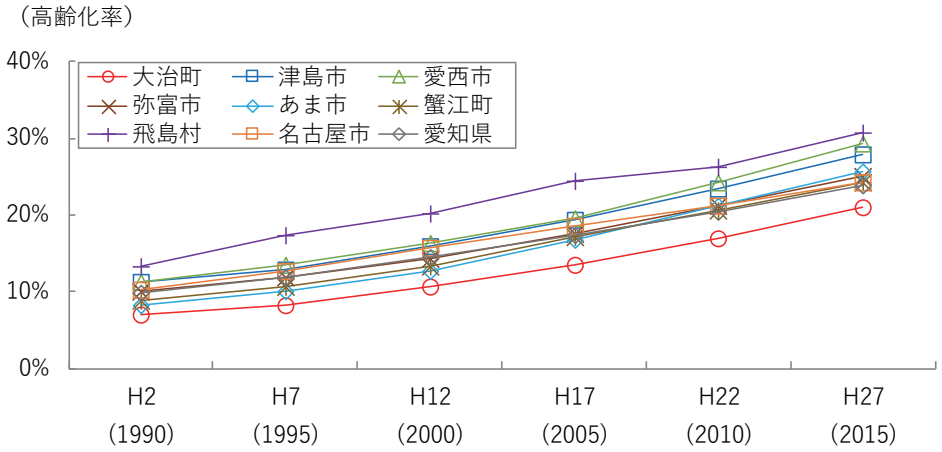

		H2 (1990)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)
海部地域	大治町	7.0%	8.2%	10.7%	13.5%	16.9%	21.0%
	津島市	11.2%	12.8%	15.9%	19.4%	23.4%	27.9%
	愛西市	11.3%	13.6%	16.3%	19.7%	24.2%	29.3%
	弥富市	10.2%	12.0%	14.3%	17.5%	21.3%	25.0%
	あま市	8.2%	10.1%	12.8%	16.7%	21.3%	25.6%
	蟹江町	8.9%	10.8%	13.4%	17.3%	20.6%	24.2%
	飛島村	13.3%	17.4%	20.2%	24.5%	26.2%	30.6%
名古屋市		10.3%	12.7%	15.8%	18.6%	21.2%	24.2%
愛知県		9.8%	11.9%	14.5%	17.3%	20.3%	23.8%

※年齢不詳を除く人口に対する老年人口の比率

※H12（2000）年までの愛西市、H17（2005）年までの弥富市・あま市は、旧町村の合計値

図－高齢化率の推移（周辺地域、愛知県との比較）

資料：各年国勢調査

(3) 区域区分別人口

本町には市街化区域・市街化調整区域の区分がありますが、増加人口は市街化区域で収容できています。

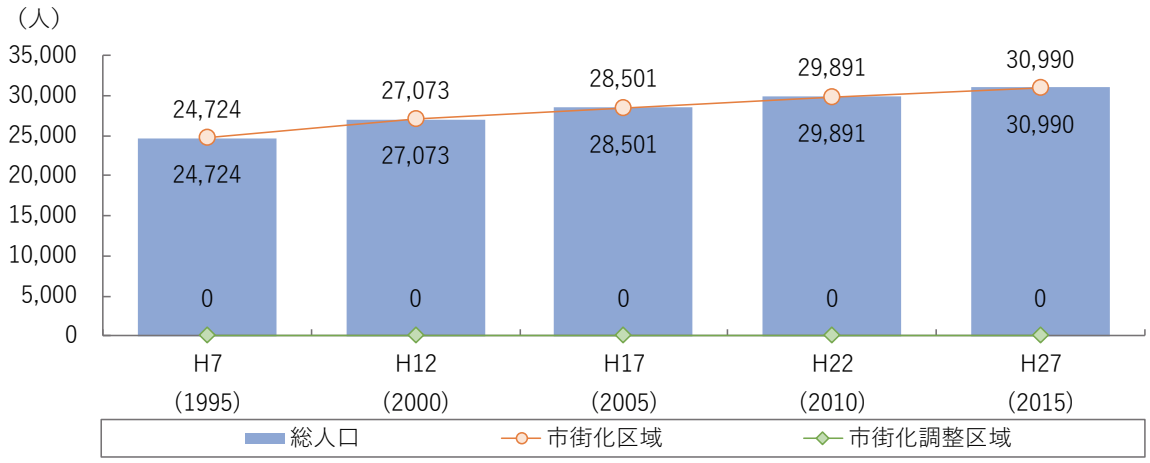

図－区域区分別人口の推移

資料：平成28年度都市計画基礎調査

(4) 世帯数

本町の世帯数は増加が続いており、平成27（2015）年時点で12,098世帯（平成2（1990）年の約1.8倍）となっています。一方、世帯人員は、核家族世帯や高齢単身世帯の増加等により減少が続いており、平成27（2015）年時点で2.6人/世帯となっています。

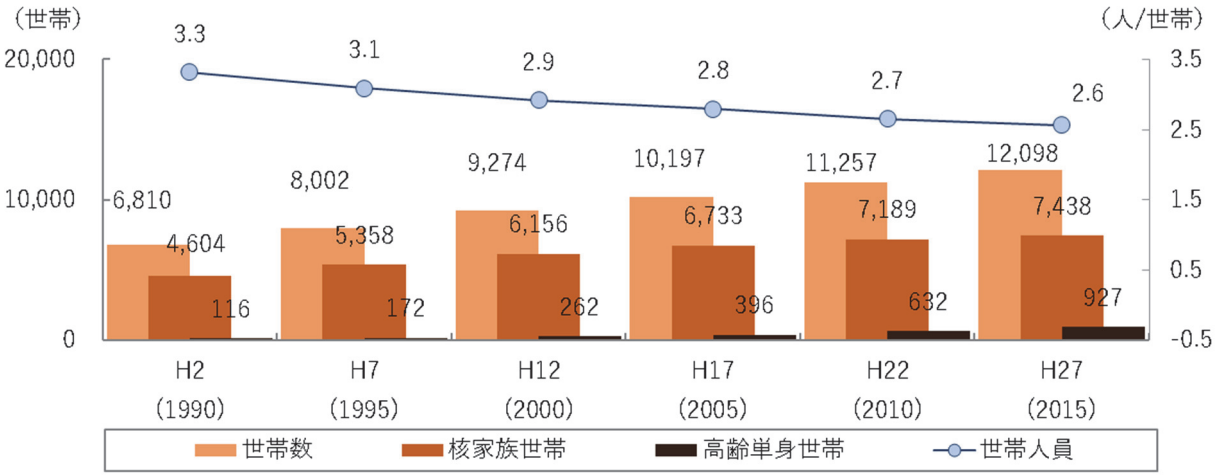

図－世帯数の推移

資料：各年国勢調査

(5) 転入・転出人口

本町の社会増減をみると、平成20（2008）年と平成22（2010）年を除き社会増が続いています。平成16（2004）年から平成24（2012）年にかけては転入と転出が同程度の状況が続いていましたが、平成25（2013）年以降は転入が一貫して増加しており、社会増の傾向が強まっています。

また、平成22（2010）年から平成27（2015）年にかけての年齢別の転入・転出状況をみると、20～39歳において大幅な転入超過となっており、子育て世代の流入が本町の人口増加を支えている状況にあります。一方、5～19歳の年齢層では転出超過となっています。

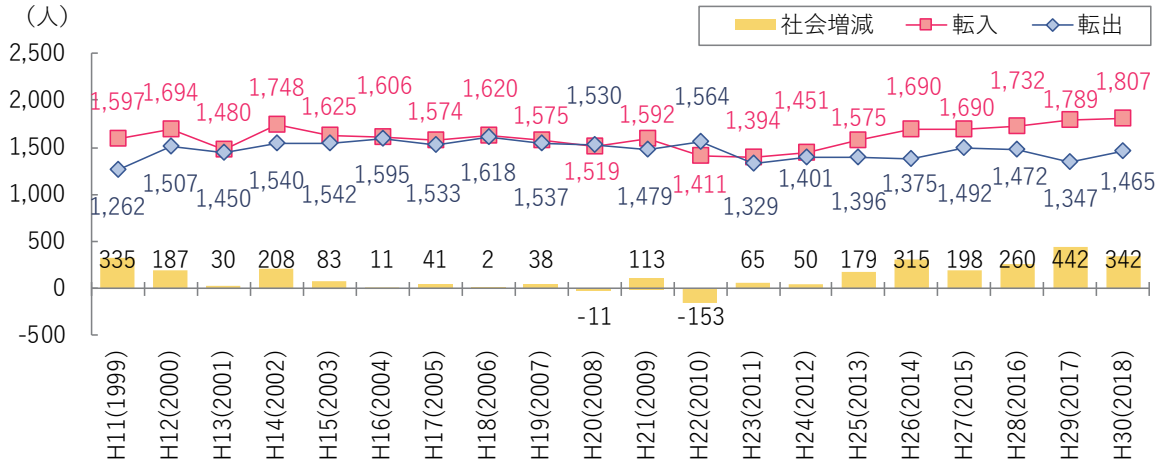

※H11～H25年は各年3月31日時点、H26～H30年は各年1月1日時点

図－社会増減の推移

資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

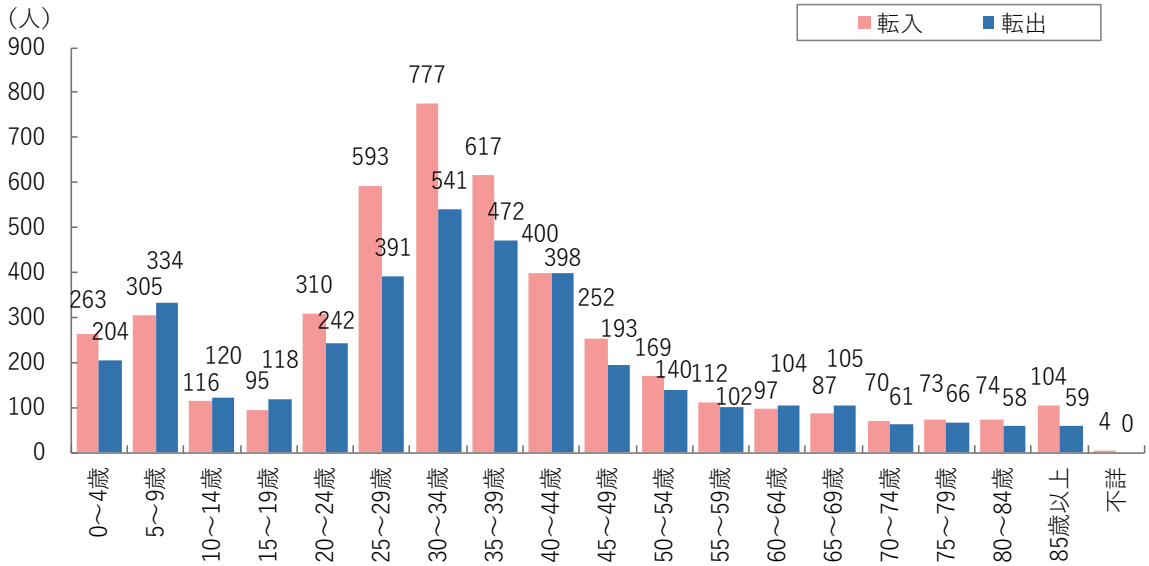

図－年齢別転入・転出状況（平成 22（2010）年～平成 27（2015）年）

資料：平成27年国勢調査

(6) 流入・流出人口

本町の自町内就業率は減少傾向となっており、平成27（2015）年時点で25.9%と就業の場の多くを他市町村に依存している状況にあります。

また、平成27（2015）年の通勤・通学流動をみると、流入については、名古屋市からの流入が1,350人と最も多く、次いであま市（1,102人）、津島市（336人）の順となっています。流出については、名古屋市への流出が7,159人と突出しており、次いであま市（1,366人）、津島市（512人）の順となっています。

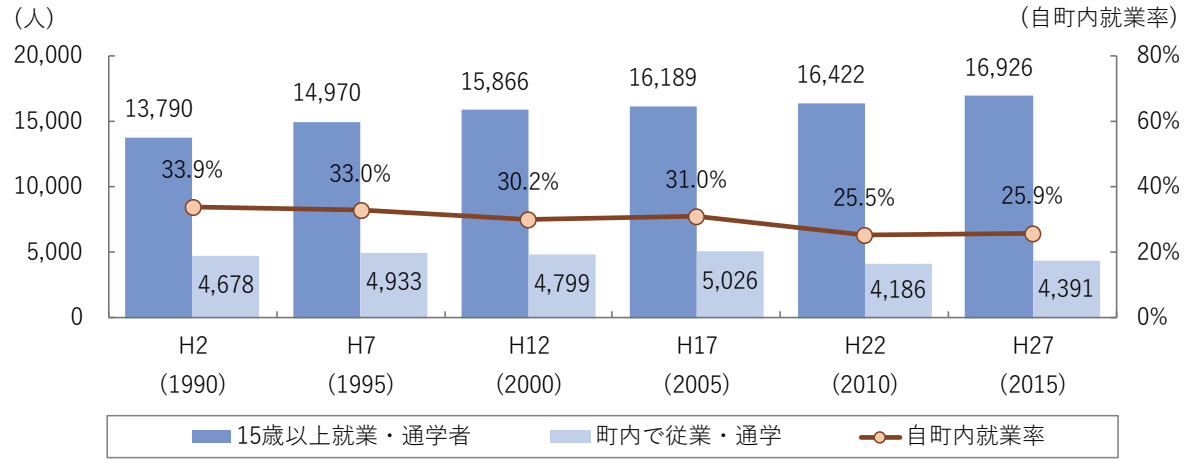

図－自町内就業率の推移

資料：各年国勢調査

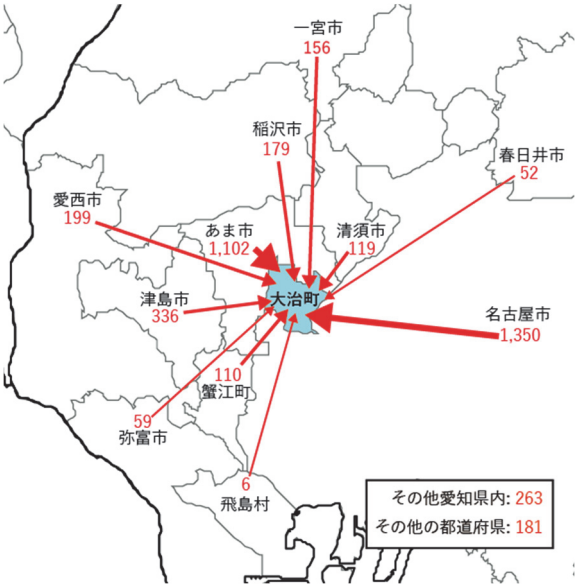

図－流入の状況（平成 27（2015）年）

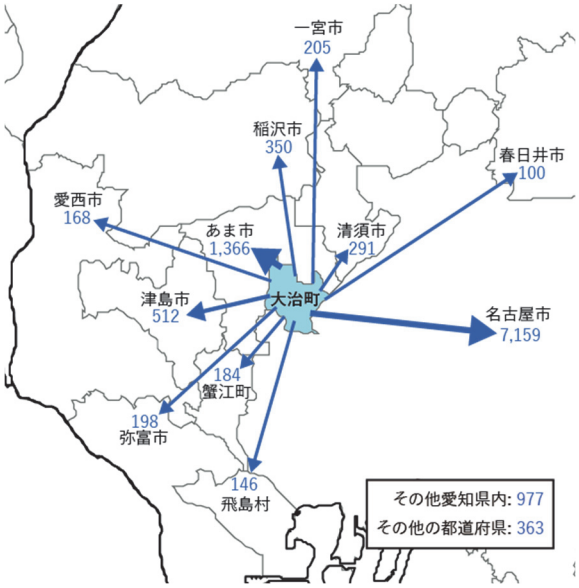

図－流出の状況（平成 27（2015）年）

資料：平成27年国勢調査

2-1-3　産業

(1) 工業

工業の推移をみると、事業所数と従業者数は減少傾向にあり、平成29（2017）年時点で60箇所、2,043人となっています。一方、製造品出荷額等は増減を繰り返していますが、長期的にはおおむね横ばいで推移し、平成29（2017）年時点で73,204百万円となっています。

製造品出荷額等の推移を周辺地域並びに愛知県全体と比較すると、周辺地域が大きな増減を繰り返しているなか、本町は大きな変動がなく緩やかに推移しています。また、増減率も周辺地域のなかでは平均的な状況にあります。

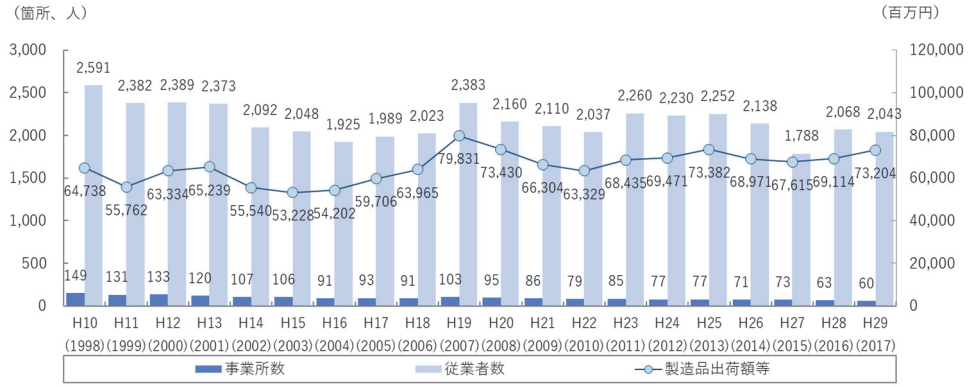

図－事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移

資料：各年工業統計

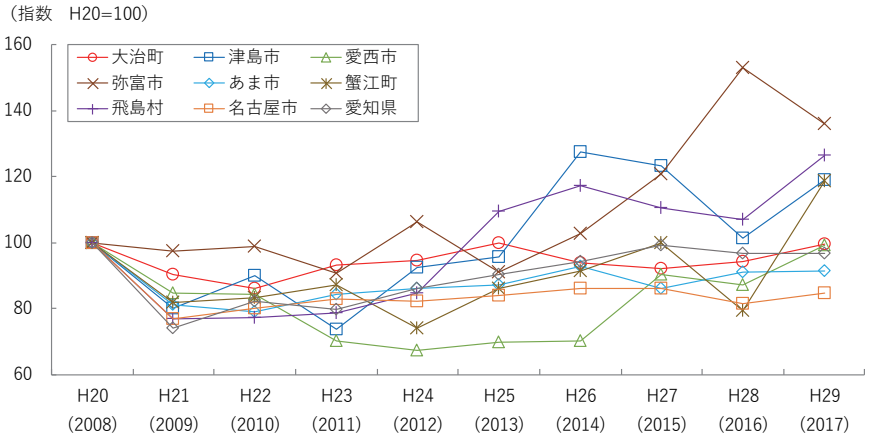

			H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
海部地域	大治町	製造品出荷額等（百万円）	73,430	66,304	63,329	68,435	69,471	73,382	68,971	67,615	69,114	73,204
		指数（H20=100）	100	90	86	93	95	100	94	92	94	100
	津島市	製造品出荷額等（百万円）	92,100	73,644	82,889	67,828	85,105	88,048	117,307	113,652	93,248	109,656
		指数（H20=100）	100	80	90	74	92	96	127	123	101	119
	愛西市	製造品出荷額等（百万円）	96,872	82,011	81,753	68,160	65,104	67,834	67,949	87,645	84,444	96,167
		指数（H20=100）	100	85	84	70	67	70	70	90	87	99
	弥富市	製造品出荷額等（百万円）	166,247	161,769	164,454	151,101	176,919	151,297	170,570	200,983	254,586	225,905
		指数（H20=100）	100	97	99	91	106	91	103	121	153	136
	あま市	製造品出荷額等（百万円）	155,478	126,108	122,871	131,233	133,938	135,315	144,253	134,147	141,814	142,231
		指数（H20=100）	100	81	79	84	86	87	93	86	91	91
	蟹江町	製造品出荷額等（百万円）	65,589	53,705	54,685	57,280	48,509	56,577	59,967	65,625	52,191	77,915
		指数（H20=100）	100	82	83	87	74	86	91	100	80	119
	飛島村	製造品出荷額等（百万円）	221,752	170,368	171,270	174,555	187,851	243,083	259,871	245,370	237,311	280,247
		指数（H20=100）	100	77	77	79	85	110	117	111	107	126
名古屋市		製造品出荷額等（百万円）	4,120,802	3,167,885	3,305,888	3,416,063	3,389,586	3,464,090	3,549,381	3,547,921	3,363,554	3,490,381
		指数（H20=100）	100	77	80	83	82	84	86	86	82	85
愛知県		製造品出荷額等（百万円）	46,421,228	34,431,322	38,210,826	37,015,616	40,033,226	42,001,844	43,831,329	46,048,253	44,909,000	44,909,001
		指数（H20=100）	100	74	82	80	86	90	94	99	97	97

※H21年までのあま市は、旧町村の合計値

図－製造品出荷額等の推移（周辺地域、愛知県との比較）

資料：工業統計（H23、H27以外）、経済センサス活動調査（H23、H27）

(2) 商業

商業の推移をみると、商店数と従業者数は平成19（2007）年から平成26（2014）年にかけて減少していましたが、平成28（2016）年に増加しています。一方、商品販売額は平成24（2012）年以降増加が続いています。

また、商店当りの従業者数、商品販売額の推移をみると、いずれも平成19（2007）年から平成28（2016）年にかけて増加傾向にあります。商店当りの従業者数、商品販売額が増加傾向にあることから、店舗の大型化が進んでいると推測されます。

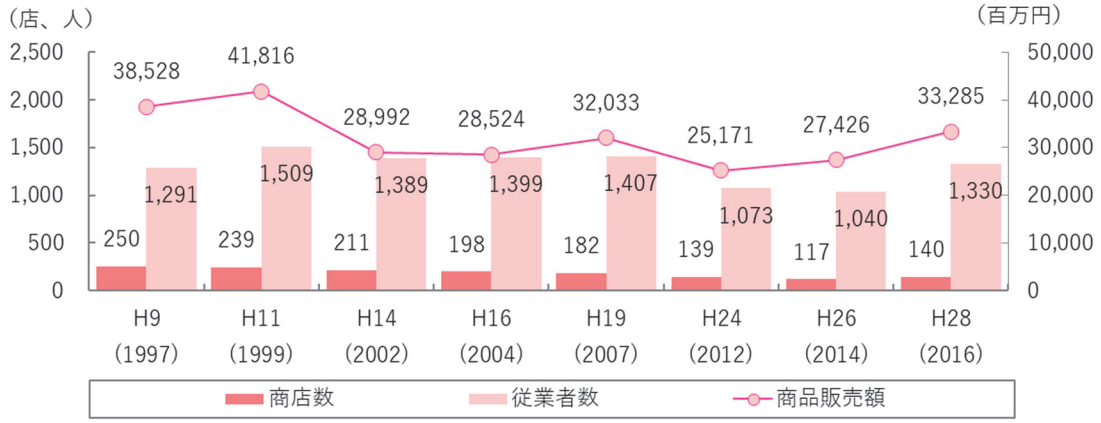

図－商店数、従業者数、商品販売額の推移

資料：商業統計

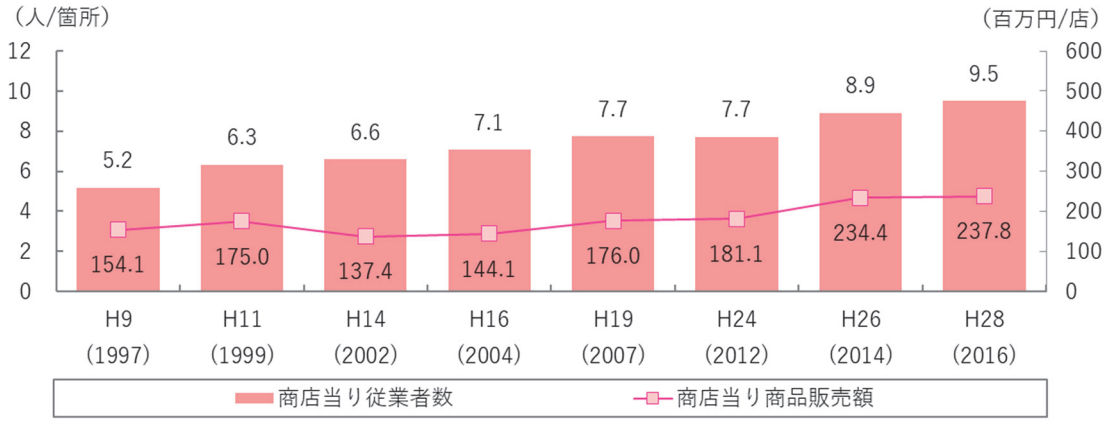

図－商店当り従業者数、商品販売額の推移

資料：商業統計

(3) 農業

農家数は減少が続いており、平成27（2015）年時点で315戸となっています。

経営耕地面積は、平成22（2010）年から平成27（2015）年にかけては横ばいですが、長期的には減少傾向にあります。

耕作放棄地面積は非常に少なく、平成17（2005）年から平成27（2015）年にかけて1haで推移しています。農家数や経営耕地面積は減少していることから、宅地等への転用が進行していると推測されます。

農業産出額については、平成28（2016）年より減少傾向にあります。

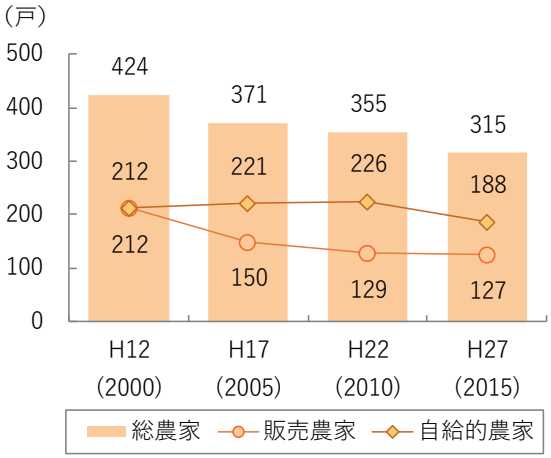

図－農家数の推移

資料：農林業センサス

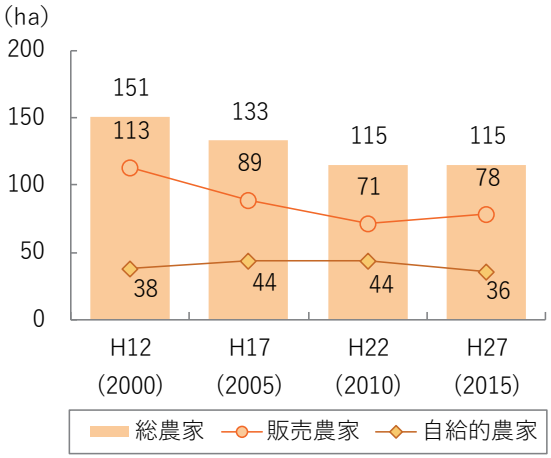

図－経営耕地面積の推移

資料：農林業センサス

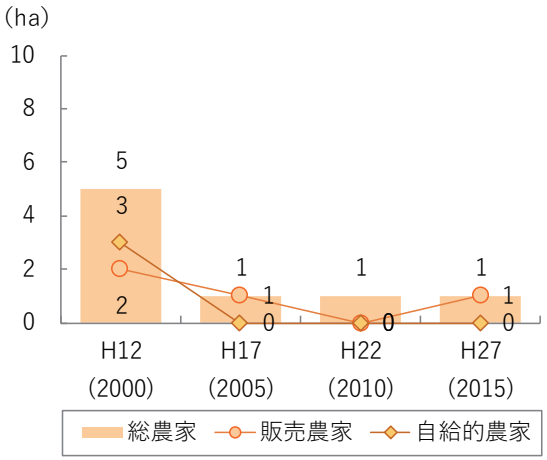

図－耕作放棄地面積の推移

資料：農林業センサス

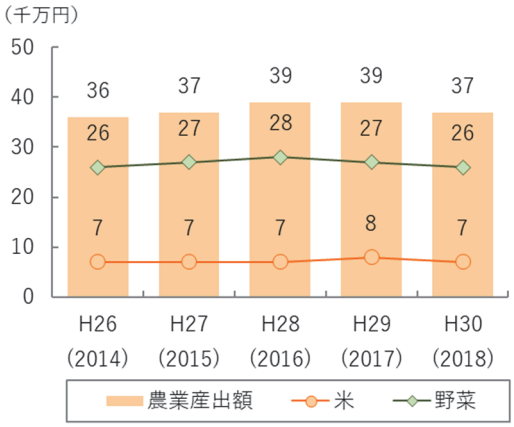

図－農業産出額の推移

資料：市町村別農業産出額

2-1-4　土地・建物利用、開発動向、土地地価水準

(1) 土地利用現況

市街化区域の土地利用構成をみると、自然的土地利用が約23%、低・未利用地が約5%を占める等、低密度な土地利用となっています。用途地域と実際の土地利用に大きな差はみられませんが、住居系地域では自然的土地利用が多く残っており、住宅地としての土地利用が進んでいない地域がある他、工業地域においては住・工の混在がみられます。

また、近隣商業地域や工業地域では自然的土地利用や低・未利用地が少なく、開発の余地をほとんど残していない状況にあります。

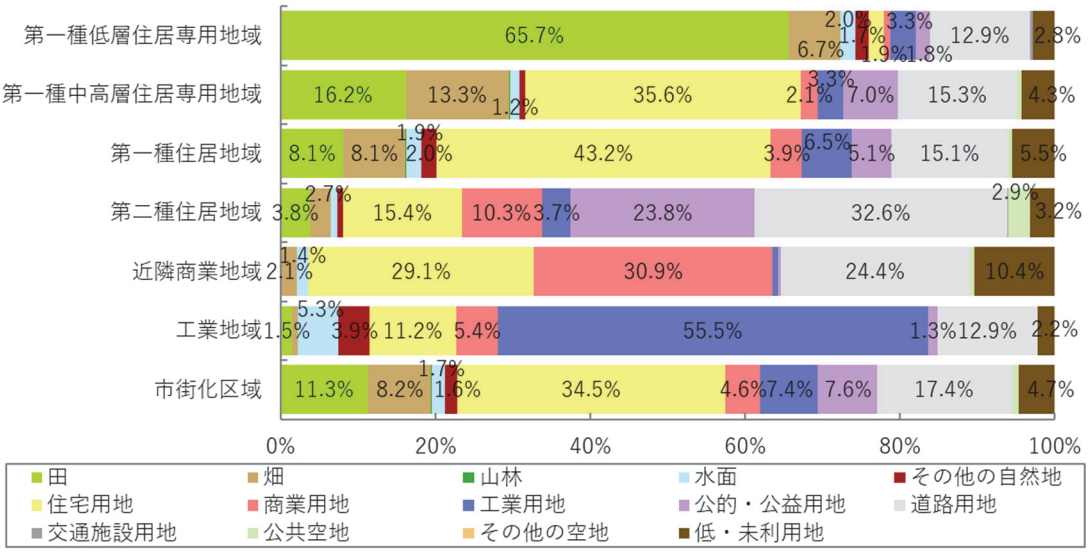

図－用途地域別の土地利用構成比（平成 30（2018）年度）

表－用途地域別の土地利用面積（平成 30（2018）年度）

（面積：ha）

			住居系				商業系	工業系	市街化
			一低	一中高	一住	二住	近商	工業	区域計
自然的土地利用	農地	田	15.1	24.1	26.2	3.0	0.0	0.4	68.9
		畑	1.5	19.8	26.1	2.2	0.2	0.2	50.0
		小計	16.6	44.0	52.3	5.2	0.2	0.6	118.9
	山林		0.0	0.2	0.4	0.0	0.0	0.0	0.5
	水面		0.5	1.9	6.1	0.7	0.1	1.5	10.6
	その他の自然地		0.4	1.1	6.6	0.6	0.0	1.1	9.7
	小計		17.5	47.1	65.3	6.4	0.3	3.2	139.8
都市的土地利用	宅地	住宅用地	0.4	53.1	139.9	12.3	2.0	3.1	210.9
		商業用地	0.2	3.2	12.7	8.3	2.2	1.5	28.1
		工業用地	0.8	5.0	21.2	3.0	0.1	15.6	45.5
		小計	1.4	61.3	173.8	23.5	4.3	20.2	284.5
	公的・公益用地		0.4	10.4	16.4	19.0	0.0	0.4	46.6
	道路用地		3.0	22.9	48.9	26.1	1.7	3.6	106.1
	交通施設用地		0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.3
	公共空地		0.0	0.9	1.8	2.3	0.0	0.0	5.0
	その他の空地		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	低・未利用地		0.7	6.4	17.7	2.5	0.7	0.6	28.7
	小計		5.5	101.9	258.7	73.6	6.8	24.8	471.2
総計			23.0	149.0	324.0	80.0	7.0	28.0	611.0

※小数第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

資料：平成30年度都市計画基礎調査

土地利用の分布をみると、市街化区域の広範囲に住宅用地と田畑が分布しています。特に、砂子にまとまった田畑が残っています。

商業用地は、西條、中島、馬島、三本木周辺の道路沿いに多く分布しています。

工業用地は、西條の北部に大規模な集積がみられますが、名古屋第二環状自動車道の沿線や南東部の鎌須賀では、住宅用地のなかに小規模な工業用地が点在する等、住・工の混在がみられます。

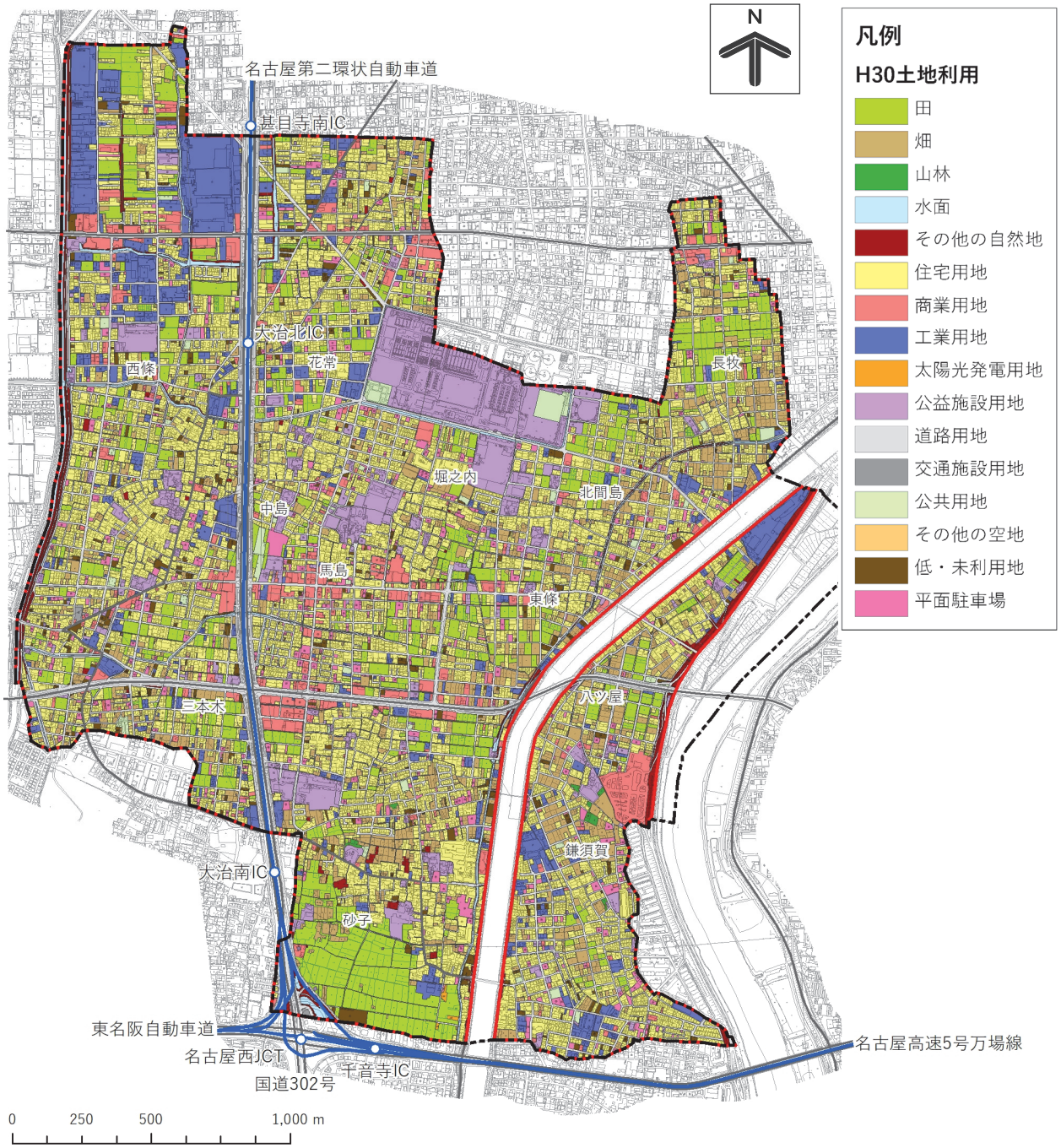

図－土地利用現況図（平成 30（2018）年度）

資料：平成30年度都市計画基礎調査

(2) 空き家

空き家の推移をみると、住宅総数が増加しているため空き家率はおおむね横ばいで推移していますが、空き家の棟数自体は増加が続いています。

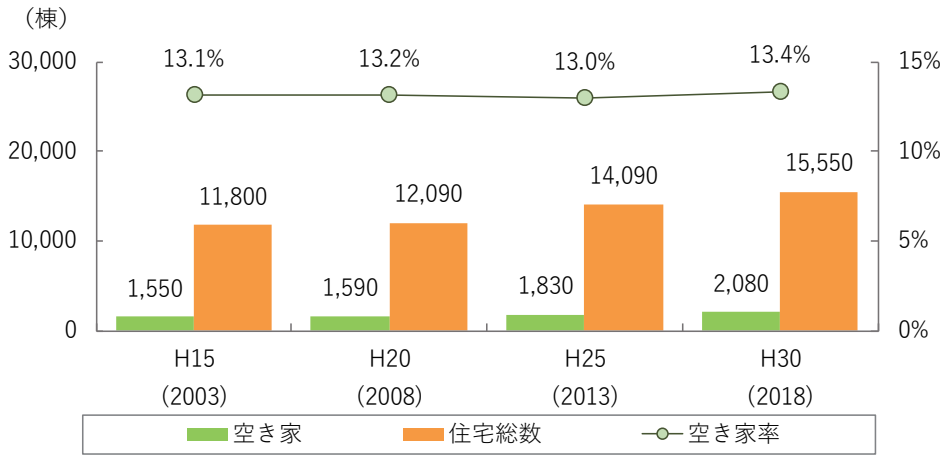

図－空き家の推移

資料：平成30年度住宅・土地統計調査

(3) 開発動向

平成26（2014）年度から平成30（2018）年度にかけての開発許可は51件、56,541㎡となっており、全て市街化区域で実施されています。開発用途は、大部分が住宅用途となっています。推移をみると、件数・面積ともに平成28（2016）年度まで増加していましたが、平成29（2017）年度に減少し、平成29（2017）年度から平成30（2018）年度にかけてはおおむね横ばいとなっています。

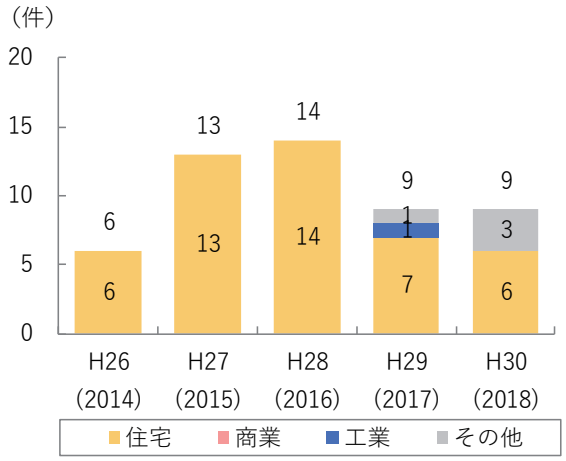

図－開発許可件数の推移

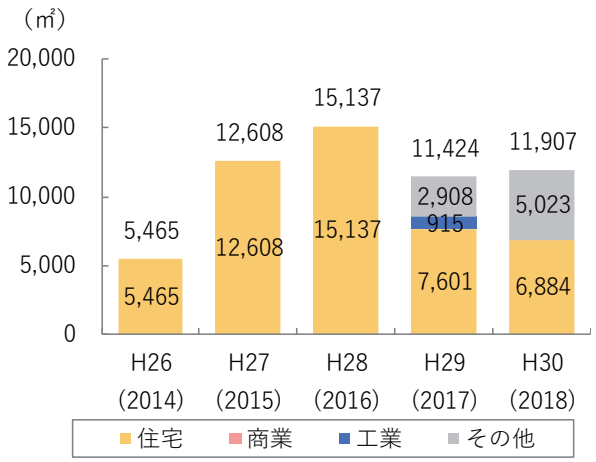

図－開発許可面積の推移

資料：令和元年度都市計画基礎調査

本町の開発許可の分布をみると、各地に点在しています。

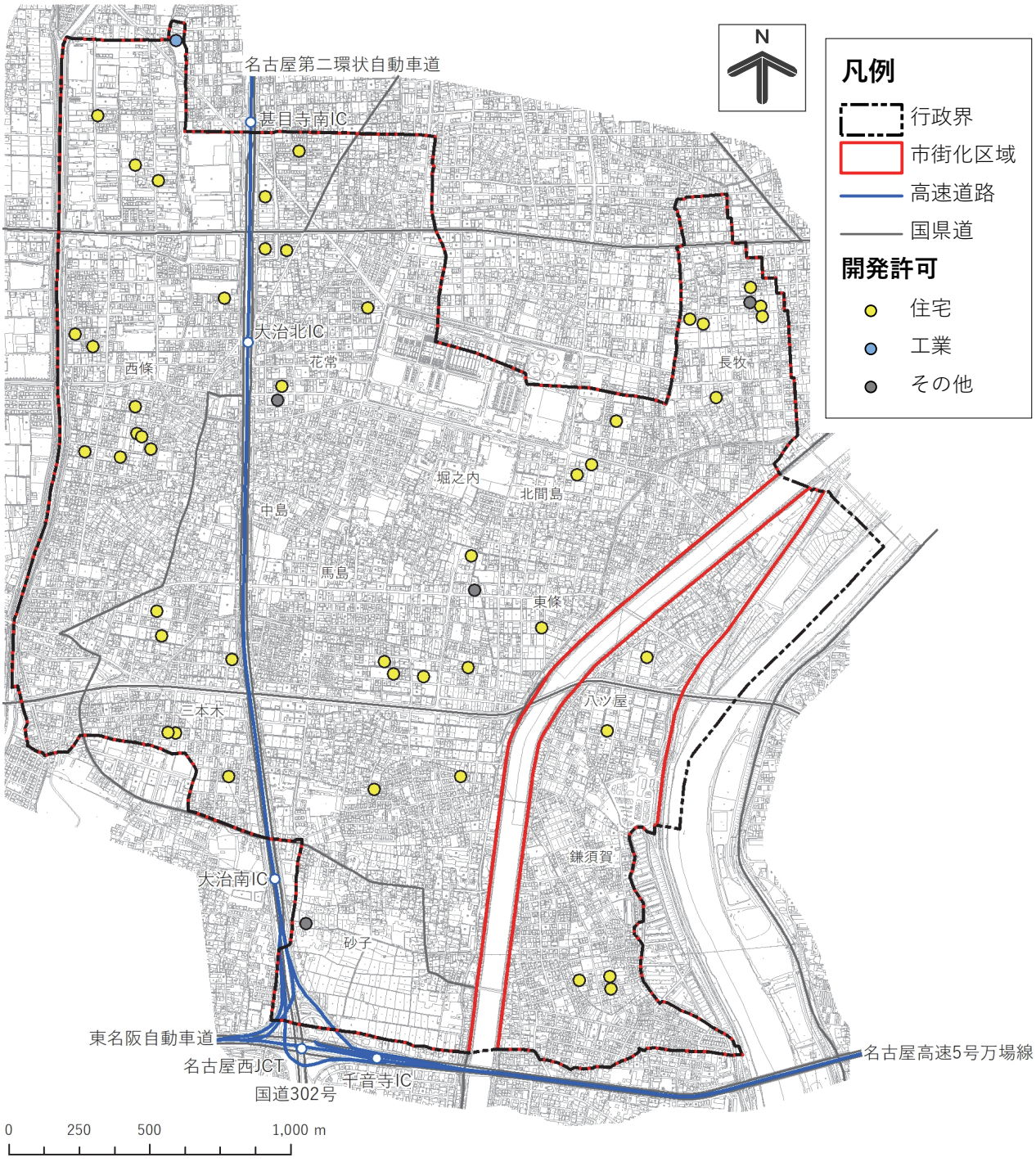

図－開発許可位置図（平成 26（2014）年度～平成 30（2018）年度）

資料：令和元年度都市計画基礎調査

(4) 土地地価水準

大治町の標準地の平均価格は令和2（2020）年で78,900円/㎡となっており、本町に隣接する名古屋市中川区や中村区及び名古屋市に隣接する蟹江町、北名古屋市、長久手市、豊明市と比較すると、標準地の平均価格を下回っています。

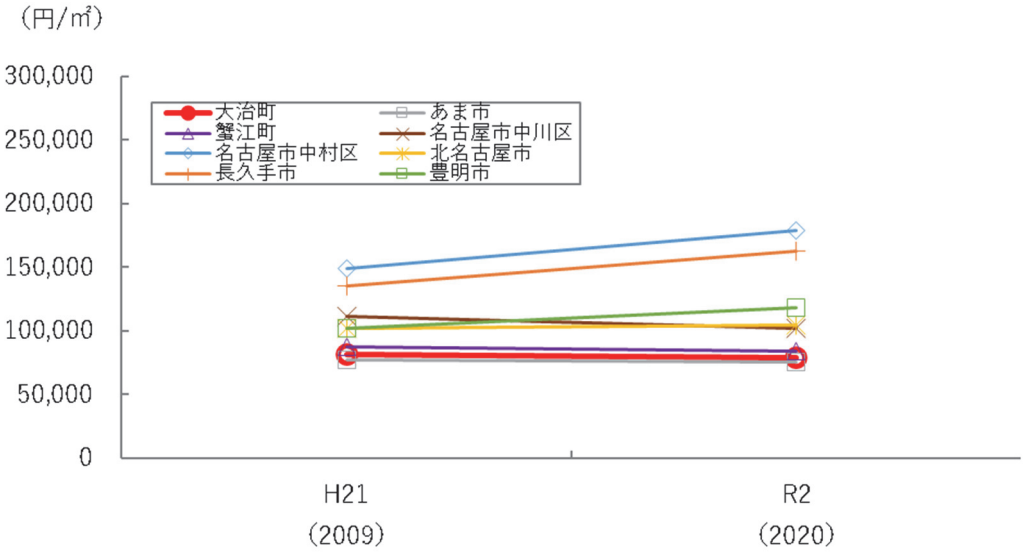

	標準地の平均価格（円/㎡）	
	H21 （2009）	R2 （2020）
大治町	81,600	78,900
あま市	77,000	75,100
蟹江町	87,300	84,400
名古屋市中川区	111,000	101,700
名古屋市中村区	149,000	178,900
北名古屋市	102,400	104,200
長久手市	135,100	162,700
豊明市	102,300	118,200

※中川区は庄内川以西

図－標準地の平均価格

資料：国土交通省地価公示（平成21年・令和2年）

2-1-5　都市基盤、都市施設、公共施設・生活サービス施設

(1) 道路

本町の広域的な幹線道路についてみると、名古屋第二環状自動車道が南北方向に通り、本町南側に位置する名古屋西JCTで東名阪自動車道と名古屋高速5号万場線に接続しています。

一般道についてみると、南北方向の幹線道路としては、名古屋市周辺の環状道路である国道302号、(主) 名古屋中環状線が通っています。東西方向の幹線道路としては、北部を (主) あま愛西線、中部を（主）名古屋津島線が通っています。

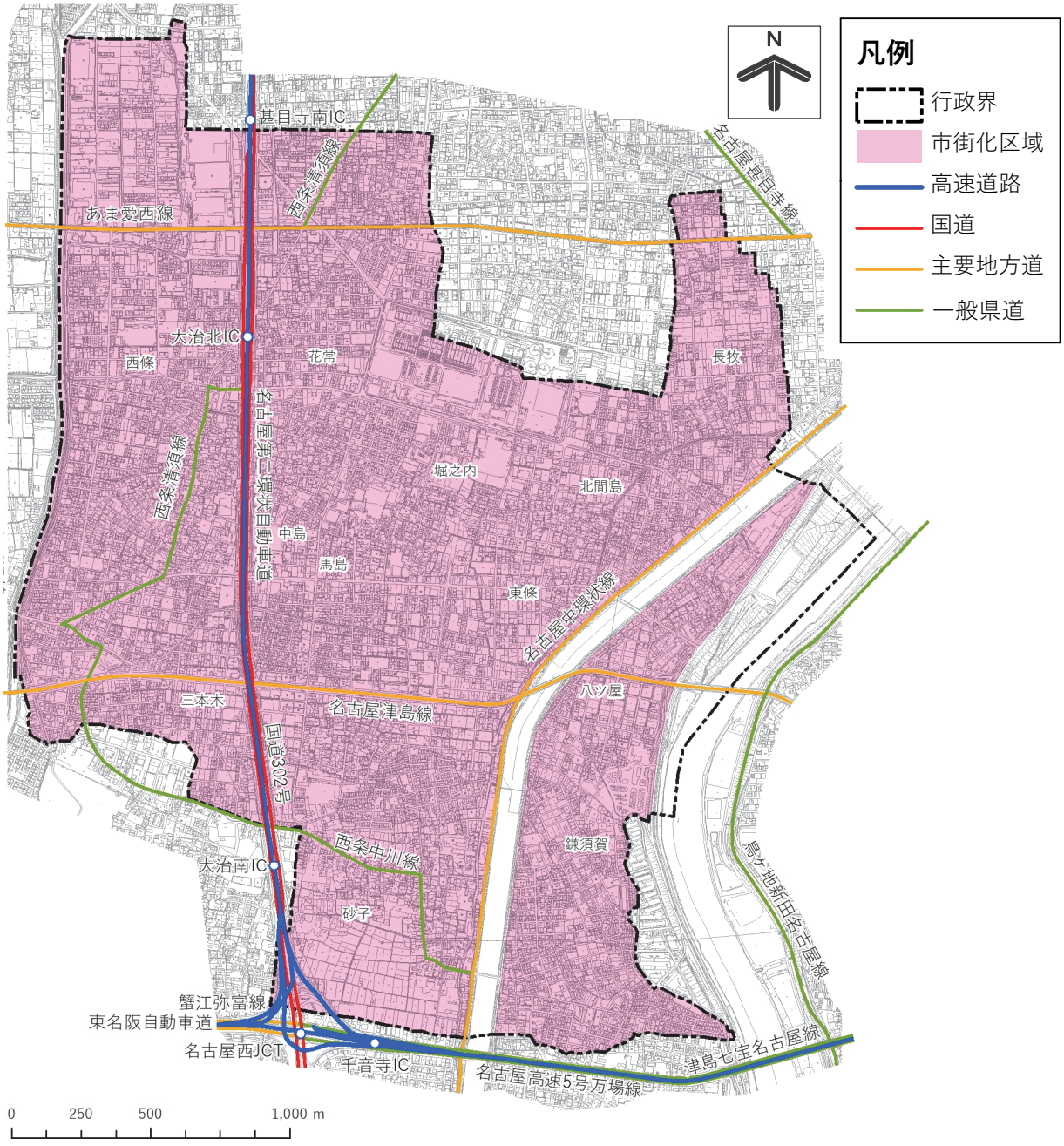

図－道路網図

主要道路の交通状況をみると、東西方向の幹線道路である（主）名古屋津島線の国道302号より東側の区間で混雑度が2.42～2.45と高く、慢性的に混雑している状況です。この他、国道302号や深田交差点より西側の（一）西条清須線等が、主要渋滞箇所（区間）に指定されています。

表－主要道路の交通状況

No	道路種別	路線番号	路線名	交通量観測地点地名	平日24時間交通量（台）	昼夜率	昼間12時間大型車混入率	混雑度
1	1	1069	名古屋第二環状自動車道	甚目寺南IC～大治北IC	44,247	1.37	31.3%	0.67
2	1	1069	名古屋第二環状自動車道	大治北IC～名古屋第二環状自動車道	45,879	1.36	30.6%	0.70
3	1	1069	名古屋第二環状自動車道	大治南ＩＣ～名古屋西JCT	33,255	1.37	30.6%	0.54
4	3	302	一般国道３０２号	海部郡大治町三本木西之川	23,318	1.37	16.5%	0.38～1.25
5	3	302	一般国道３０２号	（あま市）	11,512	1.54	25.6%	0.19
6	4	59	名古屋中環状線	（あま市）	12,693	1.30	24.2%	0.92～1.01
7	4	68	名古屋津島線	海部郡大治町三本木堅田	25,830	1.34	8.7%	2.42～2.45
8	4	68	名古屋津島線	（あま市）	17,399	1.34	8.8%	0.71
9	4	68	名古屋津島線	（あま市）	18,290	1.35	9.8%	1.11
10	4	79	あま愛西線	海部郡大治町西條柳原	36,319	1.43	11.6%	0.87～0.89
11	6	117	西条中川線	（非観測のため推定値）	6,553	1.27	6.6%	1.18
12	6	117	西条中川線	（非観測のため推定値）	6,553	1.27	6.6%	1.23
13	6	124	西条清須線	海部郡大治町西條坂牧島	6,561	1.27	4.7%	0.61～0.64

※交通量観測地点地名については、出典元の資料より引用している。

資料：平成27年道路交通センサス、地域の主要渋滞箇所図（名古屋国道事務所）

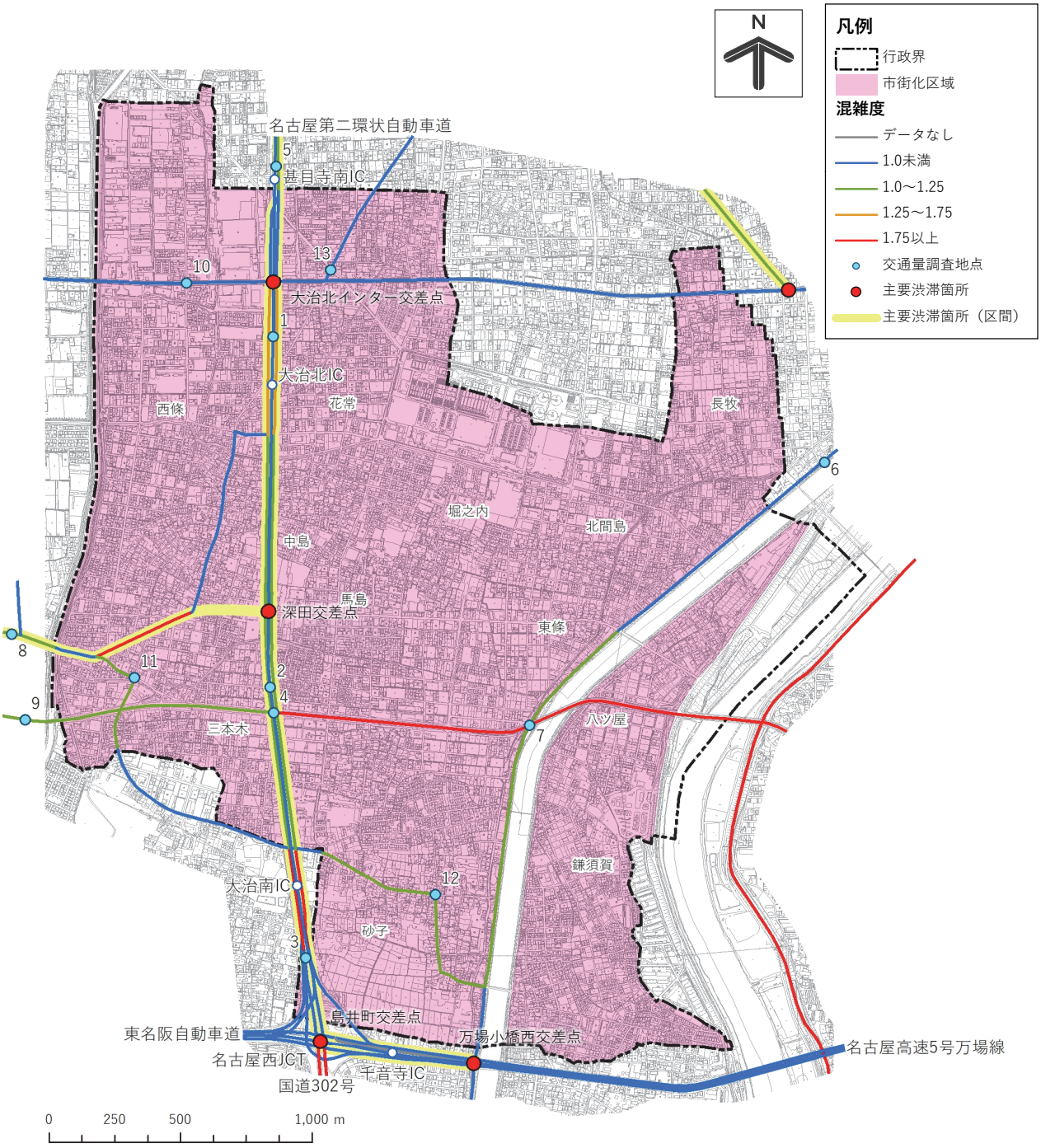

図－混雑度の状況

資料：平成27年道路交通センサス、地域の主要渋滞箇所図（名古屋国道事務所）

(2) 公共交通

本町には鉄道は通っておらず、公共交通としては名鉄バスと名古屋市営バスが本町の中心部及び南部を東西方向に運行しています。一部、バス停から300m圏内に含まれない誘致圏外（利用不便地区）がみられます。

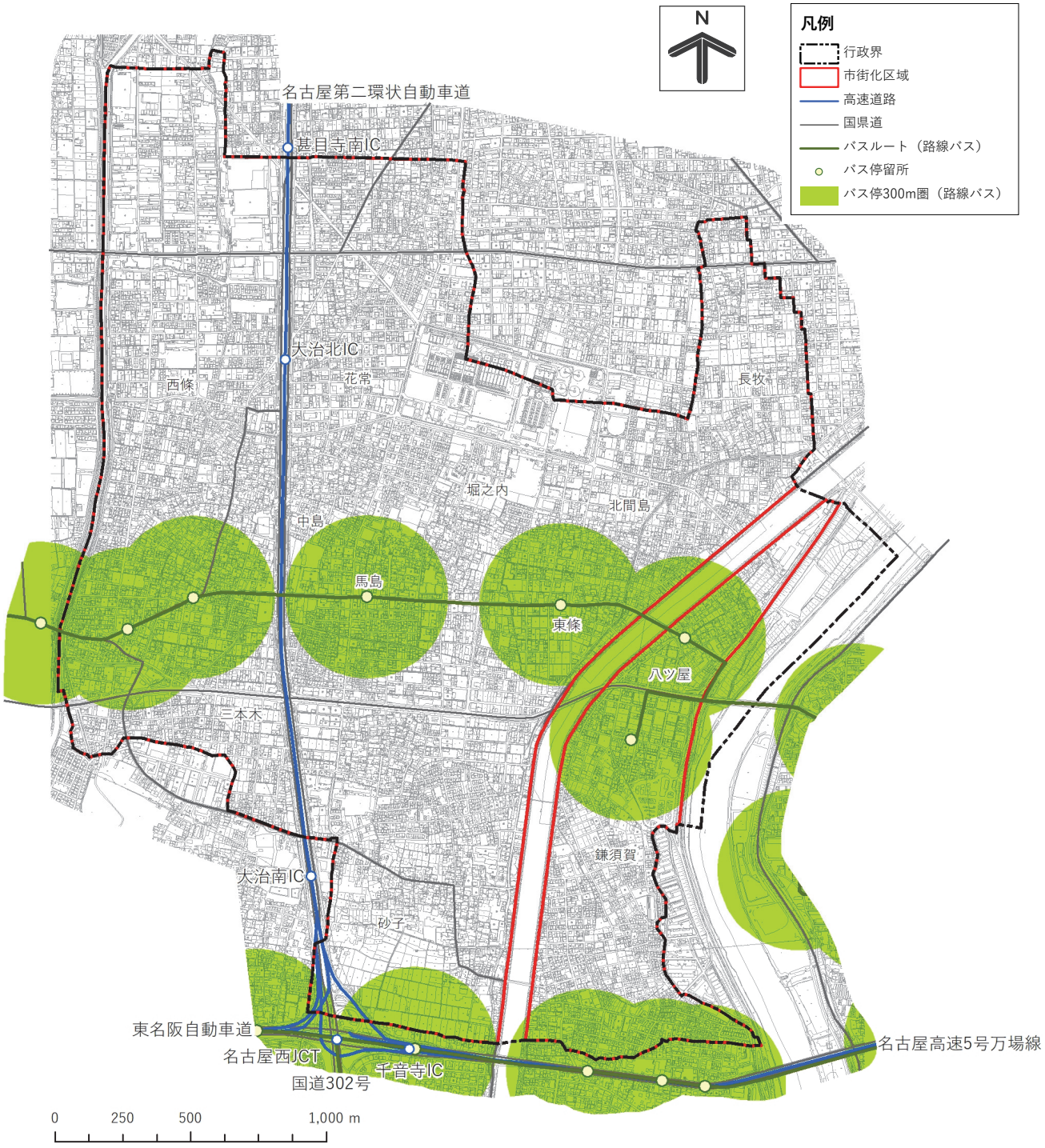

図－バス停から 300m圏

資料：名鉄バス路線図、名古屋市営バス路線図

表－バス運行状況

種別	路線（系統）	行き先	日運行本数		
			平日	土曜	日・祝
名古屋市営バス	名駅24	大治西条	8	8	8
		名古屋駅	8	8	8
	中村14	大治西条	44	30	27
		中村公園	52	29	26
	幹栄2	新大正橋西	46	40	34
		栄	45	39	33
	幹中村1	戸田荘	86	66	66
		中村公園	92	65	65
	中村12	服部	25	21	21
		中村公園	28	21	21
	金山23	戸田荘	18	16	16
		金山	21	16	16
		地下鉄岩塚	1	1	1
名鉄バス	40・41・43・44	大坪	47	30	30
		津島駅	42	38	38
		栄	36	28	28
		名鉄バスセンター	55	43	43
	51・54 （名古屋弥富蟹江線） （津島七宝名古屋線）	大坪	14	13	13
		津島駅	15	12	12
		名鉄バスセンター	29	25	25

資料：名古屋市営バスWEBサイト、名鉄バスWEBサイト

(3) 下水道

本町の下水道普及率は令和元（2019）年度時点で20.0%となっています。下水道及び合併処理浄化槽の汚水処理人口普及率は75.74%となっています。

公共下水道の整備状況をみると、日光川下流流域下水道の接続点付近にある公共施設を優先して整備していますが、その他の地区では未整備となっています。

表－下水道普及率の推移

	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
行政人口（千人）	29.6	29.8	30.6	30.9	31.3	31.6	32.1	32.5	32.7	32.9
処理区域内人口（千人）	2.6	3.0	3.5	3.9	4.4	5.3	5.8	6.3	6.5	6.6
普及率 （%）	8.9	10.1	11.3	12.4	14.2	16.6	18.1	19.2	19.8	20.0

表－汚水処理人口（令和元（2019）年度末）

住民基本台帳人口（人）	汚水処理人口（人）	汚水処理人口普及率（%）	下水道		農業集落排水等		合併処理浄化槽		ｺﾐｭﾆﾃｨﾌﾟﾗﾝﾄ	
			処理人口（人）	普及率（%）	整備人口（人）	普及率（%）	設置済人口（人）	普及率（%）	処理人口（人）	普及率（%）
32,865	24,892	75.74%	3,329	10.13%	0	0.00%	21,563	65.61%	0	0.00%

資料：大治町下水道課

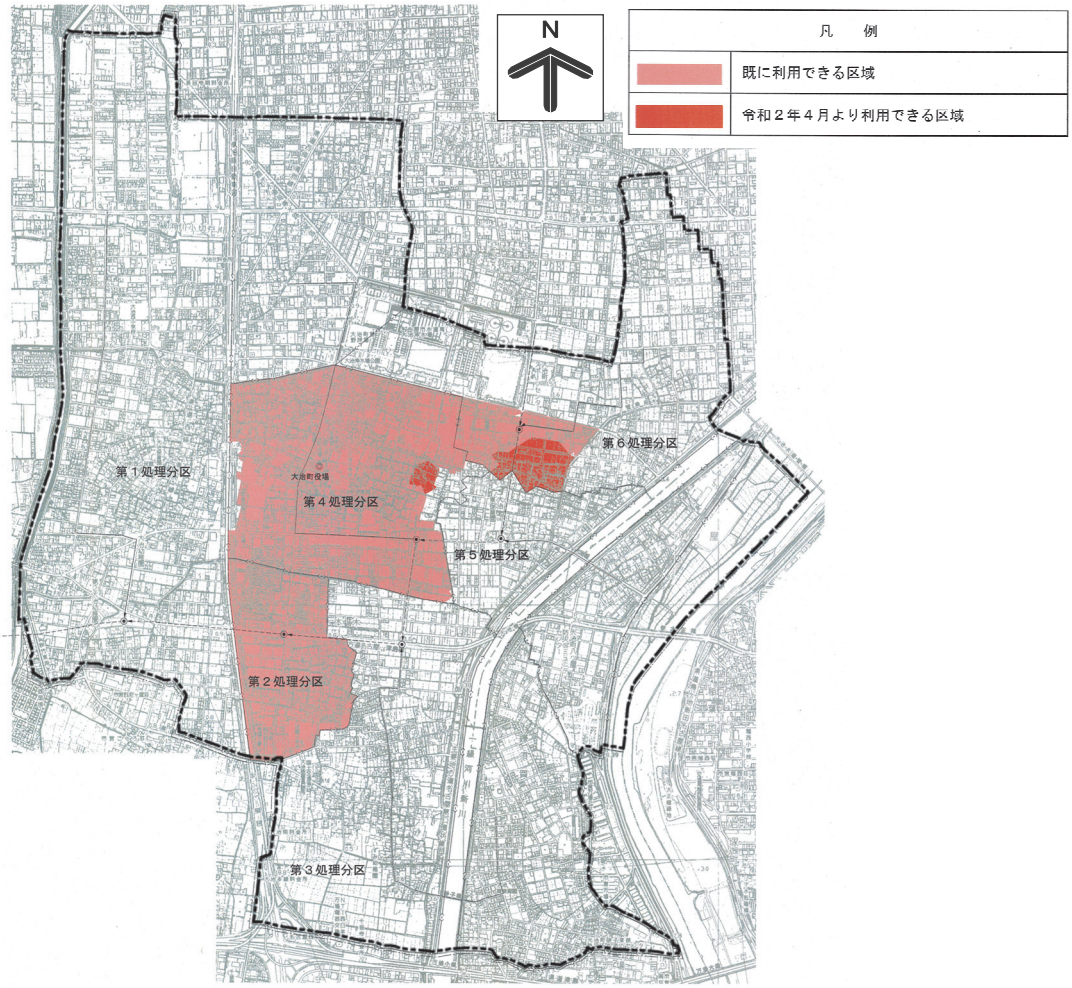

図－公共下水道供用開始区域

資料：大治町下水道課

(4) 公共施設・生活サービス施設

様々な施設が町内各地に立地していますが、町の中心部から西部にかけて比較的多くの施設が立地しており、北部や東部、南部には少ない状況です。

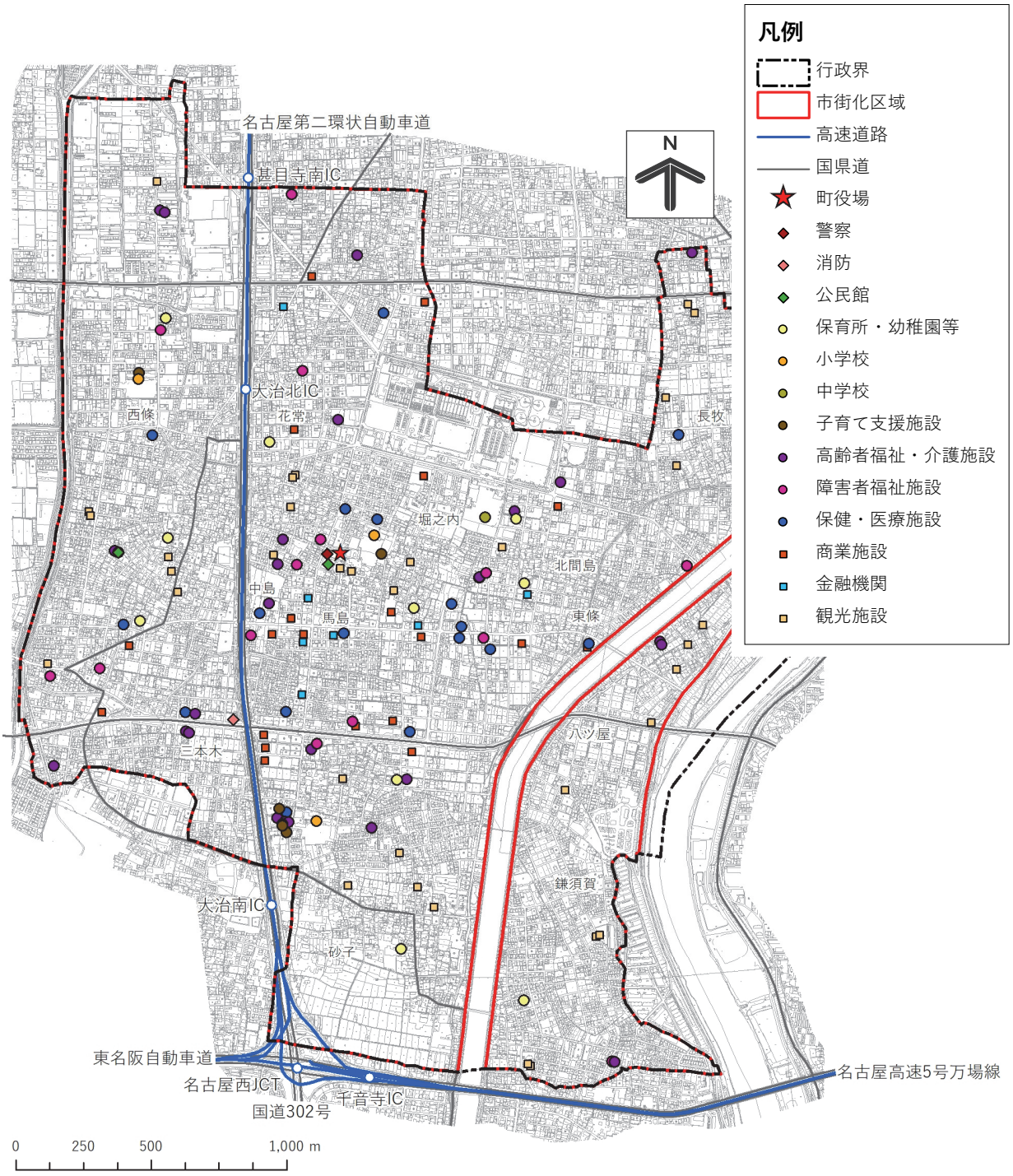

図－公共施設・生活サービス施設の分布

資料：大治町WEBサイト、厚生労働省介護サービス情報公表システム、大治町社会福祉協議会WEBサイト
病院なび、AJSM（日本全国スーパーマーケット情報）、iタウンページ、日本全国銀行・ATMマップ
日本郵政グループWEBサイト、大治町ウォーキングマップ

2-1-6　人口集中地区の変遷

本町の人口集中地区（以下「DID」という。）は拡大が続いており、平成27（2015年）年時点のDID面積は545ha（町域の82.7%）となっています。DIDの拡大に比例して、DID人口も増加傾向にあり、平成27（2015）年時点で28,801人（総人口の92.9%）となっています。DID人口密度は平成7（1995）年には40人/haを突破し、平成27（2015）年時点で52.8人/haとなっています。

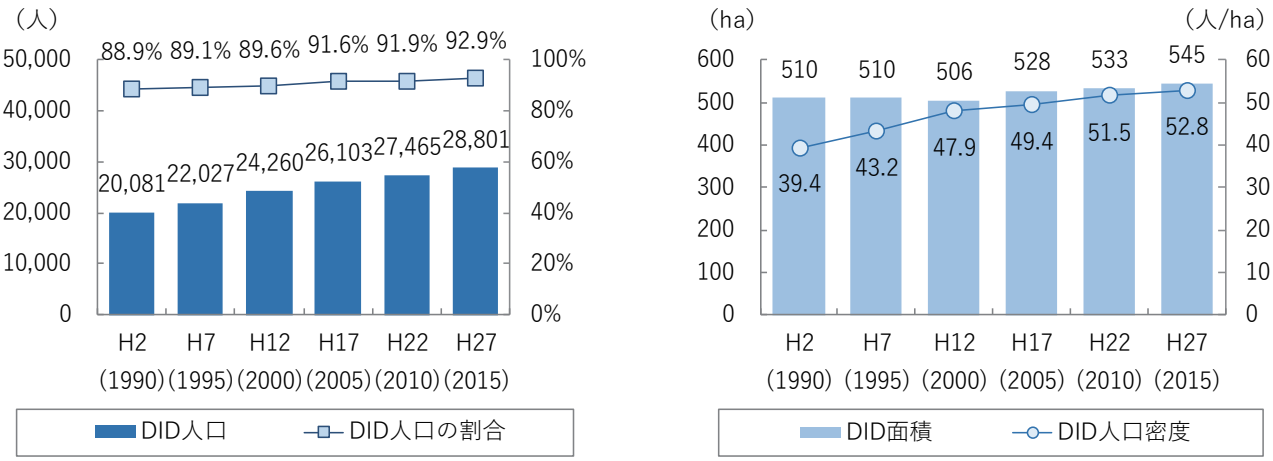

図－DID の推移（平成 2（1990）年～平成 27（2015）年）

表－DID の推移（平成 2（1990）年～平成 27（2015）年）

	H2 (1990)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)
DID人口（人）	**20,081**	**22,027**	**24,260**	**26,103**	**27,465**	**28,801**
総人口に占める割合	88.9%	89.1%	89.6%	91.6%	91.9%	92.9%
DID面積(ha)	**510**	**510**	**506**	**528**	**533**	**545**
町域に占める割合	77.5%	77.5%	76.9%	80.2%	80.9%	82.7%
DID人口密度（人/ha）	**39.4**	**43.2**	**47.9**	**49.4**	**51.5**	**52.8**
総人口（人）	22,598	24,724	27,073	28,501	29,891	30,990
町域面積（ha）	658	658	658	658	659	659

資料：各年国勢調査

DIDの変遷をみると、少しずつ外側へ向かって広がりをみせており、近年では三本木や北間島、長牧の一部が新たにDIDとなっています。

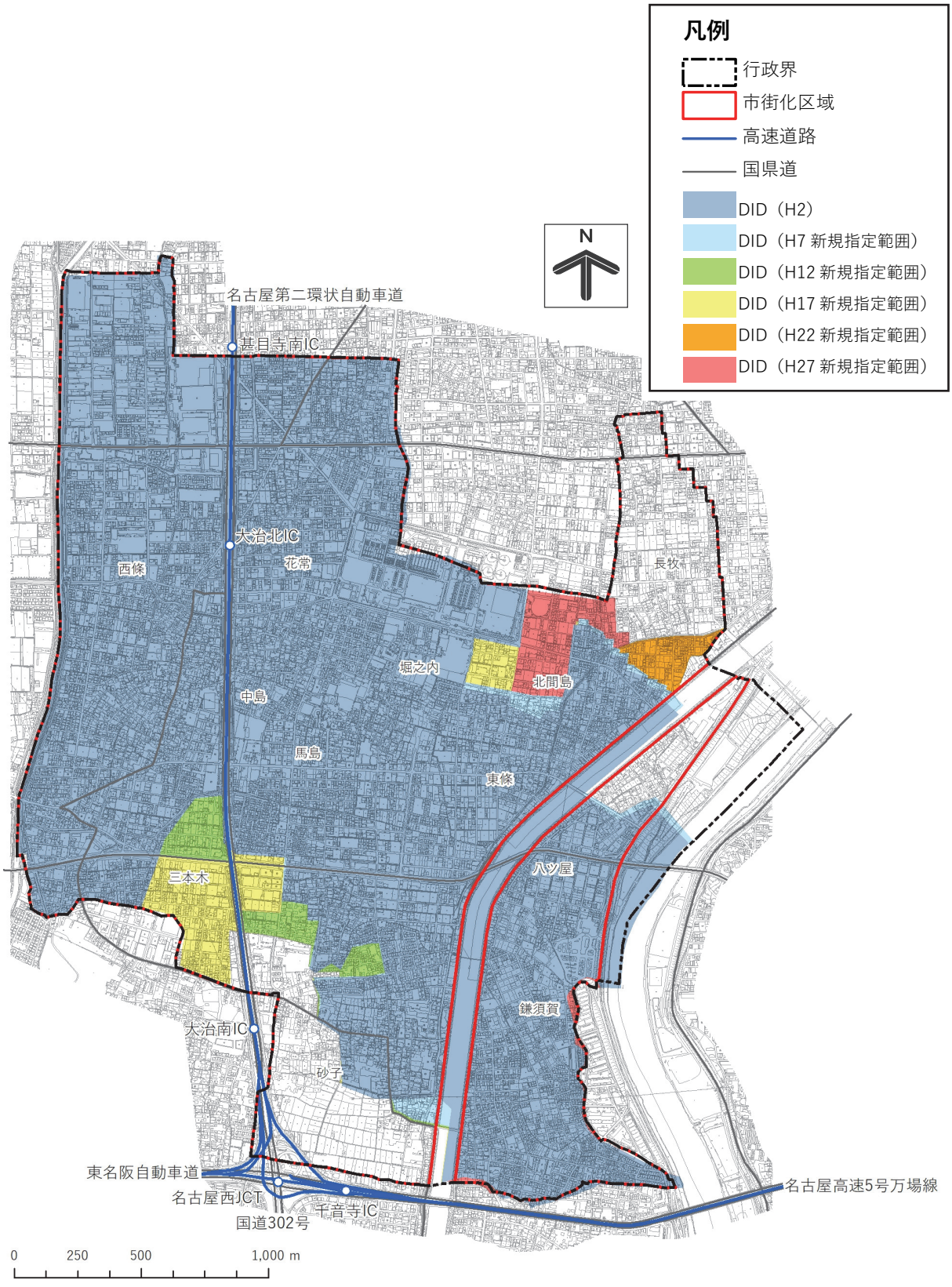

図－DID の変遷（平成 2（1990）年～平成 27（2015）年）

資料：各年国勢調査

2-1-7　災害特性

(1) 被害想定

本町は一級河川庄内川、一級河川新川及び二級河川福田川が流れており、大部分が海抜ゼロメートル地帯であることから水害の危険性が高い地域です。一級河川庄内川、一級河川新川が氾濫した場合には、町のほぼ全域が浸水すると想定されています。

また、本町は南海トラフ地震で被害を受ける危険性があり、液状化危険度は町全域で極めて高く、全壊建物の比率は、町の南東部（一級河川新川周辺）で高くなっています。

【一級河川庄内川（想定最大規模）】

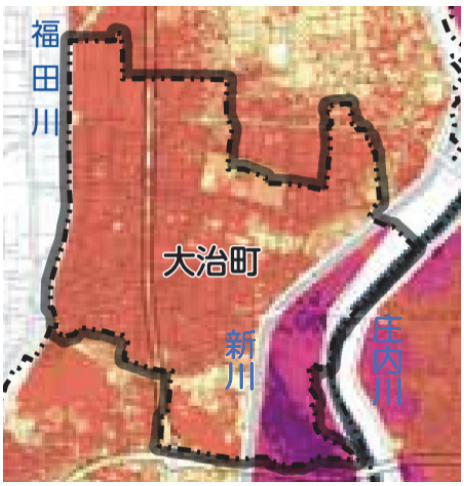

指定年月日：平成 28 年 12 月 15 日

【一級河川新川（想定最大規模）】

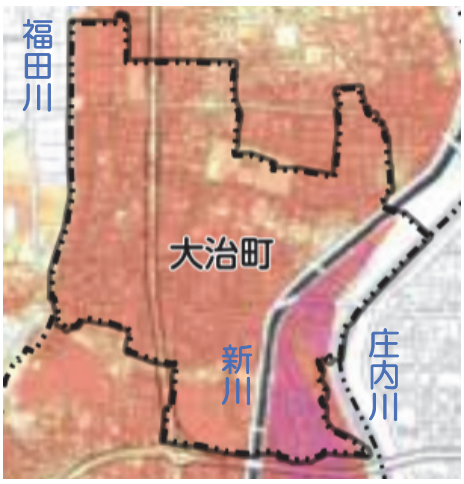

指定年月日：平成 30 年 3 月 23 日

【二級河川福田川（想定最大規模）】

指定年月日：令和元年 8 月 30 日

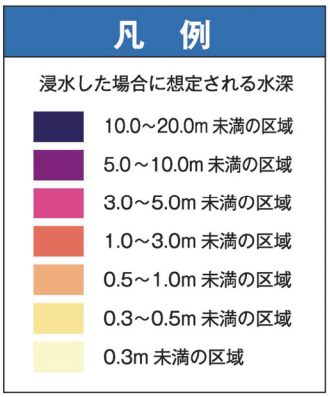

図－洪水浸水想定区域図

資料：大治町防災ガイド＆ハザードマップ

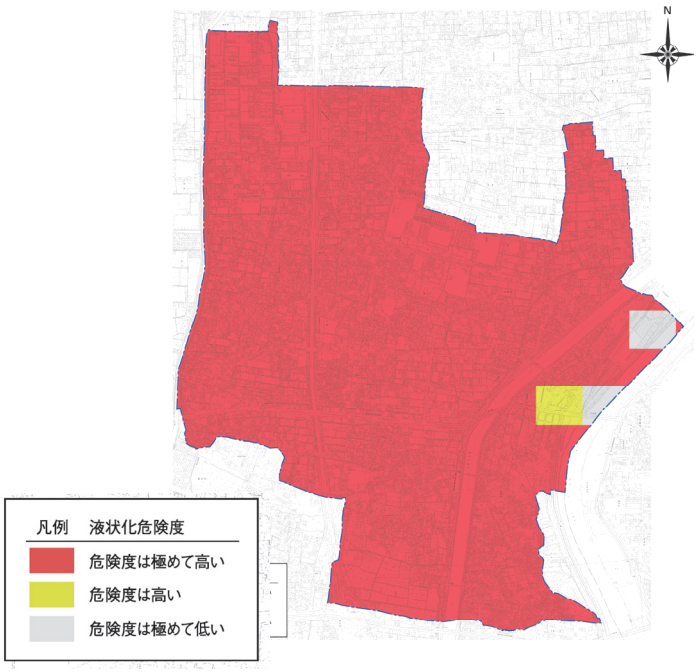

図－液状化危険度分布図

（平成 26 年 5 月に愛知県が公表した「東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」をもとに、南海トラフによる巨大地震が発生した場合に想定される地盤の液状化危険度を示している。）

資料：大治町地震防災マップ

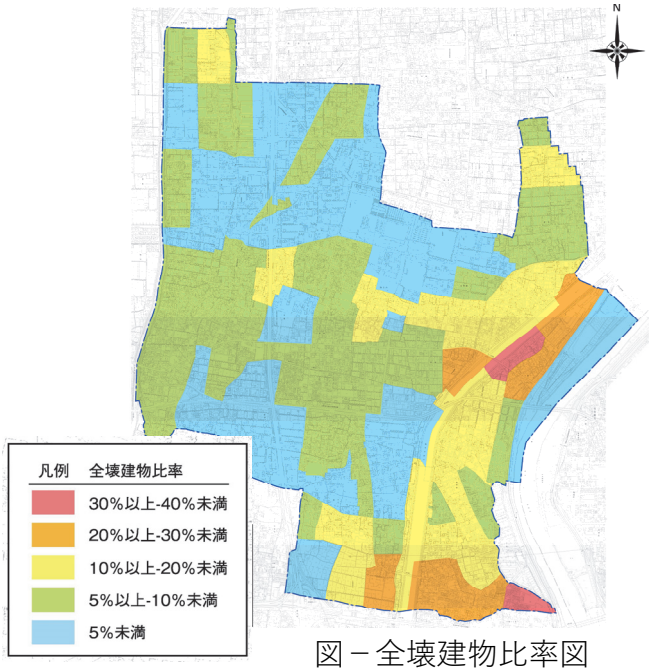

図－全壊建物比率図

（平成 26 年 5 月に愛知県が公表した「東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」の結果と、平成 27 年 1 月時点の建物情報をもとに、南海トラフによる巨大地震が発生した場合に想定される地域危険度（地区毎の全壊建物の比率）を地区毎の色分けにより表したもの。）

資料：大治町地震防災マップ

(2) 避難所・緊急輸送道路

本町を通る国県道の多くが緊急輸送道路に指定されています。そのうち、名古屋第二環状自動車道、国道302号、(主) 名古屋津島線が第1次緊急輸送道路に指定されています。

NO	名称
1	西條防災コミュニティセンター
2	大治西小学校
3	スポーツセンター
4	大治中学校
5	大治小学校
6	西公民館
7	公民館
8	八ツ屋防災コミュニティセンター
9	大治南小学校
10	総合福祉センター
11	大治南保育園
12	砂子東部防災ふれあいセンター

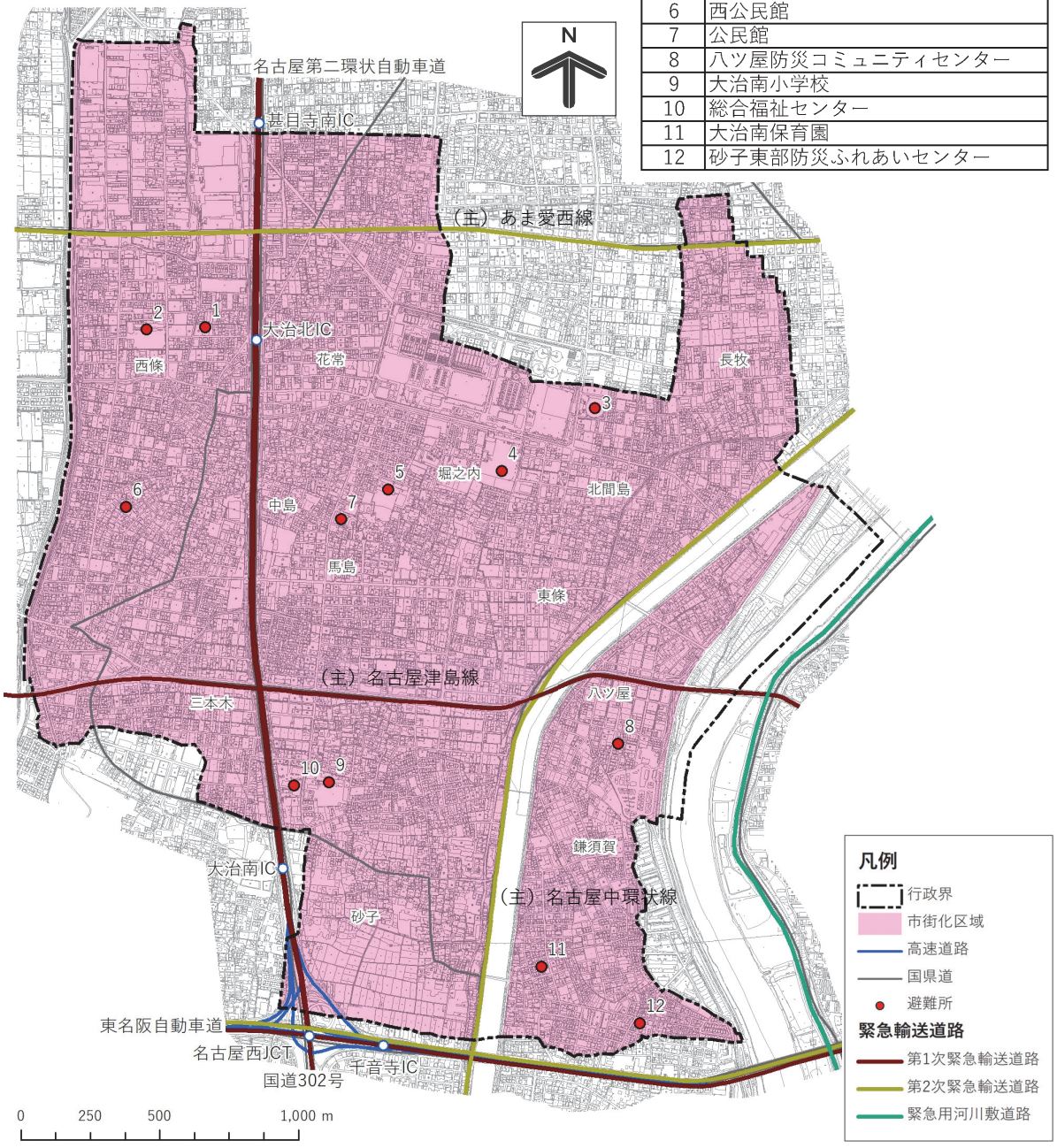

図－避難所、緊急輸送道路

資料：避難所 大治町WEBサイト、
緊急輸送道路 愛知県建設局道路維持課WEBサイト 緊急輸送道路網図（平成29年12月）

2-2 都市づくりの課題

「2-1　都市の現況」より、本町における課題を「人口」、「産業」、「土地・建物利用、開発動向」、「都市基盤、都市施設、公共施設・生活サービス施設」、「災害特性」の項目で整理します。

2-2-1　「人口」について

(1) 都市の現況（◎強み、●弱み）

◎名古屋市隣接のベッドタウンとして発展してきた都市であり、人口は増加傾向。平成27（2015）年現在で30,990人。
◎増加人口は、市街化区域で収容。
◎20～39歳の生産年齢層で転入超過。
●5～19歳の年齢層では転出超過。
●少子高齢化の傾向が顕著になる見込み。
●自町内就業率は減少傾向にあり、通勤・通学流動が流出超過。ただし、名古屋市に近接する周辺都市もおおむね同様の傾向。

(2) 前計画の検証（◎計画どおり、●改善が必要）

◎「大治町都市計画マスタープラン」（平成23年3月）では、平成32（2021）年に32,000人に人口増加する見通しに対し、住民基本台帳における令和2年1月の人口は32,768人で、目標年次前に当時の将来人口フレームを上回る結果となっている。

(3) 町民意向

・大治町への今後の居住意向についてみると、「ずっと、今の場所に住み続けたい」が最も多く、次いで「どちらかと言えば、今の場所に住み続けたい」となっている。
・転出したい理由についてみると、「交通の便が悪いため」、「日常の買い物をする店が近くにないため」が最も多く、次いで「災害による被害が心配なため」となっている。

(4) 課題の整理

①：高齢化への対応	
課題	・全国的に人口減少が本格化しているが、本町では人口増加が続いている。しかし、今後は全国的な傾向と同様、少子高齢化の傾向も顕著となる見込みであるため、本町の強みである名古屋市隣接の立地状況を活かし、今後も、コンパクトで暮らしやすい都市づくりを進める必要がある。

②：魅力的な居住環境の形成	
課題	・名古屋市に隣接する本町では、通勤・通学が名古屋市へ大きく流出しているものの、その近接性から居住先として選択されている傾向がうかがえる。リニア中央新幹線の開業により、名古屋大都市圏の従業者増加が見込まれており、名古屋市への通勤・通学の利便性を活かしながら、居住先として選ばれる魅力的な都市づくりを進める必要がある。新たな住宅地の形成については、既存ストックの活用が可能な地区を中心に促進する。

③：若者世代や子育て世代が魅力を感じるまちづくり	
課題	・20～39 歳の年齢層では転入超過となっている強みを活かし、若者世代や子育て世代が魅力を感じるまちづくりを推進することが求められる。

2-2-2　「産業」について

(1) 都市の現況（◎強み、●弱み）

◎製造品出荷額等は平成29（2017）年現在で732億円となっている。周辺地域が大きな増減を繰り返しているなか、本町は大きな変動がなく緩やかに推移しており、増減率も周辺地域のなかでは平均的な状況。

◎商店数と従業者数は平成19（2007）年から平成24（2012）年にかけて減少しているが、平成26（2014）年に増加。

◎耕作放棄地はほとんどなく、宅地等への転用が進行。

●工業事業所数は、近年減少傾向。平成29（2017）年現在で60事業所、従業者数は2,043人と微減。

●商店当りの従業者数、商品販売額は増加傾向にあり、店舗の大型化が進んでいると推測。

●農家数は減少が続いており、経営耕地面積も減少傾向。

(2) 前計画の検証（◎計画どおり、●改善が必要）

◎前計画においては、リーマンショックの影響もあり、工業フレームとして製造品出荷額等を583億円（令和2（2020）年目標）としていたが、732億円（平成29（2017）年実績）と既に大きく上回る。

◎前計画においては、商業フレームとして年間商品販売額を287億円（令和2（2020）年目標）としていたが、333億円（平成28（2016）年実績）と既に上回る。

(3) 町民意向

・今後の商業用地、工業用地、農業用地の開発への意向についてみると、商業用地については「増やす」が最も多く、次いで「今のまま」となっている一方で、工業用地、農業用地については「今のまま」が最も多く、次いで「減らす」となっている。

(4) 課題の整理

④：更なる工業機能の強化や新たな工業機能の誘導	
課題	・本町では、製造業が基幹的な産業となっており、地域経済を牽引する役割を担っている。今後とも都市活力を維持し、持続的に発展を続けるためには、地域経済を支える産業機能の維持が求められる。各都市においては、リニア中央新幹線、名古屋第二環状自動車道の整備をはじめとする広域交通体系の整備効果やストロー効果の懸念を踏まえた企業誘致施策の推進により、都市間競争が激化している。本町においても、就業機会の確保、地域経済の活性化等の多様な観点から、リニア・インパクトの活用や名古屋第二環状自動車道整備の影響も見据えつつ、更なる工業機能の強化や新たな工業機能の誘導を図る必要がある。

⑤：商業地における商業機能の維持	
課題	・商業地における商業機能の維持が求められる。

2-2-3　「土地・建物利用、開発動向」について

(1) 都市の現況（◎強み、●弱み）

◎平成26（2014）年度から平成30（2018）年度にかけての開発許可は大部分が住宅用途の開発となっており、件数、面積は平成28（2016）年度まで、ともに増加傾向。町内各地での住宅用地の開発が行われている状況。

●市街化区域のうち、自然的土地利用が約23%、低・未利用地が約5%を占める等、低密度な土地利用となっている。低・未利用地は大部分が住居系用途地域にあり、商業系用途地域や工業系用途地域では開発の余地をほとんど残していない。

●住宅総数の増加により空き家率はおおむね横ばいで推移しているが、空き家の棟数は増加が続いている。

(2) 前計画の検証（◎計画どおり、●改善が必要）

◎全体としては、将来都市構造のゾーニングに基づく土地利用がなされている。

●市街化区域の一部に田・畑の残存がみられる。

●工業地域において住・工の混在がみられる。

(3) 町民意向

・今後の住宅用地の開発への意向についてみると、「今のまま」が最も多く、次いで「増やす」となっている。

・景観に対して求められる取り組みに関する意向では、「河川や農地などの自然環境に関する景観の整備」が最も多く、次いで「地域の文化・歴史を活かした景観の整備」、「沿道の広告看板の色やデザインに関する景観の整備」が多くなっている。

(4) 課題の整理

⑥：良好な居住環境の確保や産業の活性化に寄与する土地利用	
課題	・本町は、おおむね用途地域に基づいた土地・建物利用が進んでいるが、商業・工業系用途地域内では低・未利用地が少なく、開発の余地をほとんど残していない。そのため、町民ニーズも踏まえ、土地利用の方針を明確に定め、良好な居住環境の確保や産業の活性化に向けた、計画的な土地利用の推進を図る必要がある。

⑦： 市街化区域内の農地について計画的な土地利用	
課題	・潤いのある都市環境の創出や貯水機能の向上等の観点から、市街地内の農地は、従来の“宅地化すべきもの”から“あるべきもの”へと位置付けが大きく転換している。本町においても、人口や宅地化の動向、地権者の意向を勘案しつつ、計画的な土地利用を進める必要がある。

2-2-4　「都市基盤、都市施設、公共施設・生活サービス施設」について

(1) 都市の現況（◎強み、●弱み）

◎広域的な幹線道路である名古屋第二環状自動車道が南北方向に通り、名古屋西JCTで東名阪自動車道と名古屋高速5号万場線に接続。一般道の幹線道路としては、南北方向に国道302号、（主）名古屋中環状線、東西方向に、（主）あま愛西線、（主）名古屋津島線が通っている。

●下水道は、日光川下流流域関連大治町公共下水道事業計画により整備が進められており、下水道普及率は令和元（2019）年時点で20.0%、下水道と合併処理浄化槽を合わせた汚水処理人口普及率は75.74%。

●下水道供用開始区域図をみると、日光川下流流域下水道の接続点付近にある公共施設を優先して整備しており、その他の地区では未整備。

●町の中心部から西部にかけて比較的多くの施設が立地しており、北部や東部、南部には少ない。

●（主）名古屋津島線の国道302号より東側の区間では慢性的な混雑。また、国道302号等が主要渋滞箇所（区間）に指定。

●本町には鉄道が通っておらず、公共交通として名鉄バスと名古屋市営バスが本町中心部及び南側を東西方向に運行。一部の地域において公共交通の利便性が低い状況。

●都市公園の整備率が低い。

(2) 前計画の検証（◎計画どおり、●改善が必要）

◎都市計画道路、公園・緑地に関する事業について前計画に基づき事業を推進。

◎町が管理する河川について、治水の安全性の向上を図るため、河川の整備・維持管理に努めている。

(3) 町民意向

・大治町をどのようなまちにしたいかという設問では、「安全なまち」が最も多く、次いで「交通の便の良いまち」、「医療体制が整ったまち」、「暮らしやすいまち」となっている。

・道路に関する意向では、「防犯灯などが整備され、夜間でも安心して利用できる道路の整備」が最も多く、次いで「子どもや高齢者、障害のある人が快適に歩ける道路の整備」、「国道・県道を結び、災害時に多様な空間として利用できる幅員が広い道路の整備」、「既存の市街地などで、安全に通行できる幅員を確保した道路の整備」となっている。

・公共交通の必要性に関する意向では、「自分にとって必要」が最も多く、次いで「家族など、自分以外の人にとって必要である」となっている。また、不満な点としては、「バス停が遠い」が最も多くあげられている。
・河川に関する意向では、「雨水などを処理する排水路の整備」が最も多く、次いで「川の水質保全のため、生活排水を処理する下水道の整備」があげられている。

(4) 課題の整理

⑧：効率的な整備と維持管理の両立	
課題	・本町の都市基盤の整備等により、良好な都市環境の形成が必要である。また、これまでに整備してきた多くの都市基盤は、維持管理や更新が必要となることが見込まれており、人口減少、少子高齢社会への転換が迫るなか、今後は、人口減少や財政問題等の制約条件下で効率的な整備と維持・管理の両立を図る必要がある。

⑨：地域の安全に寄与する都市基盤の形成	
課題	・都市基盤は、従来の用途のみならず、他の用途としても用いることで、その便益の及ぶ範囲が広まるといわれている。特に水害危険性の高い本町では、道路や公園・緑地は、災害時における避難路や避難場所としての活用が可能となる。多様な視点から都市基盤の使い方を見直し、工夫することで、従来以上に社会的な便益を向上させる取り組みを進める必要がある。

⑩：安全で快適な交通体系の維持	
課題	・高齢化が進行するなかで、町民の移動手段を確保するため、既存公共交通の維持が求められる。

2-2-5　「災害特性」について

(1) 都市の現況（◎強み、●弱み）

◎本町を通る国県道の多くが緊急輸送道路に指定。

●本町は一級河川庄内川、一級河川新川及び二級河川福田川が流れており、大部分が海抜ゼロメートル地帯であることから、水害の危険性が高い地域。一級河川庄内川、一級河川新川が氾濫した場合には、町のほぼ全域が浸水すると想定。

●南海トラフ地震による被害を受ける危険性があり、液状化危険度は、町全域で極めて高い。また、全壊建物の比率は、町の南東部（一級河川新川周辺）で高い。

(2) 前計画の検証（◎計画どおり、●改善が必要）

◎住宅等の耐震化や市街地の防災対策のため、民間木造住宅の耐震診断や耐震改修を支援。

◎総合的な治水対策の一環として、雨水貯留施設やポンプ場の整備、既設ポンプ場等の長寿命化とともに計画的な維持管理を進めている。

(3) 町民意向

・大治町をどのようなまちにしたいかという質問では、「安全なまち」が最も多くなっている。

・防災対策に関する意向についてみると、「災害時の洪水対策としての堤防の整備・改良」が最も多く、「洪水時の浸水対策としての排水施設の整備」、「公園・広場や公共施設など、災害時の一次避難場所や避難所の確保」があげられている。

(4) 課題の整理

⑪： 治水対策への取り組み	
課題	・本町は、一級河川庄内川、一級河川新川の下流域に位置し、地形的にも河川氾濫や内水氾濫による浸水の危険性の高い地域となっている。また、町域全体が市街化区域である等、水源涵養機能を有する農地が少ないことから、水害危険性が高い状況である。全国的にゲリラ豪雨や集中豪雨が頻発しており、町民の防災・減災対策への関心は高くなっていることから、本町においては、避難場所や避難路の確保や、雨水対策等の防災・減災対策を進める必要がある。

⑫： 巨大地震からの被害を最小化するための取り組み	
課題	・平成 23 年の東日本大震災や平成 28 年の熊本地震等を契機として地震災害対策の見直しが急務となっている。南海トラフ地震が発生した場合、最大で震度 7 が想定される本町では、液状化の危険性が高く、避難行動や物資輸送等に遅れを生じさせる可能性もある。町民の安全・安心を確保するためにも、建物の耐震化や避難場所、緊急輸送道路・避難路の確保等の市街地の防災性向上、各種ハザードマップを活用した防災知識の向上、避難方法の周知を図り、町民と協力しながら、ハード・ソフトの両面から、巨大地震による被害を最小化するための取り組みを進める必要がある。

第3章　全体構想

3-1 都市づくりの理念

本町は、名古屋市に隣接する地理的条件や町民の移動を支える幹線道路が整備されている交通条件等、生活の利便性が高く、工場や業務施設の立地もあり、就業地としての都市機能も備えていることから、近年、大都市近郊の住宅地としての発展を遂げ、人口も増加しています。将来においては、本町の活力を持続するため人口を維持していくことを目指します。

一方で、わが国においては人口減少・少子高齢化が進行しており、現在は人口が増加傾向にある本町においても、今後は高齢化の進行が予想されます。また、本町の地理的特性として水害の危険性が高く、近年は大規模な水害が全国的に頻発しており、巨大地震の発生が危ぶまれるなかで、町民の安全・安心を確保することが重要視されています。

そのため、本町の強みである大都市近郊の住宅地として、その魅力に磨きをかけるとともに、水害をはじめとする災害に対する取り組みを進めることで、「安全で暮らしやすいまち」の実現を目指します。

・都市づくりの基本理念

魅 力　住宅地としての都市機能を充実し、暮らしの「魅力」を高めます。

安 心　災害から生命・財産を守り、暮らしの「安心」を確保します。

・将来像

みんなで育む　安全で暮らしやすいまち　おおはる

3-2 都市づくりの目標

「第2章 都市の現況と課題」及び先に設定した都市づくりの基本理念・将来像を踏まえ、目標を以下のように定めます。

■都市づくりの課題に対する目標

都市づくりの基本理念と将来像

・都市づくりの基本理念

魅 力 住宅地としての都市機能を充実し、暮らしの「魅力」を高めます。

安 心 災害から生命・財産を守り、暮らしの「安心」を確保します。

・将来像

みんなで育む　安全で暮らしやすいまち　おおはる

都市づくりの課題

・人口

①：高齢化への対応
②：魅力的な居住環境の形成
③：若者世代や子育て世代が魅力を感じるまちづくり

・産業

④：更なる工業機能の強化や新たな工業機能の誘導
⑤：商業地における商業機能の維持

・土地・建物利用、開発動向

⑥：良好な居住環境の確保や産業の活性化に寄与する土地利用
⑦：市街化区域内の農地について計画的な土地利用

・都市基盤、都市施設、公共施設・生活サービス施設

⑧：効率的な整備と維持管理の両立
⑨：地域の安全に寄与する都市基盤の形成
⑩：安全で快適な交通体系の維持

・災害特性

⑪：治水対策への取り組み
⑫：巨大地震からの被害を最小化するための取り組み

都市づくりの目標

１．安全で、安心して暮らせるまちづくり

高齢化社会への対応として、水害や地震災害といった自然災害に備えることはもちろんのこと、歩行者空間の確保や段差の解消などバリアフリー化を進め、誰もが安全で安心して暮らせる都市空間の創出を目指します。

２．便利で、暮らしやすいまちづくり

良好な市街地を形成するため、道路をはじめ、公園、下水道といった都市基盤の整った市街地の形成を目指します。

３．みんなが集い、活力のあるまちづくり

人々が集まる役場や公民館、高齢化の進行に向けて重要な役割を担う保健センターや総合福祉センターといった既存の公共公益施設と商業業務地の機能を活かし、町の拠点機能の向上を目指します。

４．居住先として選ばれる魅力的なまちづくり

より魅力を高めるために、居住地機能の向上を目指します。

５．みんなで考え、みんなで取り組むまちづくり

様々なまちづくりを進めるには、行政のみならず、町民の発想や協力が重要であり、町民、各種団体などとの協働により、人々の知恵や活力を活かすまちづくりを目指します。

■都市づくりの課題から都市づくりの目標への展開

「人口」について

課　題		都市づくりの目標
①：高齢化への対応	⇒	1. 安全で、安心して暮らせるまちづくり 3. みんなが集い、活力のあるまちづくり 4. 居住先として選ばれる魅力的なまちづくり
②：魅力的な居住環境の形成	⇒	2. 便利で、暮らしやすいまちづくり 3. みんなが集い、活力のあるまちづくり 4. 居住先として選ばれる魅力的なまちづくり
③：若者世代や子育て世代が魅力を感じるまちづくり	⇒	1. 安全で、安心して暮らせるまちづくり 2. 便利で、暮らしやすいまちづくり 3. みんなが集い、活力のあるまちづくり 4. 居住先として選ばれる魅力的なまちづくり

「産業」について

課　題		都市づくりの目標
④：更なる工業機能の強化や新たな工業機能の誘導	⇒	2. 便利で、暮らしやすいまちづくり 3. みんなが集い、活力のあるまちづくり
⑤：商業地における商業機能の維持	⇒	3. みんなが集い、活力のあるまちづくり 4. 居住先として選ばれる魅力的なまちづくり

「土地・建物利用、開発動向」について

課　題		都市づくりの目標
⑥：良好な居住環境の確保や産業の活性化に寄与する土地利用	⇒	2. 便利で、暮らしやすいまちづくり 3. みんなが集い、活力のあるまちづくり 4. 居住先として選ばれる魅力的なまちづくり 5. みんなで考え、みんなで取り組むまちづくり
⑦：市街化区域内の農地について計画的な土地利用	⇒	1. 安全で、安心して暮らせるまちづくり 2. 便利で、暮らしやすいまちづくり 5. みんなで考え、みんなで取り組むまちづくり

「都市基盤、都市施設、公共施設・生活サービス施設」について

課　題		都市づくりの目標
⑧：効率的な整備と維持管理の両立	⇒	2. 便利で、暮らしやすいまちづくり 4. 居住先として選ばれる魅力的なまちづくり
⑨：地域の安全に寄与する都市基盤の形成	⇒	1. 安全で、安心して暮らせるまちづくり 4. 居住先として選ばれる魅力的なまちづくり 5. みんなで考え、みんなで取り組むまちづくり
⑩：安全で快適な交通体系の維持	⇒	1. 安全で、安心して暮らせるまちづくり 2. 便利で、暮らしやすいまちづくり 4. 居住先として選ばれる魅力的なまちづくり

「災害特性」について

課　題		都市づくりの目標
⑪：治水対策への取り組み	⇒	1. 安全で、安心して暮らせるまちづくり 4. 居住先として選ばれる魅力的なまちづくり
⑫：巨大地震からの被害を最小化するための取り組み	⇒	1. 安全で、安心して暮らせるまちづくり 2. 便利で、暮らしやすいまちづくり 5. みんなで考え、みんなで取り組むまちづくり

3-3 将来都市構造

3-3-1　都市核及び都市軸

将来都市像の実現に向けては、都市を形成するうえで中心的な役割を果たす都市核や拠点、町内の各拠点や近隣市町を結ぶ都市軸を明確にする必要があり、公共施設の配置や市街化の状況を考慮しながら次のように設定します。

(1) 都市核の形成

本町の都市施設の配置から、大治町役場・大治町公民館周辺を「行政・コミュニティ拠点」、総合福祉センター周辺を「健康・福祉拠点」、これらを結ぶ路線を「生活環境軸」と位置付け、一帯の沿道商業機能の充実とともに、人々が集い、賑わいのある都市核の形成を図ります。

また、この「生活環境軸」では、安全で安心な移動を確保するとともに、利便性の向上に努めます。

(2) 都市軸の形成

都市軸として、本町の骨格を形成している主要な道路網及び河川を位置付けます。

①広域交通軸

広域的に本町と他の市町とを結ぶ、名古屋第二環状自動車道及び国道302号を南北軸とし、(主)あま愛西線、(主)名古屋津島線を東西軸として位置付けます。

また、路線バスが運行する町道中島・八ツ屋線、城前田・深田線、西條・狐海道12号線を「広域公共交通（バス）軸」として位置付けます。

②生活交通軸

生活交通軸は、広域交通軸への連絡や町内の市街地形成の軸となる都市計画道路網を位置付け、未整備路線の整備の推進を図ります。

③自然環境軸・都市環境軸

本町を南北に流れる一級河川庄内川、一級河川新川、及び二級河川福田川を自然環境軸、環境施設帯や植栽帯が設置されている国道302号、(主)名古屋津島線を都市環境軸としてそれぞれ位置付け、水と緑のネットワーク軸として快適な都市環境の創出を図ります。

3-3-2　土地利用の配置

土地利用の配置は、現況の土地利用特性や用途規制を踏まえながら、合理的な配置を行うものとします。

(1) 住宅ゾーン

幹線道路沿道や工業地を除いて、町域全体に広がる住宅地を住宅ゾーンとし、居住環境の維持・保全及び快適性、利便性や安全性の向上を図ります。

(2) 商業ゾーン

町道中島・八ツ屋線及び町道花常・三本木線の沿道には多くの商業施設が立地していることから、この地域を商業ゾーンと位置付け、商業機能の誘導・集積を図ります。

(3) 沿道複合ゾーン

国道302号、(主)名古屋津島線等の幹線道路の沿道は、沿道複合ゾーンとして位置付け、道路利用者や町民の利便性に資する土地利用を図ります。

(4) 工業ゾーン

町北西部の比較的規模の大きい工場が集積している既存工業地は、工業ゾーンとし工業機能の維持を図ります。

(5) 土地利用検討ゾーン

町南部については、西に名古屋第二環状自動車道・国道302号、南に名古屋高速道路・東名阪自動車道が近接した交通利便性の高い地域であることを踏まえ、今後土地利活用の熟度が高まった段階で計画的な産業系市街地の形成を促進します。

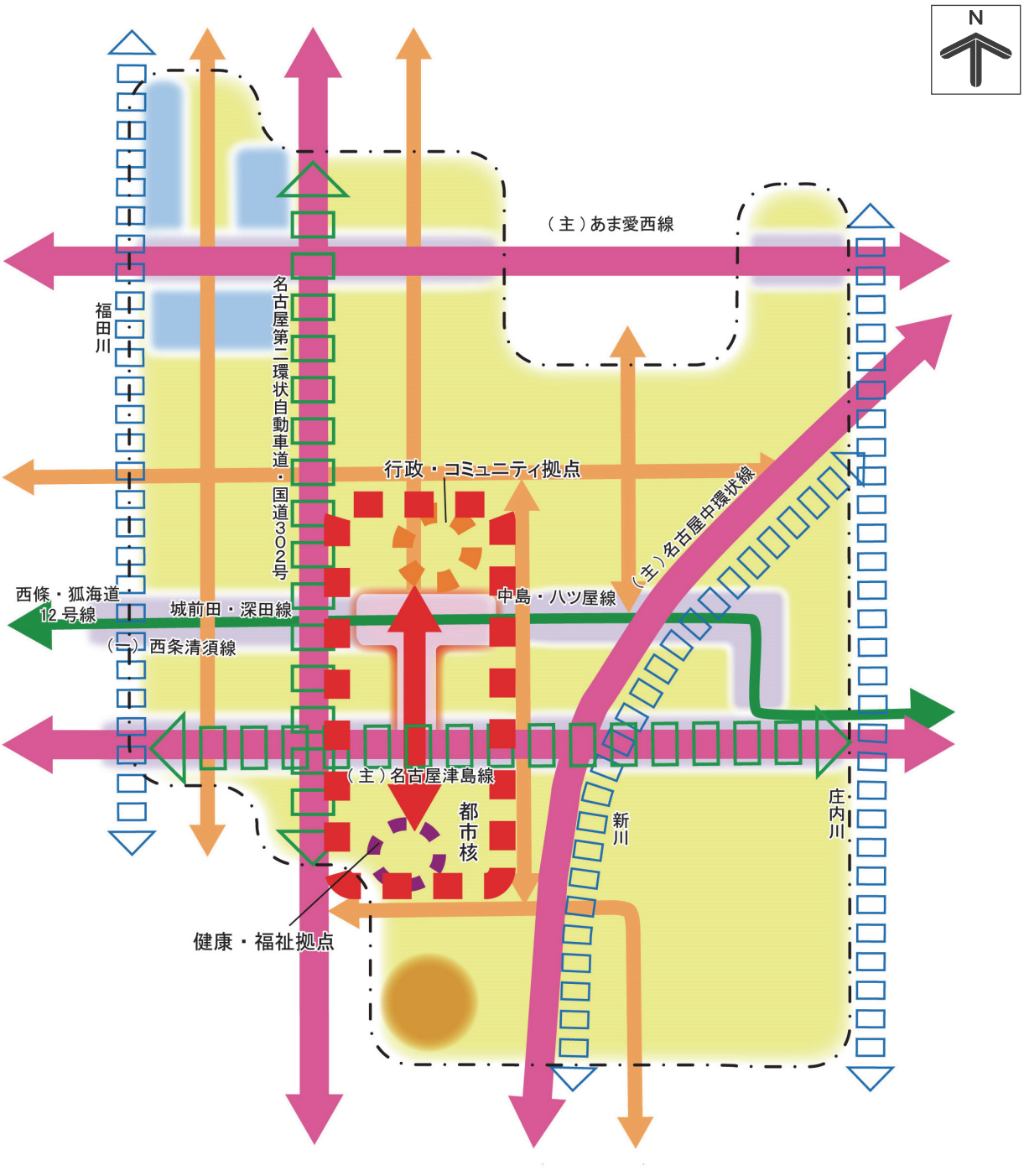

凡例			
	広域交通軸		住宅ゾーン
	生活交通軸		商業ゾーン
	自然環境軸		沿道複合ゾーン
	都市環境軸		工業ゾーン
	広域公共交通（バス）軸		土地利用検討ゾーン
	生活環境軸		行政・コミュニティ拠点
	都市核		健康・福祉拠点

図－将来都市構造図

3-4 都市整備の方針

目標の実現に向けて、各分野での都市整備の方針を以下のように定めます。

■都市づくりの目標から都市整備の方針への展開

都市づくりの目標		都市整備の方針
1.安全で、安心して暮らせるまちづくり	⇒	【都市防災対策】 ・総合的な取り組みによる防災・減災力の向上
2.便利で、暮らしやすいまちづくり	⇒	【都市施設整備】 ・利便性の高い生活環境、産業振興を支える質の高い都市施設の整備 ・適切な維持管理の推進 ・事業者や町民等との協働の推進
3.みんなが集い、活力のあるまちづくり	⇒	【土地利用】 ・名古屋市近郊の住宅地としての強みを発揮する土地利用の推進 ・広域的なアクセスの利便性を活かした暮らしやすい都市空間の形成
4.居住先として選ばれる魅力的なまちづくり	⇒	【自然環境・都市環境】 ・人と自然に優しい都市環境の創出 【都市景観】 ・潤いのある自然、地域に根ざした文化・歴史を活かした景観の創出
5.みんなで考え、みんなで取り組むまちづくり	⇒	【実現化方針策】 ・町民、事業者、行政の協働によるまちづくりの推進

3-4-1　土地利用の方針

✦名古屋市近郊の住宅地としての強みを発揮する土地利用の推進

リニア・インパクトや名古屋市近郊の住宅地としての土地需要を的確に受けとめるための土地利用を図ります。

✦広域的なアクセスの利便性を活かした暮らしやすい都市空間の形成

広域的なアクセスの利便性を活かし、都市の活力を維持・向上させるための産業の誘致に努めます。

土地利用は、次のように区分します。

①住宅地

住宅地は、幹線道路沿道や工業地を除いた区域に配置し、主に小規模な店舗や事務所等の立地を許容し、生活利便性の高い住宅地として土地利用を図ります。

町南部や北東部の一部においては、中高層の集合住宅の立地を誘導する土地利用を図ります。

②近隣商業地

近隣商業地は、町中心部の都市核に位置する町道中島・八ツ屋線、町道花常・三本木線沿道に配置し、町民の買物の利便に供する商業施設の立地を誘導する土地利用を図ります。

③工業地

工業地は、名古屋第二環状自動車道と（主）あま愛西線の広域交通軸が交差し、広域的な交通アクセスの利便性の高い西條地区に配置し、工場の立地を誘導する土地利用を図ります。

④沿道複合地

沿道複合地は、（主）あま愛西線、(主)名古屋津島線等の沿道に配置し、沿道サービス施設、商業施設等の立地を誘導する土地利用を図ります。

名古屋第二環状自動車道以西で整備中の(都)名古屋津島線沿道は、道路の整備に合わせて、沿道複合地への土地利用の転換を図ります。

⑤土地利用検討地

高齢化に伴い、今後の農業の担い手不足が懸念されるなか、広範囲に農地として土地利用されている地域では、地域全体で土地利用の転換を含めた土地活用のあり方を検討していくことも考えられます。この地域の今後の土地活用のニーズを踏まえ、本町の活力を支えるため、周辺の土地利用との調和を図りつつ、産業系の土地利活用の検討を促進します。

凡　　例			
	住宅地		都市計画道路（整備済）
	近隣商業地		都市計画道路（事業中）
	工業地		都市計画道路（未整備）
	沿道複合地		都市計画道路以外の幹線道路
	土地利用検討地		河川
			都市計画公園（未整備）

図－土地利用方針図

3-4-2　都市施設整備の方針

✦利便性の高い生活環境、産業振興を支える質の高い都市施設の整備
　快適で利便性の高い暮らしを実現するために、都市計画道路などの都市施設の整備を計画的に進めます。

✦適切な維持管理の推進
　既存の都市施設は、耐用年数や今後の財政状況を踏まえ、適切な維持管理や計画的な長寿命化による有効活用を図ります。

✦事業者や町民等との協働の推進
　都市施設の整備や維持管理にあたっては、民間活力の導入や町民等との協働による取り組みを推進することで、利用者ニーズに対応した都市施設の創出を図ります。

(1) 交通施設の方針

①幹線道路・都市計画道路

・(都)名古屋津島線の早期完成に向けて、県等の関係機関に積極的に要望し、整備の促進を図ります。
・町中心部における南北方向の交通や(主)名古屋津島線へのアクセスを円滑にするため、(都)堀之内砂子線の整備を進めます。
・都市計画道路は、社会経済情勢の変化を踏まえ、多角的な視点から必要性や妥当性を検証し、必要に応じて見直しを検討します。

②生活道路

・町民と連携しながら、通行に支障がある箇所や施設の老朽箇所を把握し、適宜、整備や修繕を進めます。

③道路の安全性の確保

・交通事故の危険性の高い交差点等では、交通安全施設の整備を進めます。また、街路灯の整備等、夜間でも安心して利用できる道路の整備を図ります。
・道路の整備や修繕においては、誰もが安全で快適に通行できるようバリアフリーに配慮します。
・道路の舗装や照明・橋梁等は、安全を確保するとともに、整備コストを削減・平準化するため、予防保全型の維持管理を図ります。

④公共交通の利用促進

・名古屋市営バス及び名鉄バス路線周辺の自転車駐車場は、定期的な放置自転車の撤去により、各施設の容量を有効に活用し、自転車駐車場の稼働率の向上とともに、バスの利用促進をさらに図ります。
・名古屋市高速度鉄道６号線の実現に向けて、国・県等の関係機関へ要望していきます。

(2) 公園・緑地の方針

①水辺の緑の保全

・一級河川庄内川は、国の河川整備計画を踏まえつつ、水辺の緑の保全と再生を促進します。

②公園・緑地の維持管理

・既存の公園・緑地は、利用者の安全性や利便性を確保するために、適切な維持管理に努めます。

③新たな公園・緑地の整備

・国や県の関係機関との調整を図りながら、一次避難地機能を有する（都）砂子防災公園の整備を進めます。

・公有地における樹木の植栽等を行い、緑地を創出する際には「あいち森と緑づくり事業」の活用を検討します。

庄内川河川敷公園

(3) 河川・下水道施設の方針

①河川

・一級河川庄内川、一級河川新川、及び二級河川福田川、二級河川西條小切戸川は、国・県等の関係機関に要望し、河川の改修事業や維持管理を促進します。

・町が管理する各河川において、計画的な維持管理により、治水の安全性の向上を図ります。

②下水道

・「日光川下流流域関連大治町公共下水道事業計画」に基づき、順次整備を進めます。

・供用開始区域においては、広報等で町民への周知・啓発を行い、下水道への早期接続を促進します。

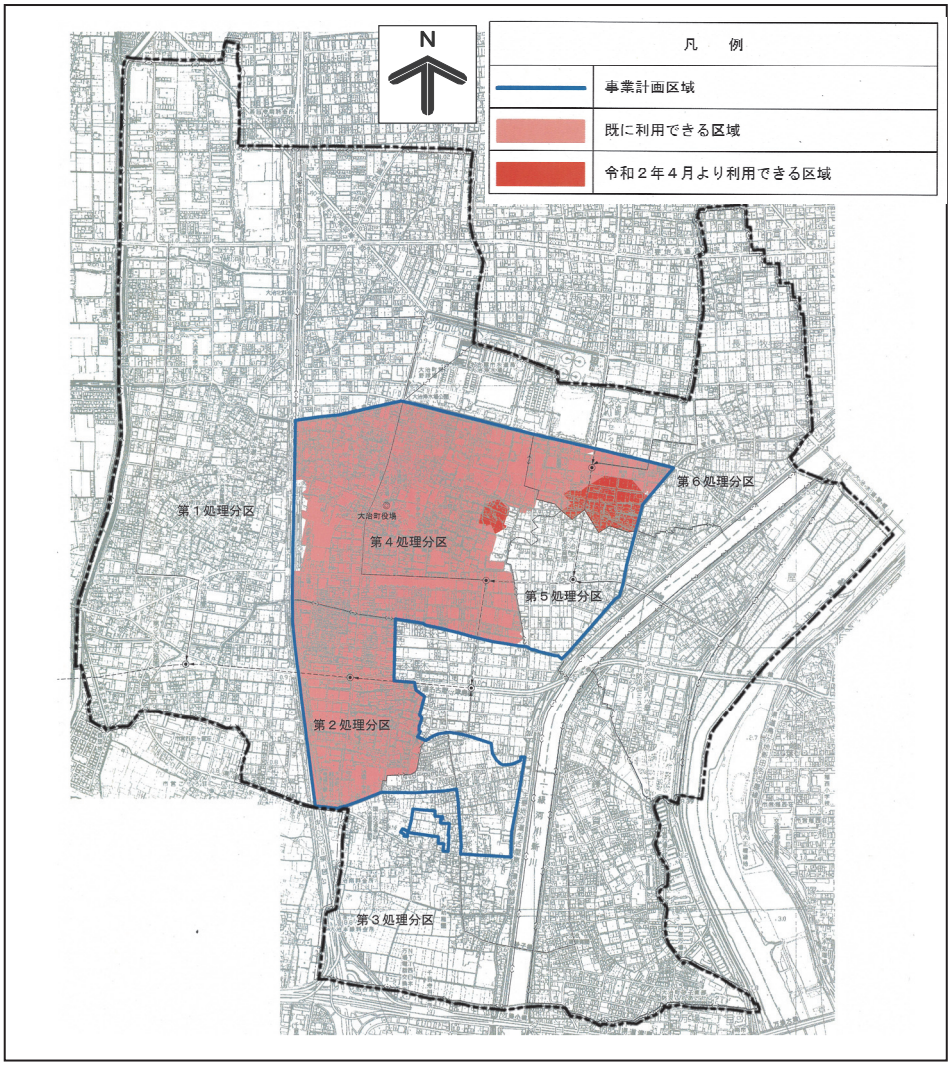

図－下水道の事業計画区域

資料：大治町下水道課

3-4-3　環境形成の方針

✦人と自然に優しい都市環境の創出

貴重な自然環境の保全や人と自然の共存等、自然と都市の双方の視点からゆとりや潤いを感じられる都市環境の創出を図ります。

①自然環境の保全

・下水道の整備の推進及び早期接続の促進に努め、町内の河川等の自然環境の維持・向上を図ります。

②都市環境形成

・交通事故や犯罪を防止するため、町民のニーズに応じて交通安全施設の設置を進めます。

3-4-4　都市景観形成の方針

✦潤いのある自然、地域に根ざした文化・歴史を活かした景観の創出

一級河川庄内川の親水空間や文化・歴史を景観資源として保全・活用し、美しく潤いのある都市景観の形成を図ります。

①自然景観

・町民との協働により、河川沿いの美化を進め、心が安らぐ美しい水辺の景観の維持・形成に努めます。

②歴史景観

・歴史的資源である史跡や歴史的建造物は、趣きや親しみを感じる風景の維持・継承に努めます。

③市街地景観

・役場等の公共施設や道路における緑化を進め、緑豊かな街並みの創出に努めます。
・空き地の土地所有者に対して管理を促進し、街の美観を維持・改善します。
・町民の環境美化に対する意識を高め、町民との協働による道路・公園等の清掃や植栽を促進します。

3-4-5　都市防災対策の方針

✦総合的な取り組みによる防災・減災力の向上

近年頻発する豪雨や南海トラフ地震等による大規模災害から町民の命と財産を守るため、ハード施策とソフト施策による総合的な防災・減災力の向上を図ります。

①地震災害対策

・公共施設の耐震化を図るとともに、木造住宅の耐震化に向けて、無料耐震診断の実施を促進します。

・住宅の耐震改修に対する補助金の交付や減税措置により、地震に強い住宅の普及を促進します。

②水害対策

・河川、水路事業者等との連携・調整による各排水機場の適切な稼働に努めます。

・排水機能を向上するため、排水施設の改修及び調整池の適切な維持管理等を実施します。また、洪水ハザードマップの周知・活用により、災害時の迅速な避難活動を促進します。

③防災・減災力の向上

・防災に関する知識や避難方法の周知、自主防災組織の強化、防災ボランティアの育成等、自助・共助による防災・減災力の向上に向けた取り組みを促進します。

第4章　地域別構想

4-1 地域区分

全体構想を踏まえて、地域の実情に応じた都市づくりの方針を地域別構想として位置付けます。地域区分は、生活圏（小学校区、コミュニティ）を考慮し、次の３地域に区分します。

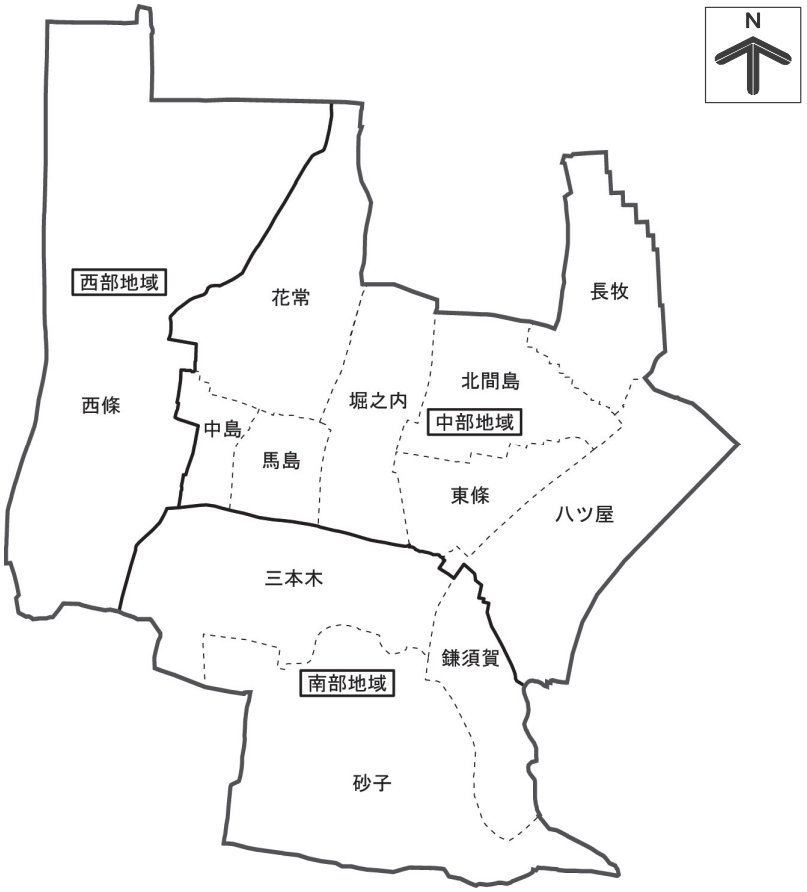

図－地域区分図

4-2 地域別まちづくり構想

4-2-1　中部地域

(1) 地域の現況

1）地域の概況	
本地域は、中島、花常、馬島、堀之内、東條、北間島、長牧、八ツ屋の８つの大字で構成されています。 役場をはじめ様々な公共公益施設が配置されているとともに、地域を東西に横断する町道中島・八ツ屋線沿道等に商業施設が集積しており、本町における行政・文化・商業等の中心的な役割を担う地域となっています。 市街化区域の面積は約 248ha で、平成 27 年で町人口の約 38%を占めています。	■位置図 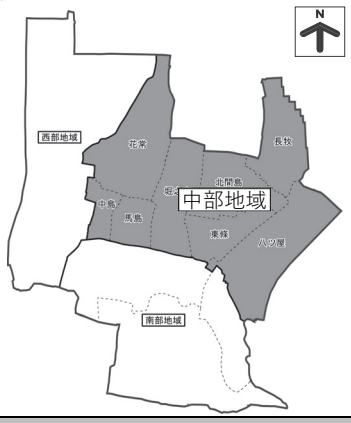

2）人　口（国勢調査による）					
地域人口			年齢３区分別構成（平成 27 年）		
年次	本地域	町全体	年齢階層	本地域	町全体
平成 12 年	10,239 人	27,073 人	0～14 歳	16.7%	16.5%
平成 27 年	11,892 人	30,990 人	15～64 歳	62.4%	62.5%
H12～27 増加率	16.1%	14.5%	65 歳以上	20.9%	21.0%

・平成 12 年～27 年の人口増加率は約 16%で、町平均より高くなっています。
・年齢３区分別の人口構成は、ほぼ町平均と同様となっています。

3）主要施設	
都市計画道路	・高速名古屋環状２号線（東名阪自動車道）（改良済） ・名古屋環状２号線（国道 302 号）（改良済） ・名古屋津島線（(主)名古屋津島線）（改良済） ・甚目寺佐織線（(主)あま愛西線）（改良済） ・甚目寺三本木線（未改良）　・堀之内砂子線（一部改良済） ・西今宿東条線（未改良）　・美和大治線（未改良） ・下萱津北間島線（未改良）
公園・緑地	・大治町庄内川河川敷公園（0.80ha）・中島大門先公園（0.03ha） ・長牧調整池公園（0.21ha）　・堀之内狐穴球技場（0.08ha） ・大治浄水場公園（0.63ha）　・中島広場（0.01ha） ・大治町営野球場（1.12ha）　・大治町多目的スポーツ広場（0.50ha） ・旧尾張サイクリングロード（0.06ha） ・ちびっこ広場（6 箇所　0.34ha）
河　川	〔一級河川〕・庄内川　・新川　〔準用河川〕・円楽寺川　・小糠田川
公共公益施設	〔行　政〕　①大治町役場 〔教　育〕　②大治小学校　③大治中学校　④ずいよう幼稚園 〔保健・福祉〕　⑤大治東保育園　⑥大治はなつね保育園 ⑦大治東部児童クラブ 〔文化・スポーツ〕⑧公民館　⑨スポーツセンター 〔防　災〕　⑩八ツ屋防災コミュニティセンター 〔消防・警察〕　⑪大治交番

4）土地利用（平成 30 年度都市計画基礎調査による）

・大治浄水場をはじめとして、各種公共公益施設が立地し、都市的土地利用の公的・公益用地の割合が高くなっています。

■土地利用現況及び公共公益施設分布

凡　例			
土地利用区分			表示彩色
都市的土地利用	住宅用地		
	商業用地		
	工業用地		
		太陽光発電用地	
	公益施設用地		
	その他	道路用地	
		交通施設用地	
		公共空地	
		その他の空地	
		低未利用地	
		平面駐車場	
自然的土地利用	農地	田	
		畑	
	その他	山林	
		水面	
		その他の自然地	
市街化区域界			
基本ゾーン界			
小ゾーン界			
地域界			

区分		面積(ha)	比率(%)
都市的土地利用	住宅用地	80.7	32.6
	商業用地	13.7	5.5
	工業用地	9.4	3.8
	公的・公益用地	35.5	14.3
	その他	52.0	21.0
	小計	191.4	77.3
自然的土地利用	農地	50.1	20.2
	その他	6.2	2.5
	小計	56.3	22.7
市街化区域計		247.7	100.0

※各区分の面積について、全町面積より按分したうえで、小数第 2 位を四捨五入しているため、各地域の合計と P22 表「用途地域別の土地利用面積（平成 30（2018）年度)」における総計が合わない場合がある。

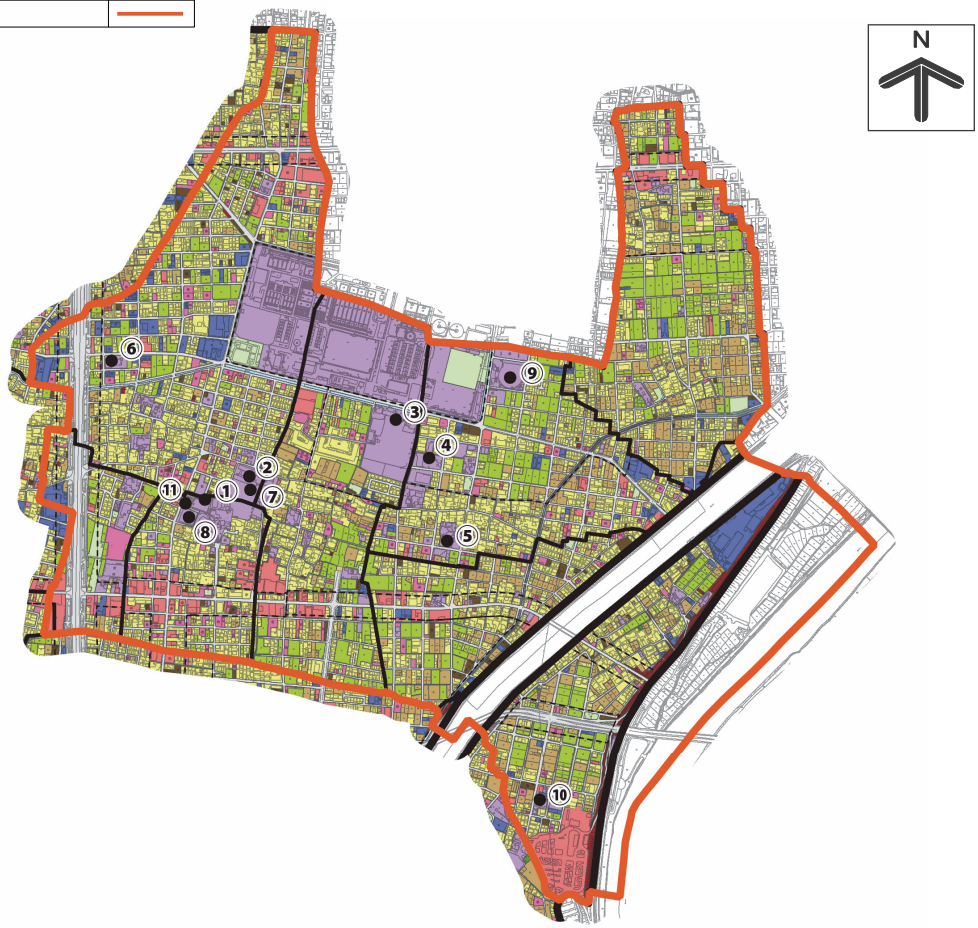

（注）○番号は、前ページ公共公益施設の番号

5）都市計画

・町道中島・八ツ屋線及び町道花常・三本木線沿道に近隣商業地域が指定されています。
・都市計画道路は、高速名古屋環状２号線・名古屋環状２号線、甚目寺佐織線の他、堀之内砂子線の一部が整備済となっています。
・公園・緑地は、大治町庄内川河川敷公園、中島大門先公園、長牧調整池公園、大治浄水場公園、大治町営野球場、大治町多目的スポーツ広場、堀之内狐穴球技場、ちびっこ広場が６箇所設置されています。

■都市計画概況

凡例	
	地域界
	市街化区域界
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	近隣商業地域
	工業地域

凡例	
	都市計画道路（整備済）
	都市計画道路（事業中）
	都市計画道路（未整備）
	都市計画公園（未整備）
	公園・緑地
	球技場・ゲートボール場等
	ちびっこ広場
	一級河川
	二級河川
	準用河川

(2) まちづくりの主な課題

本地域のまちづくりにおける主な課題を以下に示します。

○ 安全・安心で賑わいのある都市核の形成
○ (都)堀之内砂子線の整備
○ 下水道の整備
○ 町民との協働による道路・公園等の維持管理
○ 防災・減災対策

(3) まちづくりの目標

本地域には、役場や公民館等、人々が集う公共公益施設が立地するとともに、町道中島・八ツ屋線沿道には商業施設が集積し、中島地区や馬島地区の周辺が「行政・コミュニティ拠点」をはじめとする都市核に位置付けられています。これらの地区は、行政・文化・商業等において本町の中心的な役割を担い、南部地域の都市核ゾーンとともに本町の顔となる地区といえます。

また、地域の東には、本町の主要な河川である一級河川庄内川、一級河川新川が流れている他、地域内には大治浄水場公園、大治町多目的スポーツ広場等の比較的規模の大きい公園・緑地も分布しています。

こうした本地域の特性を活かし、水と緑と賑わいがあふれる市街地の形成を目指します。

一級河川庄内川

町道中島・八ツ屋線

(4) まちづくりの方針

① 土地利用の方針

・中島地区や馬島地区の都市核となる地域では、近隣商業地や沿道複合地における商業施設の立地の誘導等を図り、賑わいのある市街地を形成します。
・町道中島・八ツ屋線の沿道は、沿道サービス施設や商業施設の立地を誘導し、道路の利用者や町民の利便性を高めます。

② 施設整備の方針

・(都)堀之内砂子線においては、誰もが安全で快適に通行できるようバリアフリーに配慮した整備を進めます。
・都市核の行政・コミュニティ拠点と南部地域の健康・福祉拠点を結ぶ生活環境軸は、歩行者・自転車の通行を意識した交通安全施設の充実に努め、安全で安心な交通環境を確保します。
・利用率の高い馬島、東條の自転車駐車場は、定期的な放置自転車の撤去を実施することにより、施設の容量を有効に活用し、自転車駐車場の稼働率の向上とともにバスの利用促進を図ります。
・大治浄水場公園等の公園・緑地は、利用者の安全性や利便性を確保するための適切な維持管理を図るとともに、町民との連携により施設の美化に努めます。
・一級河川庄内川、一級河川新川は、国・県に要望し、河川の改修事業や維持管理を促進します。また、準用河川円楽寺川、準用河川小糠田川は、計画的な施設の維持管理に努めます。

大治役場前バス停・馬島自転車駐車場

・下水道は、「日光川下流流域関連大治町公共下水道事業計画」に基づき、順次整備を進めます。

③ 都市景観及び都市環境形成の方針

・準用河川円楽寺川、準用河川小糠田川は、河川沿いの美化を進めます。また、役場や公民館等の公共施設の緑化に努めます。
・町民との協働による道路・公園の清掃や植栽等を促進します。

④ 都市防災対策の方針

・(主)あま愛西線、(主)名古屋中環状線及び名古屋第二環状自動車道は緊急輸送道路としての機能を確保するため、沿道に立地する旧耐震基準に基づく建築物の耐震化を促進します。
・各種ハザードマップを活用した防災知識や避難方法の周知、自主防災組織の強化等、自助・共助による防災力の向上に向けた取り組みを促進します。

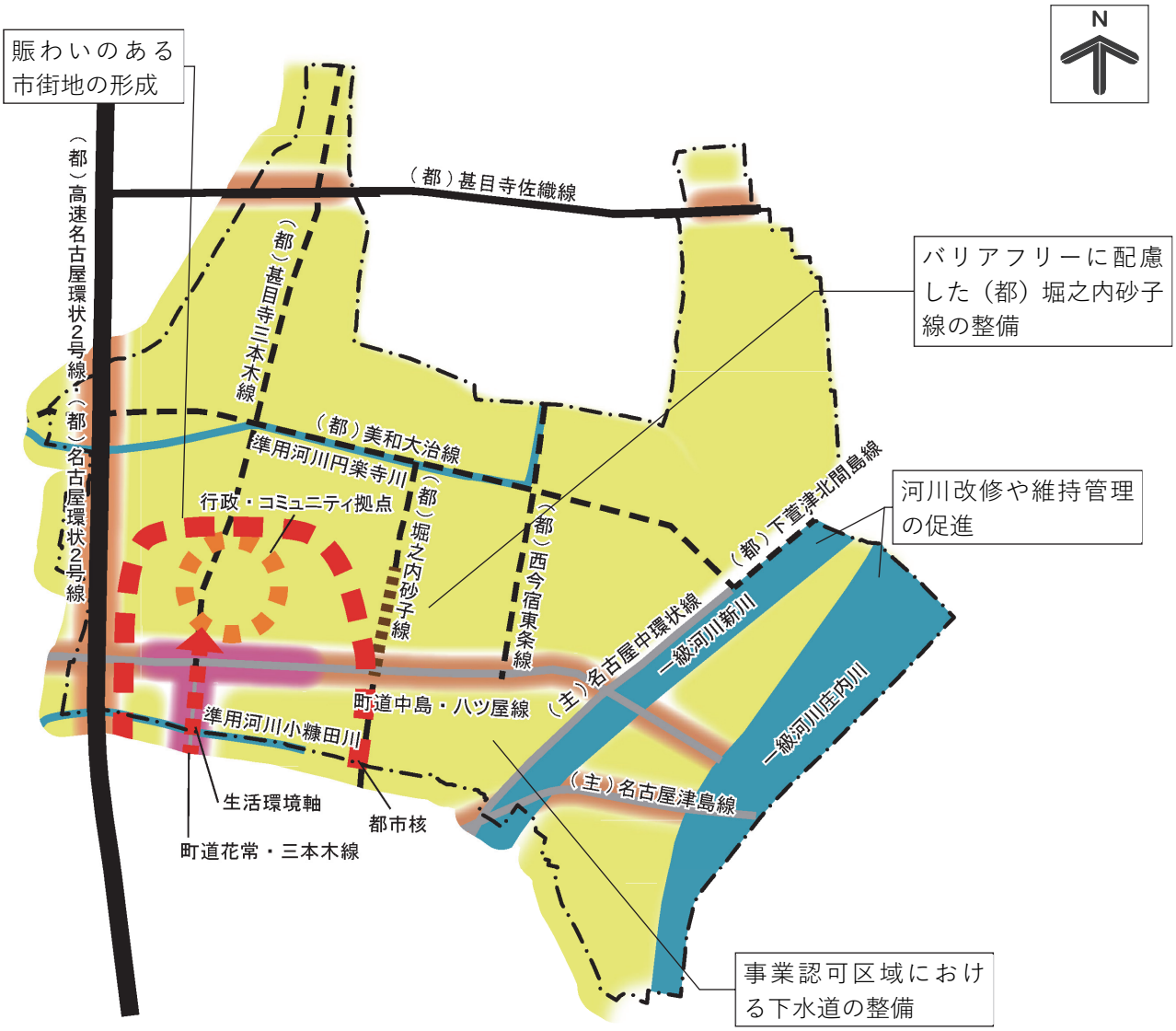

凡　例			
	住宅地		都市計画道路（整備済）
	近隣商業地		都市計画道路（事業中）
	工業地		都市計画道路（未整備）
	沿道複合地		都市計画道路以外の幹線道路
	土地利用検討地		河川
			都市計画公園（未整備）

図－中部地域まちづくりの方針図

4-2-2　南部地域

(1) 地域の現況

１）地域の概況

本地域は、鎌須賀、砂子、三本木の３つの大字で構成され、砂子は一級河川新川により２つに分かれています。

三本木地区には、(主)名古屋津島線の整備が進められたことにより、商業施設の立地が進んでいます。また、地域南西部にはまとまった農地が存在しています。

市街化区域の面積は約 181ha で、人口は中部地域に次いで多く、平成 27 年では町人口の約 33%を占めています。

■位置図

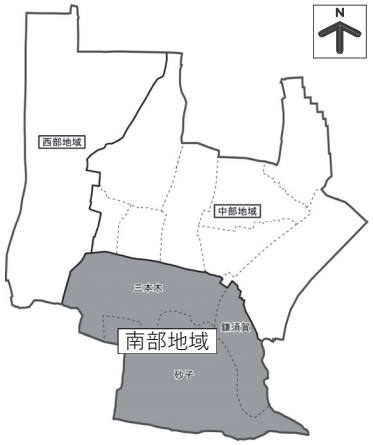

２）人　口（国勢調査による）

地域人口			年齢３区分別構成（平成 27 年）		
年次	本地域	町全体	年齢階層	本地域	町全体
平成 12 年	9,053 人	27,073 人	0～14 歳	16.3%	16.5%
平成 27 年	10,349 人	30,990 人	15～64 歳	63.9%	62.5%
H12～27 増加率	14.3%	14.5%	65 歳以上	19.7%	21.0%

・平成 12 年～27 年の人口増加率は約 14%で、ほぼ町平均と同様となっています。
・年齢３区分別の人口構成は、町平均に比べ 65 歳以上の割合がやや低くなっています。

３）主要施設

都市計画道路	・高速名古屋環状２号線（東名阪自動車道）（改良済） ・名古屋環状２号線（国道 302 号）（改良済） ・名古屋津島線（(主)名古屋津島線）（一部暫定） ・堀之内砂子線（一部改良済） ・大治藤前線（未改良） ・千音寺線（未改良）
公園・緑地	・砂子堂地公園（0.02ha）　・砂子大宮崎公園（0.03ha） ・砂子中割球技場（0.13ha）　・砂子柳原ゲートボール場（0.07ha） ・ちびっこ広場（8 箇所　0.42ha）
河　　川	〔一級河川〕・新川　〔準用河川〕・小糠田川
公共公益施設	〔教　　育〕 ①大治南小学校 ②大治いずみ幼稚園 〔保健・福祉〕 ③保健センター健康館すこやかおおはる ④地域福祉センター、福祉作業所さつきの家、 大治南部児童クラブ、児童センター、 高齢者生きがい活動センター ⑤大治南保育園 〔防　　災〕 ⑥砂子東部防災ふれあいセンター 〔消防・警察〕 ⑦海部東部消防組合南分署

4）土地利用（平成 30 年度都市計画基礎調査による）

・住宅用地や工業用地等都市的土地利用が進んでいますが、地区南西部にはまとまった農地が存在し、３地域の中では農地の割合が最も高くなっています。
・(主)名古屋津島線沿道は、商業施設の立地が進んでいます。

■土地利用現況及び公共公益施設分布

凡　例			
土地利用区分			表示彩色
都市的土地利用	住宅用地		
	商業用地		
	工業用地		
		太陽光発電用地	
	公益施設用地		
	その他	道路用地	
		交通施設用地	
		公共空地	
		その他の空地	
		低未利用地	
		平面駐車場	
自然的土地利用	農地	田	
		畑	
	その他	山林	
		水面	
		その他の自然地	
市街化区域界			
基本ゾーン界			
小ゾーン界			
地域界			

区　分		面積(ha)	比率(%)
都市的土地利用	住宅用地	63.7	35.2
	商業用地	6.5	3.6
	工業用地	9.8	5.4
	公的・公益用地	8.9	4.9
	その他	42.3	23.4
	小計	131.2	72.5
自然的土地利用	農地	45.2	25.0
	その他	4.7	2.6
	小計	49.8	27.5
市街化区域計		181.0	100.0

※各区分の面積について、全町面積より按分したうえで、少数第二位を四捨五入しているため、各地域の合計とP22 表「用途地域別の土地利用面積（平成 30（2018）年度)」における総計が合わない場合がある。

（注）○番号は、前ページ公共公益施設の番号

5）都市計画

・町道花常・三本木線沿道は近隣商業地域に指定され、砂子地区の南西部は、計画的な市街化に備える区域として、第一種低層住居専用地域（建ぺい率 30%、容積率 50%）に指定されています。
・都市計画道路は、高速名古屋環状２号線・名古屋環状２号線の他、堀之内砂子線の一部が整備済となっています。
・公園・緑地は、砂子堂地公園、砂子大宮崎公園の他、球技場とゲートボール場が各１箇所、ちびっこ広場が８箇所設置されています。

■都市計画概況

凡　例	
	地域界
	市街化区域界
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	近隣商業地域
	工業地域

凡　例	
	都市計画道路（整備済）
	都市計画道路（事業中）
	都市計画道路（未整備）
	都市計画公園（未整備）
	公園・緑地
	球技場・ゲートボール場等
	ちびっこ広場
	一級河川
	二級河川
	準用河川

(2) まちづくりの主な課題

本地域のまちづくりにおける主な課題を以下に示します。

○ 安全・安心で賑わいのある都市核の形成
○ (都)名古屋津島線の整備促進
○ 下水道の整備
○ （都）砂子防災公園の整備
○ 町民との協働による道路・公園等の維持管理
○ 防災・減災対策

(3) まちづくりの目標

本地域には、保健センター健康館すこやかおおはるや地域福祉センター等が立地し、「健康・福祉拠点」をはじめとする都市核に位置付けられています。これらの地区は、町民の健康増進や福祉、あるいは交流において本町の中心的な役割を担う地区といえます。

また、地域の大半は、中高層等の住居系の用途地域に指定されています。

こうした本地域の特性を活かし、良好な居住環境と市街地の形成を目指します。

(主)名古屋津島線

砂子地区南西部の農地

(4) まちづくりの方針

① 土地利用の方針

・三本木地区の都市核となる地域では、近隣商業地や沿道複合地における商業施設の立地の誘導等、土地利用の増進を図り、賑わいのある市街地を形成します。
・一級河川新川以西の地区は、良好な住環境の形成を図ります。
・名古屋第二環状自動車道以西で事業中の(都)名古屋津島線沿道は道路整備に合わせて、沿道複合地の土地利用への転換を図ります。
・砂子地区の南西部は今後の土地活用のニーズを踏まえ、本町の活力を支えるための土地利活用の検討を促進します。

② 施設整備の方針

・事業中の(都)名古屋津島線の早期完成に向け、県等の関係機関に積極的に要望し、整備を促進します。
・都市核の健康・福祉拠点と中部地域の行政・コミュニティ拠点を結ぶ生活環境軸は、歩行者・自転車の通行を意識した交通安全施設の充実に努め、安全で安心な交通環境を確保します。
・町中心部と名古屋市都心とのアクセスを向上するため、(主)名古屋津島線に沿って構想されている名古屋市高速度鉄道６号線の実現に向け、国・県等の関係機関へ要望していきます。
・公園・緑地は、利用者の安全性や利便性を確保するための適切な維持管理を図るとともに、町民との連携により施設の美化に努めます。
・町民のスポーツ・レクリエーションの場や避難地として、(都) 砂子防災公園の整備を進めます。
・一級河川新川は、国・県に適切な維持管理を要望します。また、準用河川小糠田川等の河川は、計画的な施設の維持管理に努めます。
・下水道は、「日光川下流流域関連大治町公共下水道事業計画」に基づき、順次整備を進めます。

③ 都市景観及び都市環境形成の方針

・一級河川新川や準用河川小糠田川では、河川沿いの美化を進めます。また、公共施設の緑化に努めます。
・町民との協働による道路・公園等の清掃や植栽等を促進します。

一級河川新川

④ 都市防災対策の方針

・(主)名古屋中環状線、(主)名古屋津島線及び名古屋第二環状自動車道の緊急輸送道路としての機能を確保するため、沿道に立地する旧耐震基準に基づく建築物の耐震化を促進します。

・本地域外に位置する一級河川庄内川が氾濫した場合の浸水被害も想定されており、各種ハザードマップを活用した防災知識や避難方法の周知、自主防災組織の強化等、自助・共助による防災力の向上に向けた取り組みを促進します。

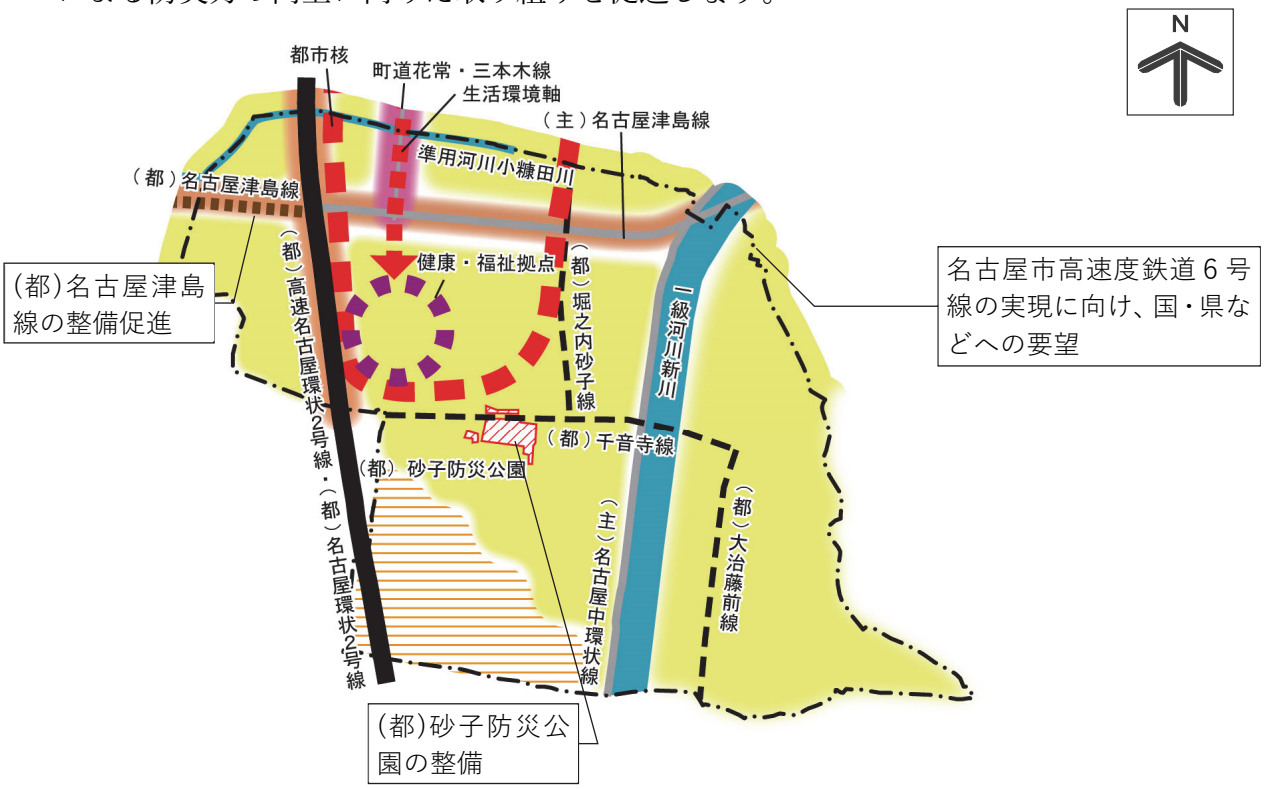

図－南部地域まちづくりの方針図

4-2-3　西部地域

(1) 地域の現況

1）地域の概況

本地域は、西條の地区で構成されています。

二級河川福田川、二級河川西條小切戸川及び準用河川小切戸川、準用河川円楽寺川、準用河川小糠田川が流れています。

本地域北部は工業地域に指定され、工場が集積しています。また、幹線道路が縦横に通っており、3 地域のなかでは最も都市的土地利用が進んでいます。

市街化区域の面積は約 182ha で、平成 27 年では町人口の約 28%を占めていますが、平成 12 年から 27 年の人口増加率は他の 2 地域に比べ低くなっています。

■位置図

2）人　口（国勢調査による）

地域人口			年齢 3 区分別構成（平成 27 年）		
年次	本地域	町全体	年齢階層	本地域	町全体
平成 12 年	7,781 人	27,073 人	0～14 歳	16.5%	16.5%
平成 27 年	8,749 人	30,990 人	15～64 歳	61.0%	62.5%
H12～27 増加率	12.4%	14.5%	65 歳以上	22.6%	21.0%

・平成 12 年～27 年の人口増加率は約 12%で、町平均より低くなっています。
・年齢 3 区分別の人口構成は、町平均に比べ 65 歳以上の割合がやや高くなっています。

3）主要施設

都市計画道路	・高速名古屋環状 2 号線（東名阪自動車道）（改良済） ・名古屋環状 2 号線（国道 302 号）（一部暫定） ・名古屋津島線（(主)名古屋津島線）（一部暫定） ・甚目寺佐織線（(主)あま愛西線）（改良済） ・西条新家線（未改良） ・美和大治線（未改良）
公園・緑地	・西條壱町田球技場（0.13ha） ・旧尾張サイクリングロード（0.60ha） ・ちびっこ広場（8 箇所　0.56ha）
河　　川	〔二級河川〕・福田川　・西條小切戸川 〔準用河川〕・小切戸川　・円楽寺川　・小糠田川
公共公益施設	〔教　　育〕　①大治西小学校 ②幼保連携型認定こども園大治幼稚園 〔保健・福祉〕　③老人福祉センター ④在宅介護支援センター ⑤大治保育園（R4.3.31 閉園予定） ⑥大治西部児童クラブ 〔文化・スポーツ〕⑦西公民館 〔防　　災〕　⑧西條防災コミュニティセンター

4）土地利用（平成 30 年度都市計画基礎調査による）

・住宅用地の他、工業用地の割合が高くなっています。
・都市的土地利用の割合が高く、３地域の中では農地の割合が最も低くなっています。

■土地利用現況及び公共公益施設分布

区分		面積(ha)	比率(%)
都市的土地利用	住宅用地	65.6	36.0
	商業用地	7.7	4.2
	工業用地	27.3	15.0
	公的・公益用地	7.0	3.8
	その他	40.5	22.2
	小計	148.1	81.2
自然的土地利用	農地	24.1	13.2
	その他	10.2	5.6
	小計	34.2	18.8
市街化区域計		182.3	100.0

※各区分の面積について、全町面積より按分したうえで、小数第２位を四捨五入しているため、各地域の合計とP22 表「用途地域別の土地利用面積（平成 30（2018）年度)」における総計が合わない場合がある。

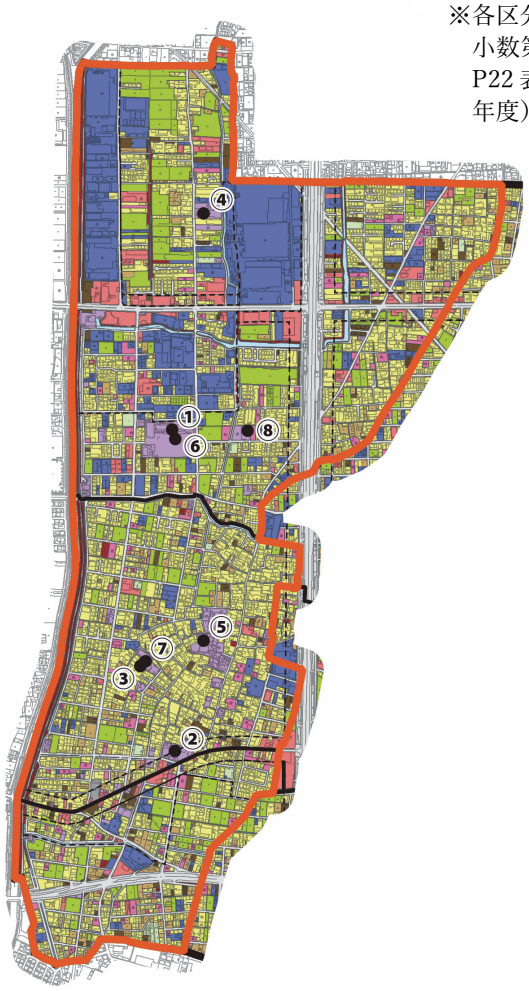

凡例		
土地利用区分		表示彩色
都市的土地利用	住宅用地	
	商業用地	
	工業用地	
	太陽光発電用地	
	公益施設用地	
	その他：道路用地	
	その他：交通施設用地	
	その他：公共空地	
	その他：その他の空地	
	その他：低未利用地	
	その他：平面駐車場	
自然的土地利用	農地：田	
	農地：畑	
	その他：山林	
	その他：水面	
	その他：その他の自然地	
市街化区域界		
基本ゾーン界		
小ゾーン界		
地域界		

（注）○番号は、前ページ公共公益施設の番号

5）都市計画

・北部において工業地域が指定されています。
・都市計画道路は、高速名古屋環状２号線・名古屋環状２号線、甚目寺佐織線が整備済であり、その他の路線は未整備です。
・公園・緑地は、球技場１箇所、ちびっこ広場が８箇所設置されています。

■都市計画概況

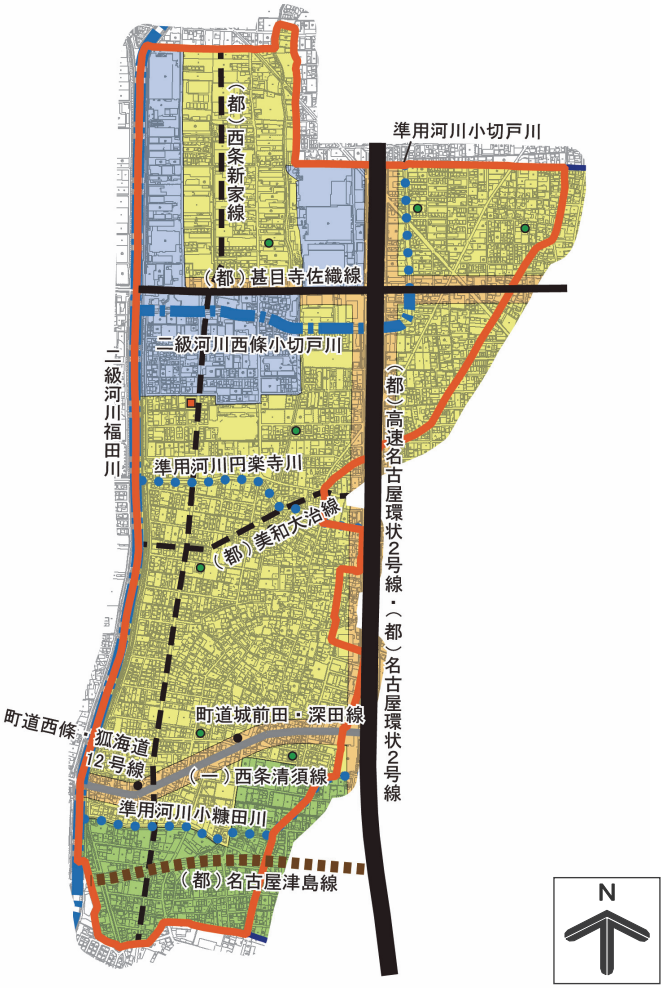

凡　例	
	地域界
	市街化区域界
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	近隣商業地域
	工業地域

凡　例	
	都市計画道路（整備済）
	都市計画道路（事業中）
	都市計画道路（未整備）
	都市計画公園（未整備）
	公園・緑地
	球技場・ゲートボール場等
	ちびっこ広場
	一級河川
	二級河川
	準用河川

(2) まちづくりの主な課題

本地域のまちづくりにおける主な課題を以下に示します。

○ 道路の利便性を活かした工業や商業の土地利用
○ (都)名古屋津島線の整備促進
○ 町民との協働による道路・公園等の維持管理
○ 防災・減災対策

(3) まちづくりの目標

本地域は、南北に名古屋第二環状自動車道、東西に（主）あま愛西線が通っています。さらには、(都)名古屋津島線の整備が進められており、幹線道路による交通利便性の高い地域となっています。

このため、地域の北部の名古屋第二環状自動車道と（主）あま愛西線の交差部周辺には、比較的規模の大きな工場が立地・集積している他、幹線道路の沿道には商業施設が立地しています。

また、地域内には、二級河川西條小切戸川及び準用河川円楽寺川、準用河川小糠田川の３河川が二級河川福田川に流入しています。

こうした本地域の特性を活かし、利便性の高い市街地の形成を目指します。

二級河川福田川沿いの工場

(4) まちづくりの方針

① 土地利用の方針

・名古屋第二環状自動車道と（主）あま愛西線の交差部周辺は、工場等が集積する工業地としての土地利用を図ります。

・(主)名古屋津島線、（主）あま愛西線の沿道は、沿道サービス施設や商業施設の立地を誘導し、道路の利用者や町民の利便性向上に努めます。事業中である(都)名古屋津島線沿道は、道路整備に合わせて、沿道複合地の土地利用への転換を図ります。

② 施設整備の方針

・事業中の(都)名古屋津島線の早期完成に向け、県等の関係機関に積極的に要望し、整備を促進します。

・明治町第一と第二の自転車駐車場は利用率が高く、定期的な放置自転車の撤去を実施することにより、施設の容量を有効に活用し、自転車駐車場の稼働率の向上とともにバスの利用促進を図ります。

・公園・緑地は、利用者の安全性や利便性を確保するための適切な維持管理を図るとともに、町民との連携により施設の美化に努めます。

事業中の(都)名古屋津島線

・二級河川福田川、二級河川西條小切戸川は、国・県に要望し、河川の改修事業や維持管理を促進します。また、準用河川小切戸川、準用河川円楽寺川等の河川は、計画的な施設の維持管理に努めます。

③ 都市景観及び都市環境形成の方針

・二級河川福田川、二級河川西條小切戸川及び準用河川小切戸川等の河川では河川沿いの美化を進めます。また、公共施設の緑化に努めます。

・町民との協働による道路・公園等の清掃や植栽等を促進します。

④ 都市防災対策の方針

・(主)名古屋津島線、（主）あま愛西線及び名古屋第二環状自動車道の緊急輸送道路としての機能を確保するため、沿道に立地する旧耐震基準に基づく建築物の耐震化を促進します。

・各種ハザードマップを活用した防災知識や避難方法の周知、自主防災組織の強化等、自助・共助による防災力の向上に向けた取り組みを促進します。

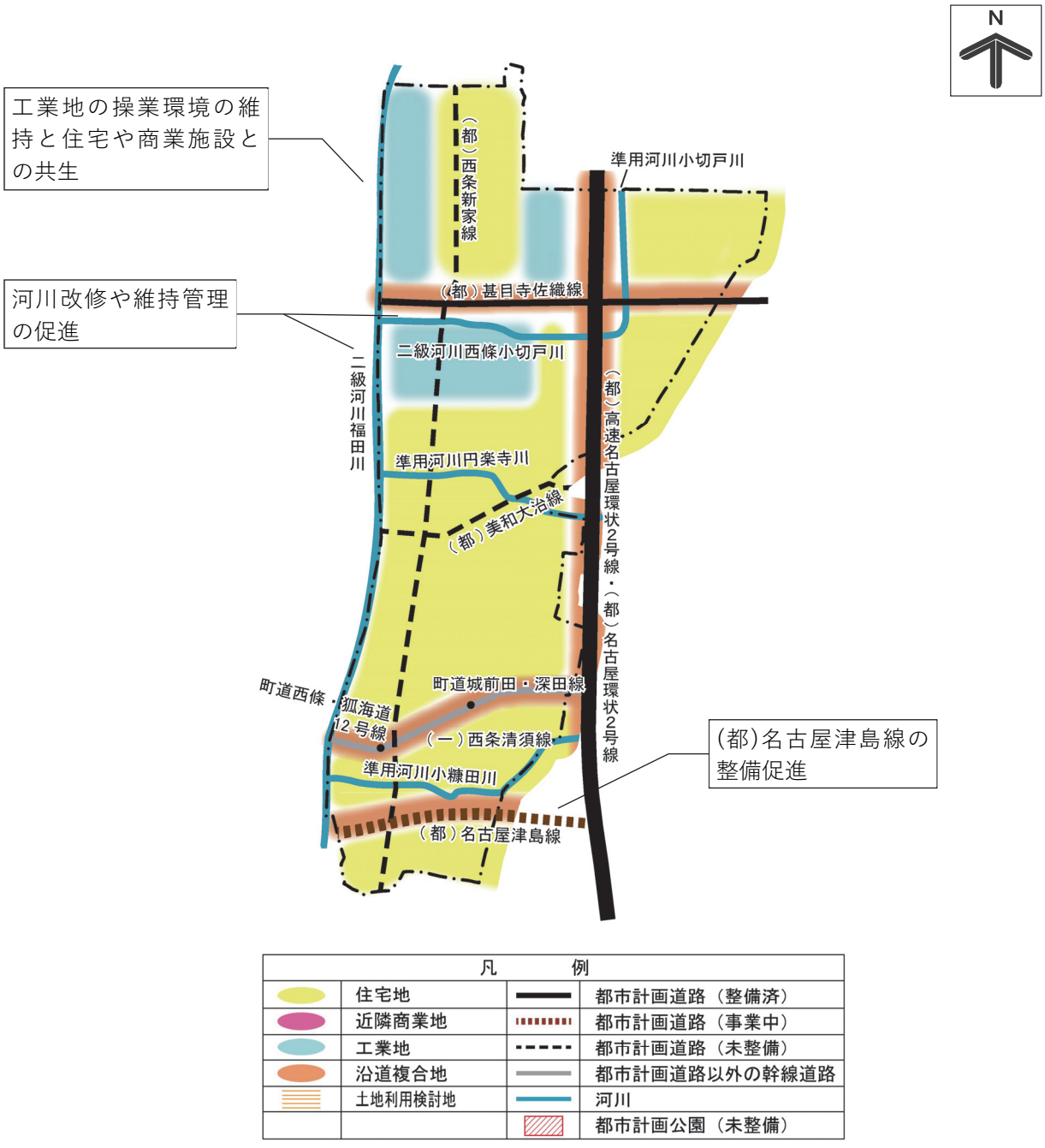

図－西部地域まちづくりの方針図

第5章　実現化方針

5-1 町民協働の推進・民間活力の活用

本計画は、都市の将来像を明確にしており、その将来像の実現に向けた個別の都市計画の決定や変更等の方向性を示す指針としての役割を果たします。計画の実現に向けては、まちづくりに関わる多様な関係者が協力し、それぞれの特徴を活かしながら、具体的な協働の仕組みをつくりあげることが重要です。

近年、まちづくりに関する価値観やニーズがますます多様化するなか、より良い都市を実現するためには、多くの意見を集約・調整し、合意形成を図りながら施策・事業を推進していくことが求められています。

そのため、町民・事業者・行政はそれぞれの役割の下で、これまで以上に相互の連携を強化し、都市の将来像を実現するための協働の取り組みを推進します。

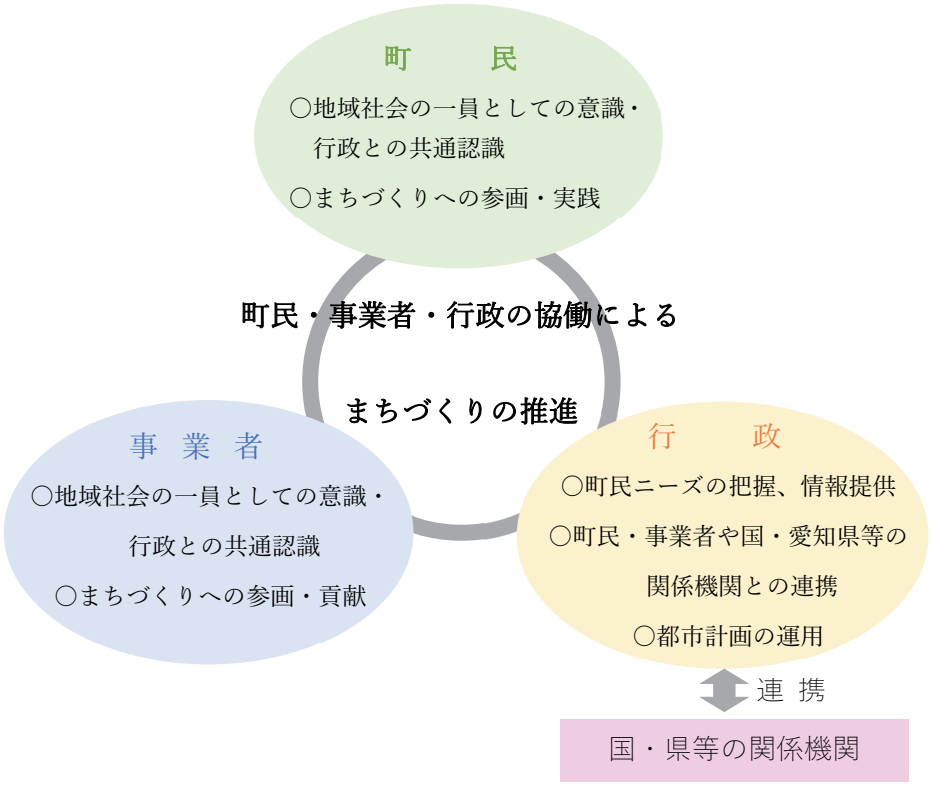

図－大治町都市計画マスタープランの推進に向けた取り組み

(1) 町民参加のまちづくり

町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりを計画的に行っていくためには、町民の理解と協力が不可欠です。そのため、まちづくりを行ううえで、町民と行政が知恵を出し合い、考え、行動できる、町民と行政の協働のための町民参加の仕組みを構築するとともに、町民と行政との連携・協働体制の強化を図ります。

(2) 事業者の協力・参加によるまちづくり

町民や行政が進めるまちづくりにおいて、事業者が地域のまちづくりを理解し、それぞれがもつ特性を活かし、自らもまちづくりに参加し、地域に根ざした活動ができるよう、支援・協力を求めます。

また、計画的な土地利用への理解・協力を求めるとともに、より良いまちづくり実現に向けて協働・連携を図ります。

(3) 行政の取り組み

都市計画マスタープランは、まちづくりに関する総合的な方針を定める計画です。都市計画マスタープランの実現には、都市計画部門だけでは対応できない分野も含まれています。このことから計画実現のために、幅広い関係部署との連携を図る必要があります。

特に、公共事業の推進、計画的な土地利用の規制・誘導は、町単独では不可能なこともあり、国、県、周辺市町及び関係機関等との調整・連携を強化します。

参考資料

■用語一覧

あ 行

アクセス

道路や交通機関を用いて、ある地点や施設へ到達すること。

一次避難地

広域避難地に到達するまでの間に、避難の中継拠点を設け、避難に伴う不安や混乱を防ぎ、住民の避難誘導、情報伝達、応急救護を行うとともに、火災による死亡の防止機能を果たすもの。

インフラ

道路、鉄道、公園、上下水道、河川等、生活や経済活動の基盤を形成する施設。インフラストラクチャー（infra-structure）の略。

(一)

一般県道の略。

液状化

地震の際に地下水位の高い砂地盤が、振動により液体状になる現象。これにより比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、比重の軽い地中の構造物（下水管等）が浮き上がったりする。

オープンスペース

公園や広場等のゆとりある空間。開けた空間・場所。

か 行

既存ストック

本計画においては、これまでに整備された都市基盤施設、建築物等の蓄積のことを指す。

緊急輸送道路

災害時に必要な救助、消防活動及び緊急物資を運ぶために指定する道路。被災時には優先して復旧作業を行う。

区域区分

無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成等の観点から、都市計画区域を「市街化を促進する区域（市街化区域）」と、「市街化を抑制する区域（市街化調整区域）」に区分すること。

建ぺい率

建築物の建築面積の敷地面積に対する割合。

公共公益施設

教育施設、医療施設、社会福祉施設、官公庁施設（県庁、市役所等）等の地域住民の共同の福祉又は利便のために必要な施設。

合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子供の平均数を示す。

コミュニティ

社会における生活共同体。住んでいる地域や学校、職場、あるいは思想、価値観や趣味、利害関係等、共有する要素のもとに集まる人間のグループ。

混雑度

道路の混雑の程度を表す指標で、交通の容量に対する実際の交通量の比で示される。混雑度が 1.0 を超えると、当該道路が混んでいると判断される。

さ 行

人口集中地区（DID）

国勢調査に基づいて設定されるもので、人口密度が 40 人/ha 以上の調査区（約 50 世帯を含む地域）が連たんして人口 5,000 人以上となる地域。

市街化区域

すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

自給的農家

経営耕地面積が 30 a 未満かつ農産物販売金額が 50 万円未満の農家。

（主）

主要地方道の略。

準用河川

河川法が適用されない普通河川のうち、市町村が特に指定した河川をいう。二級河川に関する規定が準用されるためこのように呼ばれる。

水源涵養機能

土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。

ストロー効果

新幹線や高速道路などの交通網の整備によって、それまで地域の拠点となっていた小都市が経路上の大都市の経済圏に取り込まれ、ヒト・モノ・カネがより求心力のある大都市に吸い取られる現象。

生物多様性

遺伝子レベル、種レベル、生活場所レベル等で、たくさんの生物種が存在すること。

た 行

低・未利用地

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況等）が低い「低利用地」の総称。

（都）

都市計画道路、都市計画公園の略。

都市機能

一般的には都市及びそこで営まれる人間社会を構成する主要な機能。

都市基盤施設

道路や公園、下水道等都市活動や生活の基盤となる施設。

都市計画区域

都市計画を策定する場というべきもので、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地の範囲であり、自然的・社会的条件を考慮して一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域。

都市計画公園

都市計画法第 11 条の都市施設の「公園」として計画決定されたものをいい、防災や避難場所の確保、ヒートアイランド現象の緩和など、都市が抱える課題の解決を図ると同時に、緑地が環境保全や住民の健康、文化的な生活に欠かせないものであるという観点から整備を目指すもの。

都市計画道路

健全な市街地の形成と活力ある都市形成に寄与するため、都市の基盤的施設として都市計画法に基づいて都市計画決定した道路をいい、その機能に応じて、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の 4 種類に分けられる。

都市公園

都市部にある公園。特に都市公園法によって設置される公園をいう。

都市施設

都市計画法に規定された施設をいい、道路・鉄道等の交通施設や、公園等の公共空地、電気・ガス・上下水道等の供給処理施設、教育文化施設等を指す。

土地区画整理事業

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

土地利用

土地の利用状況、又は効率的な都市活動の増進、自然環境の保全、特色ある街並みの形成等を図ることを目的として、開発行為や建築物の立地に関するルールを定めるもの。

な 行

内水

堤防で守られた内側の土地にたまった雨水や流水。

南海トラフ地震

駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域としておおむね 100 年から 150 年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震。前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震(1944 年)及び昭和南海地震(1946 年)）が発生してから 70 年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきている。

二級河川

一級河川以外の水系で、公共の利害に重要な関係があるもののうち、都道府県知事が指定した河川。

は 行

バリアフリー

高齢者、障がい者が社会参加するうえで障壁をなくすこと。

販売農家

経営耕地面積が 30 a 以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家。

標準地

土地の用途が同質と認められるまとまりのある地域において、土地の利用状況、環境、形状等が通常であると認められる土地。

や 行

容積率

建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合。

用途地域

良好な市街地環境の形成や都市における主として住居、商業、工業の適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、容積率、建ぺい率、高さ等を規制・誘導する都市計画・建築規制制度。

ら 行

リニア・インパクト

リニア中央新幹線の開業により、社会・経済に及ぼす影響等。

流出人口

当該市区町村から他の市区町村へ通勤・通学する人口。

流入人口

他の市区町村から当該市区町村へ通勤・通学する人口。